

## 会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和4年6月3日（金）10時から12時まで		
開催場所		つくば市役所 2階 201会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	横田会長、磯山委員、川島委員、中田委員、堀委員、堀内委員		
	事務局	篠塚部長、杉山次長、沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	（個人情報保護制度全般担当） 総務課：飯島係長、糸賀主査、田中主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		0名		
非公開の場合はその理由				
議題		個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
会 議 次 第	1	開会		
	2	座長の選出		
	3	個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
	4	今後の予定		
	5	閉会		

〈審議内容〉

1 開会

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず初めに、総務部長の篠塚から挨拶を申し上げます。

〔総務部長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。続きまして、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。

〔職員紹介〕

○事務局

会議に入りたいと思います。次第の2座長選出及び3個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換に移らせていただきます。

今回の審査会では、個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規設定する必要が生じたことに伴いまして、審査会条例第2条第1項第5号に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として調査審議をお願いするものでございます。

次第に従って進み正午に終了予定としております。限られたお時間ではありますがよろしくお願ひいたします。以降の議事進行は横田会長にお願ひいたします。

なお、委員の皆様のお手元にマイクをご用意しております。当市ではこのマイクを使った音声を基に、A Iが議事録を作成するシステムを導入しておりますので、発言の際には必ずマイクの使用をお願ひいたします。それでは会長よろしくお願ひします。

2 座長の選出

○会長

ただいまから令和4年度第1回つくば市情報公開個人情報保護審査会を開きます。

まず初めに、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、会議の座長を選出したいと思います。自薦他薦、どなたかありますでしょうか。ないようでしたら事務局の方にて選出案をお願いいたします。

〔出席委員からの意見なし〕

○会長

それでは、事務局ではどのようにお考えでしょうか。

○事務局

会長に、引き続き座長を兼任いただければ幸いです。

○会長

事務局案でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは本審査会の座長を進めさせていただきます。

### 3 個人情報保護法の改正の概要説明

本題に入っていきたいと思います。本日の委員の出席数は6名です。本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。

また本審査会はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めてまいります。

審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から、今日の審査会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局

今日の審査会の進め方についてです。この後、総務課公文書管理係から、法改正及びそれに伴う当市の条例改正について説明がございました。

その後、総務課の質疑応答も含めまして、自由に意見交換を行っていただき、内容について理解を深めていただく機会としていただければと考えております。また、最終的な答申の参考イメージとして、本日、他市における過去の答申例を机上配布させていただいております。

答申の内容自体は、基本的には次回以降の審議事項とはなりますが、形式としてこのようなものというイメージを持っていただければ幸いです。今日の審査会の進め方としては以上となります。

○座長

ありがとうございます。続いて総務課から改正個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例について説明をお願いいたします。

○総務課

ではただいまから、改正個人情報保護法及び個人情報保護法を施行条例案について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

説明に入る前に資料の説明をさせていただきたいと思います。事前にお配りした資料ですが、資料1番がこのスライドの内容を印刷したものとなっております。こちらは、本日差し替え版右上に差し替え版と表示されているものをお配りしておりますので、こちらを見ていただけたらと思います。

2番がスケジュールになります。今後の条例改廃スケジュールの詳細を表示したものとなっております。

資料3番が、新しく改正されました、個人情報の保護に関する法律の条文となっております。

資料4が、現在のつくば市個人情報保護法施行条例の案となっております。こちらも、本日差し替え版をお配りしております。差し替え版の方ですが、タイトルに、案が抜けておりますが、引き続き案の状態でございますので、

お手数ですが案と追記していただければと思います。

なお資料4に関しましては、差し替え版と訂正箇所という2種類の資料をお配りしてございます。差し替え版が現在の案でございまして、訂正箇所が、前回お配りしたものと、内容が変わっている部分に関しましては、赤字で表示しております。前回との変更箇所を確認する場合には、この訂正箇所を見ていただけたらと思います。

資料5は、情報公開個人情報保護審査会条例となっております。こちらも本日差し替え版をお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

参考資料といたしまして、参考資料1で、現行のつくば市個人情報保護条例の条文をお配りしております。また参考資料2といたしまして、他市の個人情報保護条例改正に関する答申の見本を用意しております。資料に過不足等ございましたら、お声掛けいただければと思いますが、ございませんでしょうか。

それでは説明に移らせていただきます。最初に、条例改廃スケジュールについて説明をさせていただきます。画面にスケジュールが表示されておりますが、こちらをより詳細にしたものが、お配りしている資料2となります。必要に応じて確認いただければと思います。

まず本日6月3日ですが、この審査会の委員の皆様、法改正及び条例改廃の概要を説明し、質疑応答の場を設けさせていただきたいと思っております。本日の議論で結論を出すという趣旨ではありませんので、こういったことでも結構ですので、忌憚のない意見・質問をいただければと思います。

本日の議論を踏まえまして事務局内で、案を検討させていただいた後、6月下旬に当審査会に諮問をさせていただきます。

なお、この諮問につきましては、法令で必須とされているわけではございませんが、今回の条例改廃については、専門的知見を持つ委員の皆様からの

意見をいただく事が不可欠であると判断をしたため、諮問させていただくものとなっております。

その後、7月下旬、審査会において、条例案の調査審議をしていただいた後、8月上旬つくば市の重要施策等を審議する機関である、庁議という機関に付議させていただきまして、8月24日に庁議で審議を行います。

なお今回の条例制定に関しましては、つくば市パブリックコメント実施要綱において、手続が必要な対象となっておりますので、9月2日から10月3日にかけて、パブリックコメントの意見募集を実施いたします。

その後、10月上旬にパブリックコメントにて出た意見の検討を踏まえた結果の条例案について、審査会から答申をいただく予定となっております、11月中旬、つくば市市議会12月定例会へ議案を提出し、12月つくば市議会において審議を行います。議会で条例が可決された後は、令和5年1月に、つくば市個人情報保護法施行条例を交付いたします。

なお今回の法改正によりまして、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、個人情報の取扱いを監督する国の機関である個人情報保護委員会という機関に届出をしなければならないとされておりますので、2月にその届出を行います。3月に庁内外に周知を行った後、4月1日、改正法の施行と合わせて条例の施行を行います。

以上がスケジュールの説明となります。ここまでで何か質問がありましたら、伺いたいと思います。

特にないようでしたら、続きまして、個人情報保護法の改正の背景について説明させていただきます。今回個人情報保護法の改正に至った背景には、第1に、国におけるデジタル庁の創設など、近年のデジタル業務改革の推進が進む中で、国や地方公共団体等の公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が予想されたということがあります。これを受けて、国は、個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員

会が、公的部門、民間部門を含めた個人情報の取り扱いについて、一元的に監視、監督する体制の必要が生じました。

第2に、デジタル社会の進展や、個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化していることが挙げられます。こうした中で、データの利活用の支障となり得る、不均衡不整合を是正する必要がありました。

具体的には、企業等民間部門と、国や地方公共団体などの公的部門で個人情報の定義が異なっていたこと。国立病院、民間病院、公立病院でデータ流通に関するルールが異なっていたこと。国立大学と私立大学で、学術研究に係る例外規定のあり方が異なっていたこと。また、地方公共団体の持つ個人情報保護条例の規定や運用がそれぞれ異なっていたこと。こちらに関しましては、自治体が2,000あれば、それぞれ2,000個の異なったルールがあると言われる、いわゆる2,000個問題と呼ばれる問題などが背景にありました。

また、国境を超えたデータ流通が増加していることを踏まえ、こちらに表示されていますGDPR、GDPRといいますのは、EUにおける一般データ保護規則といった規則になります。こちらへの十分性認定への対応など、国際的な制度への調和を図る必要が高まっていました。こうした背景を踏まえまして、令和2年度に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、個人情報に関する本人の権利強化、主に民間事業者を対象とした責務強化や、虚偽報告等への法定刑引き上げ等が実施されました。

さらに、令和3年度に、こちらにございますデジタル社会の形成を図るための法整備に関する法律が成立し、同条の第50条関係と呼ばれる規定により、これまで法律が3つに分かれておりました民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について、個人情報保護法が一本化して適用されることとなり、令和4年4月1日に既に施行されております。

また、同法の51条関係と呼ばれる規定により、令和5年4月1日から、つ

くば市を含む地方公共団体についても、個人情報保護法が適用されることとなっております。以上が個人情報保護法改正の背景となります。ここまでで何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

続きまして、改正個人情報保護法の概要について説明いたします。改正個人情報保護法の特徴としまして全国共通のルールを設定したことが挙げられます。画面の図で見ていただいておりますように、改正前の個人情報保護法におきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等、それぞれで、根拠法令が分かれており、それを監督する機関も、総務省、個人情報保護委員会、それぞれ地方公共団体と分かれておりました。

改正後の個人情報保護法におきましては、根拠法令を一本化して、個人情報保護法を全国的な共通ルールのもとで、それぞれの機関に適用する事となっております。また、それを監督する機関についても、個人情報保護委員会に一本化されることになりました。

また、医療分野学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として、民間の病院大学等と同等の規律を適用するとともに、学術研究に係る保護法の適用除外規定については一律の適用除外ではなく、法律を適用した上で、例外規定を置き、規律を精緻化することとなりました。

また、個人情報の定義を、国、民間、地方公共団体で統一するとともに、匿名加工情報の取り扱いに関する規律を明確化することとなりました。それによって地方公共団体におけるルールが共通化されることも、改正法の特徴となっております。

改正法の適用前は、地方公共団体によって規制の対象が異なり、国とほぼ同じ規律を保っている自治体もあれば、そもそも条例を制定していない、また国より、規律、一部の規律が少ない、逆に国よりも規律が多い、また、国とは異なった手続きを設けているなど、不均衡な状態にありました。

改正法の適用後に関しましては、法律により、全国的な共通ルールが設定



され、地方公共団体については、法律の範囲内で、必要最小限の独自の措置が許容されることとなりました。

これを受けて、つくば市においては、これまで個人情報の取扱いの基準となっておりました、つくば市個人情報保護条例を廃止し、必要最小限の措置を定める、つくば市個人情報保護法施行条例を新たに施行することとなっております。

それでは、法律の中身を説明していきたいと思います。お配りした資料3が、改正法の前文となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。

最初に、定義関係について説明いたします。これまで地方公共団体の条例において、独自の定義が定められていた用語の定義については、個人情報保護に関する全国共通ルールで法律を定めるという法改正の趣旨に鑑みて、条例で独自の定義をすることは許容されないとされております。

ただし、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないように、取扱いに特に配慮を要するものについては、第60条第5号に規定する条例要配慮個人情報を定めることができるとされております。

また、定義関係をはじめとする地方公共団体（議会を除く。）とありますが、その規律については、改正後の法律により統一されるため、一部を除いて、条例で新たな規定を整備する必要はないものとされております。

なお議会を除くとありますのは、改正法におきましては、国の国会等が個人情報保護法の対象外となっていることに合わせて、地方公共団体の議会も、その対象から除かれたということになります。このため、つくば市の議会事務局におきましては、別途、議会の個人情報保護に関する条例を定める予定となっております。この定義関係の主な変更点といたしまして、個人情報そのものの定義が変わったことが挙げられます。

改正前の法律では、個人情報の定義に関しましては、画面にございます、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものとありまして、括弧書きで、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む、」とされていましたが、改正後の法律では、「他の情報と容易に照合することができ」、「容易に」という文言が追加されています。

改正前の法律では、他の情報と照合するにあたって、例えば、何らかの調査が必要となった場合、容易ではない場合でも、照合が可能であれば、個人情報の定義に含まれていましたが、改正後は、その照合が容易にできなければ、個人情報には含まれないということになりました。

結果として個人情報の範囲は狭くなっているということになります。これに関しましては、これまで民間部門と公的部門とで分かれていた個人情報の定義を、民間部門に合わせる形で、統一することになった結果となっております。

続きまして個人情報の取扱い関係等になります。これまで条例で規定していた個人情報の保有の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限等については、今後は法令及び国の規則ガイドライン等に基づいて対応することになります。

改正法第 68 条におきまして、保有個人情報の漏えい、滅失、き損等が生じた場合、個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、個人情報保護委員会へ報告する義務が生じています。

また、改正法第 74 条・第 75 条におきまして、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられました。個人情報ファイル簿とは、ここにあるように、一定の事務の目的を達成するために、保有個人情報を体系的に構成したファイルで、個人情報によって識別される特定の個人の数が、1,000 人を超えるものを指しております。

つくば市においては、こちらは現時点でも、国の基準に準じて、ファイル

簿の作成公表を行っておりますので、こちらに関しては、改正による影響は少ないものと考えております。

続きまして、開示、訂正及び利用停止関係です。まずこの開示、訂正及び利用停止についてですが、個人情報保護法においては、行政機関等に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができるとされており、その請求の方法等に関する規定となります。

まず、改正法の第 89 条第 2 項において、地方公共団体に開示請求するものは、実費の範囲内において、手数料を納めなければならないとされておりますが、この手数料の額を条例で定める必要があるとされております。

また、開示請求につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報など、開示できない情報、不開示情報といったものがございしますが、市の情報公開条例にも同様の不開示情報といったものがあり、こちらと整合を図るため、情報公開条例の規定と同様の不開示情報を追加すること等が許容されております。

またその他、法で定める、30 日間の開示決定期限を短縮すること、開示請求にかかる手数料を無料、または、コピー代 1 枚につき 10 円というような従量制とすることが許容されております。逆に情報公開条例と関係のない不開示情報を追加することや、30 日間を超える開示決定の期限を設けることは許容されておられません。

また、現行法では、本人または法定代理人にしか認められていなかった開示請求が、委任状等を用いた任意代理人による請求も、認められるようになっております。なお、現在も開示決定等にかかる審査請求の諮問を受けていただいております現在の情報公開・個人情報保護審査会につきましてですが、こちらは改正法第 105 条第 3 項に規定する、行政不服審査法第 80 条第 1 項、または第 2 項の機関ということを、審査会条例に位置付けることで、引き続き、審査請求に係る諮問機関とすることが可能となっております。この位置

付けを行うため、今回つくば市情報公開個人情報保護審査会条例についても、改正が必要となっております。それに関して、お配りした、資料5が審査会条例の新旧対照表となっております。

続きまして行政機関等匿名加工情報です。匿名加工情報とは、こちらにありますように、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除することなどにより、特定の個人を識別することができないように、個人情報を加工した個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたものと定義されております。

改正前の法律では、行政機関においては、非識別加工情報と呼ばれておりました。これに関しまして、法第111条の規定により、国、地方公共団体、独立行政法人等の行政機関等は、定期的にこの匿名加工情報を活用した事業の提案募集を行うものとされております。

また、法第119条におきまして、提案募集を行う場合は、匿名加工情報の利用に関する手数料に関する条文を、条例で定める必要があります。なおこの提案募集に関しましては、当面の間は、都道府県及び政令指定都市にのみ義務付けられており、つくば市の場合は、こちらは任意となっております。なお、改正個人情報保護法では、国、地方公共団体、独立行政法人等を合わせて、行政機関等と呼んでおります。こちら単に行政機関といった場合は、国の機関のみを指しますが、行政機関等といった場合は、地方公共団体を含む定義となっております。

続きまして個人情報保護委員会についてです。個人情報保護委員会は、専門的知見を有する独立行政委員会として設置されており、これまでは、民間の個人情報取扱事業者の監督を主な任務としてきましたが、改正法の施行後は、行政機関等についても、指導、助言勧告等の監視を行うこととされております。

また法第166条におきまして、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱い

を確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供、または技術的な助言を求めることができるとされております。また、先ほどのスケジュールの際も説明いたしましたが、第 167 条において、地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき、個人情報保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく委員会に届け出なければならないとされております。

続きまして審議会等への諮問です。改正法の第 129 条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することが可能であるとされております。この諮問できる内容は具体的には、この法令やガイドラインに沿った運用ルールの細則を定める場合や、地域の特殊性に応じた独自の施策の実施について、意見を聴取することが特に必要な場合等が想定されています。

一方、個別案件における個人情報の取扱いにおいて、典型的に審議会等への諮問を要件とすることは、許容されておられません。ただし、現在も当審査会に諮問させていただいております、特定個人情報保護評価、PIA に関しましては、番号法に基づく規定ですので、こちらの諮問は従来どおり可能となっております。

また、既存の情報公開・個人情報保護審査会に審議会の役割を持たせることも可能とされているため、つくば市におきましては、現在の個人情報保護審査会に審議会の役割を追加する形での条例改正を考えております。以上が、改正個人情報保護法の概要となります。こちらについて何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

○堀内委員

委員の堀内でございます。一つ理解できなかったのを教えていただきたいのですが、3-6の行政機関等匿名加工情報の真ん中あたりで、匿名加工情

報を活用した事業の提案募集を定期的に行うものとすると言われていたのですが、これがどういうイメージなのか何のために提案募集をすると言っているのかが分からなかったので、イメージを教えてください。

○総務課

今回の法改正の趣旨といいますのが、個人情報を含めたそのデータの利活用によって、新たな産業の創出ですとか、経済を活性化するといった目的が含まれております。

個人情報に関しては従来その個人を識別できる情報、商業目的に利用すること等は、従来認められていなかったのですが、今回この匿名化という、特別な技術を施して、個人が特定できないようにし、企業等に例えば医療ですとか、介護に関するデータを提供し、企業がそれを分析した上で、例えば提案ができるとか、こういった分析結果、これを行政に反映させることができるといったような提案を企業に募集する流れとなっております。

○堀内委員

よく分かりましたありがとうございました。

○磯山委員

定義のところ、改正後は、他の情報と容易に照合する事がという形で、限定されることになったというお話でしたが、具体的にこういった情報が外れるのでしょうか。

○総務課

容易にという定義がどこまでというのは若干難しい話ではあるのですが、解釈上では通常の事務ですとか、業務における一般的な方法で、他の情報等、照合できる状態にあるということを意味しており、例えば特別な調査をしたりですとか、或いは照合のため特別なソフトを購入してインストールしたりとか、そういった若干の手続が追加されるような場合は、この容易にという要件は満たさないということが考えられております。

○磯山委員

容易性っていうのは誰を基準に判断するのでしょうか。公的機関なのか、民間の情報を出す側の判断なのか。

○総務課

ルール上は民間においても、行政においても、同じルールですので、その容易の照合っていうのは、もしかしたらその場、その場での判断になってくることもあるかもしれません。

○磯山委員

具体的なものは、今後の事例の積み重ねみたいな事になってきますでしょうか。

○総務課

そうですね。例えば簡単に考えられるものとしては、登記情報なんかは、一般に公表されていますので、そこから得られる情報は、容易に照合できる範囲に含まれてくるのではないかと思います。ただ実際、言われるとおり、具体的には今後の事例の積み重ねという部分はあると思います。

○磯山委員

分かりました。

○川島委員

今の「容易に」の部分に僕も正確に理解しているわけではないのですが、モザイク効果と言われているもので、例えば、正確ではないので、正しいかどうか疑問の余地があるのですが、モザイクって、ステンドグラスの中でチップの断片があり、断片一つ一つが赤だったり緑だったりしますが、全体としては、断片が全体として形をなすと、それが人であったり、風景だとかはわかります。ところが、一つ一つの赤の断片、或いは三角の断片とかだけだと、モザイク全体の絵が何を意味しているのかは、見た人間は分かりません。この例が良いかどうか私にはよく、まだはっきり分かりませんが。

例えば、私がTポイントのポイントを持っている場合、どこで何を買ったか、Tポイントで全部履歴がありますよね。そのTポイントを使っている人間の、IDとして番号だけがあって、住所、生年月日等も分からなくても、IDが例えば111 何とか番の人が、何月何日どこでパンを買い、どこで、鉛筆を買ったという履歴がありますよね。その情報だけでは、私かどうかはわからないですよ。

ところが、私のTポイント履歴と、私の携帯のGPSの位置情報と、例えば私のSuicaの情報とが全部組み合わさると、私以外にないという状況が発生する、それが、その情報です。

モザイク効果というのは、僕の理解ではそういう事で、要するに情報は、ある塊だけだと、必ずしもその個人が特定できないのですが、括弧書きの意味しているところは、氏名、生年月日、その他が分かってしまい、それは、私のことということがはっきりと特定できないような情報の塊があり、特定できない情報の塊が3つ、4つと重なって、全部何月何日はこの人はどこで何を買ってTポイント幾らで、Suicaがどこでとか、それが分かると、きっとこの人はこのマンションに住んでいて、年齢何歳ぐらいの男性でとか、分かり出す、他のフェイスブックの情報と重ねて、それは川島だったと判ってしまいます。

そういうイメージで、この括弧書きを照合することによって、個人を識別されてしまうという、そういうことがあります。このインターネットの社会、少し参考までに、必ずしも正確な事例を引いているとは言い切れないのですが、容易に照合することで、個人情報、個人識別が可能になるということは、そういうことだと私は理解していて、正確な解釈は、個人情報保護委員会の何か解説があると思いますが、一般にはこれがモザイク効果と言われているものです。

○座長



磯山委員は、その「容易に」というのが付くと、「容易に」が付いてない改正前とは、具体的にどこが違ってくるのでしょうかという、質問かと思うのですが、その容易さというのが、どういう事なのか。

○磯山委員

一番スタートとしては「容易に」を、検討することでどこまで狭まってくるのかなど、この照会の方法とかもあるのでしょうか、何か大枠そんなに変わってこないような気がします。

○川島委員

この経緯から考えると、おそらく、民間企業に対する個人情報保護法の中に「容易に」があったので、一本化するとき、全体の標準的な解釈として「容易に」を入れた、それを残したということですよ。

私は背景がよく分かりませんが、この容易性の判断というところが一番この個人情報保護の裁量的に悩ましいところだと思います。容易かどうかというのは、世の中に流れている情報の量とか、質とか、スピード感によって実は分からないのです。

我々がいろいろな情報を手軽に利用できるようになってきていますが、昔はそうではありませんでした。3年前、5年前もそうではありませんでした。容易性というものが社会に混乱を与えて、個人のプライバシーとか、そういったものに影響を与えるほどの容易な状態になり、普通の人でも、ちょっとした情報を組み合わせることで、その人を特定して、ダイレクトメールを送ったり、その人の住所を特定してストーカー行為を行ったりということが、社会全体としては怖いわけですね。

この括弧書きの中というのは、個人情報が含まれてなくても、容易に組み合わせると個人が特定されるということになるという、そういう意味だと私は理解しています。個人情報保護の専門ではないですが、ただ一般的にはそう理解されていると思います。

○座長

具体的で分かりやすい説明だったと思います。

○川島委員

磯山委員がおっしゃるこのことについて、多分、個人情報保護委員会は、今までの解釈、前例をお持ちだと思いますし、今回の改正は、個人情報保護条例に基づく審査会の権限を全部中央で引っ張っているということですから、我々が判断する必要はなくなるので、直接、我々の責務ではなくなります。

これがどう解釈されるかって、国に持っていかれたということで私が逆に懸念するのは、その判断が遅くなって、地域における情報の活用、情報による紛争の防止等についての、滞りが起きてしまうという、おそれはなくはないと思っています。国は国の個人情報保護委員会が機能するという前提でこの法律を書いています、実際どうなるかは分からないです。

○座長

理解がまた深まったような今の議論だと思います。

他にも何か質問や意見、あるいは川島委員強調したいところがあったら教えてもらえるとありがたいです。

○川島委員

これは論点がいろいろあって、人によってその法改正とか、条例に及ぼす影響というものの見方が違うと思うのですが、私が、一番に関心があるのは、先ほど堀内委員御指摘の、匿名加工情報に対してつくば市はどのような姿勢で取り組むか、というところに尽きると言っていると思います。

他はもう国が面倒見るということなので、それならお任せしていいのではないかと思っています。

ただ、この匿名加工情報についてどう利用するかということについて、募集をすることについては、今後の地域社会の中での安全安心、健康、

利便、快適などなど、様々な面での影響があるので、そこをどのようなスタンスで臨むのかというのは、この審査会で議論をすべき、私なりの論点のポイントだと理解しています。論点は多々あると思います。

○総務課

ありがとうございます。他に質問等はございますか。ないようでしたら、続きまして、つくば市個人情報保護法施行条例案について説明を始めたいと思います。

本日お配りした資料4の差し替え版が現在の条例案となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。最初に開示請求にかかる手数料等について説明いたします。

こちらは条例案の第3条になります。先ほど申し上げましたように個人情報保護法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料については、無料または従量制とすることが、許容されていることから、施行条例第3条第1項において、手数料は無料と位置付け、第2項において、実費相当額の費用のみ徴収することを位置付けております。

費用の詳細は条例施行規則で定める予定ですが、法改正による影響を最小限とするため、コピー代1枚につき10円といった、現在と同様の費用負担を考えております。

また、こちらも現条例と、同様の規定となりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法や、マイナンバー法と呼ばれるものですが、こちら第30条に、経済的困難等の理由がある場合、マイナンバーを含む個人情報、こちらも通称特定個人情報と呼ばれるものですが、こちらの開示請求に係る手数料を免除する規定があることから、施行条例第3項においても同様の規定を定めております。

続きまして開示決定等の期限です。こちらは、施行条例第4条から第9条の規定になりますが、改正法と差異がある部分は特に、第4条、第6条、第8

条の部分になります。

改正法におきましては、開示決定、訂正決定、利用停止決定期限、これは請求を受け付けてから開示等決定するまでの期限のことになりますが、こちらがいずれも 30 日間と定められております。一方現在のつくば市個人情報保護条例や情報公開条例においては、定める期限が 15 日間であることや、また現在確認できた範囲では、他市町村においても、期限を 15 日間とすると回答した市が多数であることを踏まえて、現行通り 15 日間の期限を設定いたします。こちらは、条例案の第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項の規定となります。

なお、改正法においては、決定期限 15 日間に加えてやむを得ない事情がある場合のみ、その期限をさらに最大 30 日間延長できる規定があります。現在、市の条例では、決定期限を 15 日間、延長期間を 45 日間と、合計して、60 日間に延長できる規定としておりますが、国のガイドラインにおいては、決定と延長を合計した、期間が同じ 60 日間であっても、延長期間が 30 日間を超えてはならないとされているため、延長期間については、改正法と同様の 30 日間といたします。こちらは条例案第 4 条、第 6 条、第 8 条のそれぞれ第 2 項に規定がございます。

これにより、決定期限と延長期間を合計した期間が、改正法に定める 60 日間より短い 45 日間となりますが、一般に保有個人情報の開示請求にかかる文書は、通常の情報公開による文書よりも、一般に文書量が少ないため、期限に比較的余裕のある場合が多く、市の業務への影響は少ないものと考えております。

続きまして匿名加工情報の利用に関する手数料です。こちらは事前にお配りした内容と、変更があったところとございまして、お配りした、事前に配布した資料では、こちらは定めない予定でしたが、検討した結果、定める方向で考えております。

先ほどの改正法の概要で説明しましたが、法第 111 条に規定する、行政機関匿名加工情報の提案募集について、つくば市においては任意とされておりますが、先日つくば市が特区指定されました、つくばスーパーサイエンスシティ構想において、匿名加工情報の活用が位置付けられていることから、将来的に提案募集を行う可能性を踏まえて、改正法第 119 条に規定する、匿名加工情報の利用に掛かる手数料を設定する方向で検討しております。

こちらは施行条例第十条の規定となっております。この手数料の額につきましては、原則として、国が標準で定める額と、同額を規定することとなっておりますので、そちらと同様の額となっております。

続きまして、審査会の諮問についてです。先ほど説明いたしましたように、改正法第 129 条には、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、合議制の機関に諮問することが可能とされております。

この意見を聞くための機関として、情報公開・個人情報保護審査会の位置付けをいたします。こちらは条例案の第 11 条の規定となります。なお審査会へ諮問できる、それぞれの項目については、国のガイドラインに沿った内容となっております。

なお議会については、改正法の対象から外れますが、議会に定める条例において規定すれば、同様の内容、及び審査請求について、審査会へ諮問することが可能となっておりますので、つくば市議会事務局において、同様の規定を定める予定となっております。

また、この改正によってつくば市情報公開・個人情報保護審査会の役割が若干変わることになりますので、審査会条例についても合わせて改正を予定しております。こちらにつきましても、同じく 12 月議会へ議案提出をする予定でございます。

続きまして、附則の説明になります。改正個人情報保護法においては、施

行日が令和5年4月1日と定められているため、施行条例についても、同様の施行期日となっております。それに伴いつくば市個人情報保護条例は廃止するという事となります。

附則の中で特に第5項及び第6項の部分なのですが、こちらについて少し説明をしたいと思います。現在の現行の個人情報保護条例においては、個人情報ファイル等の不正提供、盗用に対する罰則規定が定められております。こちらに関しては、旧条例を廃止した後も、廃止前に保有していた、個人情報ファイル等について、不正な提供等をした場合は、従前と同様の罰則が課される規定を経過措置として、規定したものとなっております。

こちらの規定に関しましても改正個人情報保護法の附則を参考に、ほぼ同じ内容となっております。なおこの規定に関しては、懲役及び罰金を含む内容であることから、水戸地方検察庁との協議が必要となる可能性がありますので、近日中に同庁に、協議の必要性について確認する予定となっております。

最後にその他といたしまして、今回の改正法において許容されている独自規定を定めなかった部分に関して説明いたします。

改正法第60条第5条において、地方公共団体独自に条例要配慮個人情報と定めることができるとされていますが、改正法に規定されております、要配慮個人情報、具体的には人種、信条社会的身分、病歴、犯罪の経歴犯罪により害を被った事実等、これらの定義により、個人の権利利益を確保することが可能であると判断したため、条例要配慮個人情報については、特段規定をしておりません。以上が個人情報保護法施行条例案の説明となります。

なお現在この内容については、庁内の法制を担当しております、法務課という部署において、法令審査を行っている最中なので、今後それにより内容が若干変更になる可能性がございますが、そちらについては了承いただければと思います。

この項目の内容が、後に諮問する上で、調査審議を行っていただく内容になってまいりますので、こちらに関して積極的に質問いただければと思います。またこれまで説明した内容、全般に関しても結構ですので、あわせて質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○座長

区切りながら意見とか質問を、今聞いていただいたのですが、全体を通して何か意見、或いは質問ございましたらなんでも結構ですので、お願いいたします。

はい、川島委員お願いします。

○川島委員

今日の会議というのは、先ほど確か、スケジュールで示されていた、次回に諮問をいただくとのことで、諮問事項について、この審議会としての議論を深めるということで、よろしかったですかね。

○総務課

そうです。

○川島委員

諮問事項としての候補は、今どのように整理されているかといえば、先ほど、説明がありました資料の中の、条例に関わる部分について、定められる横出しの部分とか上乘せの部分について、その項目については、今、出されている、第3条でしょうか。

○座長

第4に条例が関わるのでしょうか。

○川島委員

第4のことについて、議論を対象にするということですか。

○総務課

はい。

○川島委員

はい、ありがとうございます。

○座長

具体的にはその第4に書いてあることについて、意見や、諮問の対象というか、そういう事になるわけですね。

○堀委員

委員の堀です。今回の個人情報保護法の改正っていうのは結局、川島委員もお話しされていましたが、各自治体で、微妙に違う取決めがあり、逆にそれが混乱を招いていると。

極力必要な範囲で、その不一致がある部分に関しては統一した扱いを極力していきましょと、ひいてはそれが効率性を高めていく、というところにあると思うので、今回諮問の対象になっている、施行条例に関しても、おそらく、不必要に個性を発揮しないで、極力横並びで作っていくというのが何より大事なのだらうなと理解しました。

その観点からいくと、今回の審査会で話し合うということであれば、個性をどこで出していくのかと、どこが他の自治体と違っている条項なのかというのを明確にさせていただいて、その理由は何なのかっていうところにフォーカスしていただくと、より集中して議論がしやすくなるのかなというふうに思っています。

なので、可能であればその辺を、どこがどう違っているのかとか、その理由みたいなものを明確にさせていただけると、いいのかなと思いました。

あと、一点これは質問なのですが、第4-6の最後の条例要配慮個人情報に関して、これに関しては今回取り扱わないということだと思えますが具体的にはどういうことを念頭に置いた規定なんでしょうか、教えていただければと思います。

○総務課



はい。条例要配慮個人情報に関しましては、地域の特性その他の事情に応じて本人に対して不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱い、特に配慮を要する記述ということにて国からは説明がございます。ですので、この地域の特性といったものが例えばその地域に関しては、マイノリティ的な方がいらっしゃるとか、おそらくそういった部分を想定されているのではないかと思います。

○堀委員

なるほど、少しイメージが沸かなかったものですから、具体的な事例として、こういう地域でこういう問題が生じているというのが、つくば市では特に想定されないということなのですかね。

○総務課

はい、そうです。

○座長

今の意見は、条例でつくば市の特性というのが分かるような形で、議論がしやすいように、事務局の方でお願いしたいということでしたのでその辺はよろしくお願いしたいと思います。

○総務課

はい。

○座長

その他に何か意見、あるいは質問はありますか。

川島委員お願いします。

○川島委員

今の堀委員の指摘、正に僕もそのとおりだと思っていまして、フォーカスを定めた議論が必要だと思うのですが、そのフォーカスの定め方について、1つはつくば市ならではの、個性的な観点から、何か実施する必要があるのではないかとということ、ポジティブな面で、よりデータを使うという意味で

の個性と、もう一つは、つくば市ならではの配慮しなくてはいけない、危ない個人情報に、危ない面についてどういう配慮が必要なのかという点、その2点があって、多分、先ほどの説明ではスーパーシティに関連する部分というのは、より積極的に、情報を活用していきましょうという、そういうフォーカスの部分だと思います。

やはり要配慮個人情報について本当に、特別な規定がいらぬのかどうかという問題については、僕もよく分かりませんが、例えばよく言われる様な被差別民、部落問題とか、そういう特にこう偏見に満ちたマイノリティとして、社会から見られてしまうような、そういう個人に関する情報の取扱いというのはおそらく、相当自治体ごとに取扱いのセンシティブさの度合いが違うというのは多分歴史的にはあると思います。

そういった意味で少し気になるのは、今までのつくば市の個人情報保護条例の運用の中で、そのような事例というのか、過去においてつくば市が国の行政機関、個人情報保護法とは違う様な、何かそれから横出的に適用解釈をしたような事例があれば、今回それが抜け落ちてしまって、その保護対象が消えるということは、今まで、土台を作っていた、その権利が、ないがしろにされるおそれがあるという懸念はあるのですよね。

ですからそれがあるかないか、そういう今まで保護されている方が必要、改正によって、何かを奪われることがないかどうかのチェックは、必要だと思いました。積極的なネガティブチェックだと思います。

保護されている人がいないと言い切れるかどうかの検証はすべきではないかと思います。そういう記録がどのように残っているのかは分かりませんが、そのような事例は総務課の記録の中のどこかに残っている可能性はあると思います。

もう一つ追加で言うと、やはりつくば市というのは、外国人のシェアが今4%ぐらいですが、全国平均2%ぐらいで、多いと言えば多いのですが、た

だ、もっと多いところもあるので、ものすごく多いというわけではありませんが、つくば市には 120 数か国、非常に多様な方々がいらっしゃり、外国籍という意味で、この外国人の問題についてのこの要配慮個人情報についての視点は、他の自治体での定めの有無は気になります。

外国人対応について、いろんな多文化共生条例とかでは、そういうのを作っているところもあるのですよね。日本語をしっかりと話せない人に対しては、しっかりと日本語教育しましょうとか、医療の場でもしっかりと母国語で医療を受けられるようにしましょうとかですね。

そういう問題は一方での多文化共生問題としてあり、具体的にイメージがあって言っているわけではないのですが、その方々を守るための配慮事項が無いかどうかは、つくば市ならではのフォーカスとしては、マイナスの面を守る意味で、チェックが必要かなと思いました。

○座長

つくば市の特性というところからすると確かに、今、川島委員がおっしゃったところも、検討しなくてはいけない部分も出てくるのかなというのはよく理解できます。その辺の、やり方とか、何かあるのですかね、実態調査とか。

○川島委員

全国の中では、例えば浜松市、新宿区とかですね。圧倒的に、外国籍の方がたくさんいて、いろんな問題が議論になっているところがありますので、そういうところが今回の個人情報保護改正に伴う条例化にあたって、要配慮事項として外国人対応について、何か特別な配慮をしているのかどうか、少し気になりました。おそらく、何十も調べる必要はなくて、典型的に進んでいるところは、いくつかあると思います。

○座長

要配慮事項について、もう一度少し再検討していただきたいというのが

まず意見なのでそれも参考にさせていただけるといいかなと思います。

○総務課

承知いたしました。

○座長

次回にその辺少し、ご回答いただけるといいかなというふうに思います。

そのほかに何か、意見でも質問でも何でも、今日は理解を深めるための会議ということなので、何でも結構ですのでお願いいたします。

○堀内委員

はい。よろしいでしょうか、委員の堀内でございます。

先ほど川島委員の方から、匿名化した情報の利用についての提案というのは結構肝の部分だという事を教えていただいて、そうであったのかと、少し気になっただけだったのにと、目が開かれた思いでした。

多分、この今回の個人情報保護の改正というのは今まで個人の情報を守ろう、守ろうというところから、個人情報を活用してこれから日本の社会が住みやすく、安全に健康的に、そして持続的になっていくために、どんどん活用していこうではないかという方向に舵を取るための、一元的な規制を設けて一元的な管理をするという、そういうことだったのだなと今理解できました。まず御礼申し上げます。

その上で、匿名化した情報、匿名加工情報の利用について、つくば市もスーパーサイエンスシティ構想できっとこれから活用されるに違いないという指摘がありましたが、つくば市の肝入りで進めていらっしゃるの、その匿名化した個人情報を利用して、皆さんが良い事業を、提案されるのだろうと思います。

ただ、この事業というのは、民間の方が自分の事業のために利用させてくださいと提案をするというように、この条文の第 111 条、第 112 条のあたりから読めるかと思いました。

そのときの手数料が市の条例案で、随分安いなという印象を受けました。これは本当にイメージですが、商売をしている人間からすると、手数料の額が2万1,000円プラス1時間ごと3,950円というのは、安くないですかね。他人の情報を匿名化してもらって商売しようというのに、これは安くないでしょうか。

そして、時間1時間ごと3,950円というのは多分、職員の方、あるいは委託先の方が何人か張り付いて行うことになって、チェックも丁寧にされるのでしょうか、これ延べ人数、5人張り付いて1時間作業したら5時間とカウントするのか、それとも、1日作業したら8時間とカウントするのか。スーパーサイエンスシティ構想でたくさんの事業者が手を挙げて使わせてください、つくば市の方針に沿っていますと言ってきたときに、行政がパンクしたり、市民の税金を使って作業をしているのに一部の事業者のみの利益になったりするような、そんなことがないか少し危惧するところです。この辺、どのようにお考えか、教えてくだされば嬉しいです。

#### ○総務課

はい。まず、この匿名加工情報の手数料に関してですが、まず国の方針といたしまして、この匿名加工情報というのが地方公共団体の枠を超えて、全国的に利用される可能性があるので、国が定める額を標準として、原則として定めるべきという、まず国の方針があります。

もし独自に手数料を定める場合は、自治体独自の特別な事情であるとか、合理的な理由が必要であるという説明がされております。

例えば作業1時間当たりの人件費なのですけども、こちらに関しまして、国の省庁の方で、平均的な人件費ということで算出したものと伺っております。

匿名加工情報の作成に関しましては、職員によって作成する場合とあと、作成等を委託する場合がございます、仮に委託をした場合は、この第10条

の第2号のところですかね、委託を受けた者に対して支払う額、つまり委託にかかった費用を、納めなければならないとされておりますので、実際その職員の手で作業するというよりは、おそらく委託する可能性が高いと思われるので、それによって、業務負担が他に影響が出るほど増大することは、おそらくはないかなと考えております。

○座長

いかがでしょうか。

○堀内委員

分かりました。はい、ありがとうございます。

○座長

その他でもいいですが、意見がございましたらお願いします。

○堀内委員

追加でもう一つ、今の匿名加工情報の利用の提案について、こちらはこの審査会、私どもの担当する分野ではないと理解してよろしいですね。

○総務課

はい。それに関しましては提案の募集の方法ですとか、そういった細かい事項は、法律に定められておりまして、そちらに関しては自治体独自で規定を設けられるものではありません。

今回「つくばスーパーサイエンスシティ構想」で、提案募集がある可能性が高く、仮に実際募集が始まった際、手数料の規定がないと、実際の業務が滞ってしまうので、手数料だけは定めなくてはならないので、それを定めておこうという趣旨になっております。

○堀内委員

ありがとうございます。何か現場での苦勞が見えるようです。

○座長

条例で定められるのは、その手数料の部分だけという事ですね。

○総務課

はい。はいそうです。

○座長

それは法律の基準とし、読み比べていないのですが、これは条例に従っているのですか。

○総務課

はい。そうですね。実際その匿名加工情報に関する条文の規定が、お配りした資料3の法律の本文の方に、ございまして、条文で言いますと大体第109条から123条の部分になります。

こちらが提案の募集とか、そういった審査をどのようにするとか、どう作成するのかとか、あとは、取扱いに関してどういった義務があるのかというところが、細かく定められておりまして、基本はすべてそれに沿った形となり、ただ、手数料だけは自治体の方で定めるようにという、そういった案内でしたのでその様に進めさせていただいているところでございます。

○座長

定めた金額の数字っていうのは、何によったものですか。

○総務課

はい。こちらは個人情報保護法の施行令の方に、この金額が定められておりまして、そちらの額と全く同様の額となっております。

○座長

質問・意見ございましたら、お願いできればと思います。

はい、川島委員お願いいたします。

○川島委員

第114条を読んでいたのですが、新しい方の個人情報保護法の方にて、提案の審査というところですが、これは行政機関の長が、審査しなければならない。審査は先ほどの審査会での諮問事項になるのですか。

個人情報ファイルに対して、ある企業がこれ使って、こういうビジネスをしたいと言った場合、第 114 条の審査基準に照らしてどうかというのは、誰が判断するのでしょうか。

○総務課

基本的には個人情報の取扱いに関する事項となっておりますので、この匿名加工情報の審査は、おそらく含まれてこないと思います。

○川島委員

あまり出てこないという前提で国が行うという整理となっています、それでいいのですが。

具体的な事例で、例えば私、今までつくば市民の命に関わる A E D をたくさん使いましょうというような研究をしていたときがあって、そのときに、消防本部の方に、今まで、救急車の発信で、いつどこに発信してそれで助かったか、助からなかったのか、A E D がすぐ適用できたか、助かったか、助からなかったとか、もともとその発信歴の基本情報の中には、誰々さんが、どこで、心臓発作で倒れて亡くなった、その誰々さんは名前もあるし、住所もあるので、完全に個人情報なのですが、そういった状況であったとしても、大学の研究目的のために守秘義務契約を結び、学生と一緒にその場に行って、その個人情報の個人の部分を全部消して情報をいただいて、分析して、研究成果を出すというようなことをしていたのですが、あれ自体は今回の新しい法制となったとしても、個人情報の開示には当たらず、内部で利用する個人情報について、その個人情報を内部の利用において、大学として、守秘義務契約をしています。

今まで例えば、N E C さんとか日立さんが、つくば市の税に関する情報も、実際に処理しているのは、N E C さんとか日立さんの技術者の方々だったりするので、注意義務契約で行っているという範囲なので、あれは全く影響受けませんよね。



○総務課

はい、実際、現在のつくば市個人情報保護条例も、ほとんど条文は国の保護法を参考としており、実際の取扱いでは国と全く同じものになっておりますので、改正後の取扱いに関しては、特に変更があるわけではないので、これに関しては改正による影響というものはないと思っております。

○川島委員

少し細かい実際の個人情報の定義とか、規制の内容自体が国の解釈となってしまうので、言葉が同じでも解釈上違っていたというのは、当然あると困るなど思ったのですが大丈夫だということでしょうか。

○座長

例えばこの第 109 条の先ほどの川島委員の言った、行政機関の長がこういうろいろ実施するわけですね。つくば市では具体的にどこの課がどういう形で実施するのですか。

○総務課

申し訳ないのですが具体的に上がってきた事例がないので分からないのですが、審査委員会のようなものを開いて実施するのではないかなと思われま。これに関しては、他市で先行して、提案募集などを行っている自治体に確認したいと思います。

○座長

色々チェックは必要になってくるわけで、そのときにはどこがチェックするのか、教えてもらえればと思います。

その他にも何か分からないことや、気が付いたこと、質問ございましたらお願いします。

○川島委員

法律の第 111 条で提案ができると思うのですが、提案対象というのが、個人情報ファイルについて、提案を募集するようになっているので、個人情報

ファイルを使って、匿名加工をして、ビジネスしたいみたいな、そういう想定だと思います。

個人情報ファイル、この新しい法律で言っているところの個人情報ファイルというものが、あまりに限定的だと、その提案に意味がなくなってしまうので、正確な個人情報保護ファイルの定義は、今の新しい法律でいうと、定義第2条に書いてある、要するに提案の対象が、できるだけいろいろな提案が出てくるようなものであって欲しいと思います。しかし法律で決まっているのです。どうしようもないのでしょうか。

○総務課

まず定義といたしましては、これに関しては第60条の第2項だと簡単な定義なのですが、実際その個人情報ファイルにどういう項目を記載するのかわかるころになると、第74条ですね。

○川島委員

いや、少し気になったので、個人情報であったとしても、それをファイルとして整理された形でないと、そもそも提案の対象にならないとすると、できるだけたくさんファイルとして整理していただきたいなと思っただけです。

個人情報ってたくさんありますよね、色々ファイルとして、法律で言っている個人情報ファイルだけが提案の対象だとすると、ファイル化しないと対象にならないですよ。

具体的に言うと多分、法律で決まっていて、ここに書いてあるとおりだと思うのですが、将来的に提案を出そうと思ったが、ファイルになっていなかったから、個人情報ではあるが、ビジネスとして提案したいものの、ファイルになっていないから提案できないということになると、手数料を定めたところで、そもそもの対象が存在しないので、空振ってしまうじゃないですか。そこが少し気になりました。

○総務課

はい、そうですね。一応ファイルの対象が、基本的に個人情報の数が1,000件以上というところで決まっております、先ほど説明しましたが、現在つくば市でも、このファイル簿というのは整備しております。

仮に1,000件以上持っても、登録漏れといったことがないように、毎年定期的にこういうファイルを持っていたら、総務課に申し出てくださいと庁内に案内はしておりますので、それによっておおよそ網羅できているかなと思っております。

○座長

ありがとうございます。個人個人にてファイル化されていますが、すべての情報、この個人についての現在こういった項目のことを書いてあるファイルが、あるという事なのですか。

○総務課

はい、そのファイルというのが一応検索可能な状態で、集合的になっているということで、特段それが例えば紙ベースであるとかっていう必要はなく、データ上であっても、エクセル表であっても、一応それはファイルという形に、数えられております。

総務課で管理しているのは、こういったファイルがありますという、ファイルの案内でして、例えば、介護関係だったら、介護の情報を何件どの部署で持っています。というような、そういった一覧表みたいなものが総務課で管理していて、そちらはホームページ上でも公表しているといったような形になっております。

○座長

意味がよく分からなかったが、そういう趣旨ですね。イメージが、個人情報ファイルっていものが分からないものですから。ただ名前で検索したら、その情報が抽出されて出てくるわけですか。そういうものではないのですか。

ね。その辺全然分らないですが。

○総務課

そうですね、例えばエクセル表だったら誰さんっていうワードで検索するとすぐ出てくると思うのですが、そういう状態になっていけば、このファイルに該当してくるということになります。

○座長

すいません。よく分かっていないかもしれないです。ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見ございましたら。

○川島委員

匿名加工情報関係では、他に条例として、何か定める必要はありますか。そういう事項は、この手数料だけでいいのでしたっけ。

○総務課

そうですね。定める必要があるとされているのは手数料だけになります。

○座長

その他に何かございますか。ありませんでしょうか。

今度の審査会としてのスケジュールとしては諮問が来て、7月の下旬に、その審議をするのですよね。

○総務課

そうですね7月下旬を予定しております。

○座長

その審議としては、もっと具体的に今回の改正条例案についてもっと具体的に、細かく審議していくというイメージでいいですか。

○総務課

はい。本日いただいた意見も踏まえまして、新たに条例案を作成し直して、特にこの部分というように、ポイントをさらに絞った上で、諮問させていた

だければと思います。

○座長

はい。川島委員いいでしょうか。

○川島委員

第29条を見ると、法律のですね、第3章第3節の施策を講ずる場合、その他の場合においてですから、多分、先ほどの匿名加工情報についての、提案の審査ということは、審査会への諮問事項として、何を対象とするかというところについては、今の原案では三つしか書いてないですが、この範囲をどうするかということについては特に、つくば市ならではの個性を出すところについての、この審議会としての役割があり得ると思いました。

○総務課

はい、ありがとうございます。確かにその他の場合とありますので、対象にはなってくるかなと思います。ただ保護委員会の方で典型的な諮問っていうのが、限定されているので、この匿名加工情報の審査が許容されるのかどうかというのは一応、委員会の方に確認させていただきたいと思います。

○座長

確認の方をお願いいたします。

○川島委員

法律が間違っていることもよくありますので、全てが正しいとは限らないので、委員会も正しいとは限らないです。逆に提案して変えてもらうというスタンスもあり得ると思います。

○座長

それに関連して資料5の、つくば市情報公開個人情報保護審査会条例、これは諮問とは関係ないということなのですが、その第2番ですかねその今の第2条の2項ですかね。

○総務課

はい。

○座長

改正前は、審査会は必要があると認めるときは、情報公開制度個人情報保護制度に関する条項について実施機関に意見を述べることができるが、改正後は、審査会は実施機関の諮問に応じ、個人情報保護法を何に規定し、適正な取り扱いの事項を調査審議するというところで結局諮問があるときだけということに限られるのですか。

○総務課

そうですね、現行の案では、その様にさせていただいております。

今の議論とちょっと、関連があるのかその辺もよく分からないのですが、この案についてもまだ検討中の段階でして、審議できる内容が限られていることから、どこまで規定したらいいのかというのがまだ詰め切れてない部分がございますので、この第2項に関しても、検討の上、残すのかそれとも削るのかというのは次回までにお示しできればと思います。

○座長

改正後は、諮問実施機関の方が諮問する場合となっている、これについては検討中ということですね。

○中田委員

法律の改正がされて、これまでつくば市独自の条例をなくして、新たに施行条例を制定するとの事なのですが、いろいろやってみないと分からないのでしょうし、施行条例の中身だけだと足りないところもあるのではないのかと思うところもあります。委員の方々の話を聞いて、問題点というか着目しているところは、つくば市独自のところという事もありますので、そういったところを次回までにお示しいただけたらと思います。

○座長

これは他の行政機関も横並びに皆、こういうことをやっているのですかね。

もう既にこれができる自治体とかはあるのですか。他自治体も作成中なのですか。

○総務課

そうですね、はい。実際、国の方からガイドラインとか、政令とか規則が、公表されたのが今年度4月下旬でしたので、おそらく、具体的にはそれを受けて、準備はしていたが、本格的にはそこで動き出したところが多数だと思います。

現状、つくば市と、同様に並行でやっているか、又はつくば市の方が若干先行している可能性もあるのではないかなと思っております。

○座長

逆に今、お手本、各特色に応じてっていうものなのでしょうが、逆にお手本みたいなそういう存在になっているという、感じではあるのですね。つくば市はどちらかという先行していますか。

○総務課

そうですね。

○川島委員

間違いないと思います。

○座長

そうすると、本当に色々丁寧に作らなければいけないのかなという思いはありますよね。

○川島委員

あと一点だけ気が付いたのですが、法務課の方が審査していると思うのですが、現行の個人情報保護情報保護条例の中の例外適用があるじゃないですか。

本人同意がなくても出せるとか、あれの適用事例で既に保護されている何か事例があれば、それが多分、来年4月以降は保護対象から、一旦、本人同意を得ず使っていたものが使えなくなる。

根拠規定が消えるので、それがもし残っていれば、それに対する対応をどうすべきかを考えないと、それによって利益を受けたり、制限を受けたりした人が突然変わるので、形式的に、その例がないかどうかチェックしておかないとここで不利益、やはり突然の変化を被る人がいる可能性がありますね。

○総務課

そうですね。ちょっとその辺についても経過措置が必要かどうか法務課に確認したいと思います。

○座長

それに関連して法令によってその同意がなくても、出せるものとその辺の関係とはどうなのですか。本人の同意の必要がなくても法令で、出せるっていうものはありますか。そこら辺の関係がよく分からないのですが、全て同意が必要なわけではないのですか。

○総務課

そうですね、現在の条例においては、個人情報の提供に関してはただし書きがあって、法令に定める場合を除くという規定がありましたので、基本はその法令に従うという形。その別に法令がある場合に、今回の改正法においても同じですので、その取扱いに関しても、従来どおりといいますか、変わることはないだろうなと思っております。

○座長

その他に特にございませんか。

それではまた今後調査審議等もございますのでその時にまた、中に入り込んだいろいろな議論がなされるといいかなと思います。進行を事務局の方にお返しいたします。

#### 4 今後の予定

○事務局

はい、ありがとうございました。それでは、次第の4、今後の予定について



説明させていただきます。

先ほど、公文書管理係から説明があったとおり、近日中に条例改正についての諮問が市長から審査会に行われる予定です。その諮問を受け、7月下旬から8月上旬頃に2回目の審査会を開催し、条例案等の内容の審査を行っていただきたく存じます。

また、パブリックコメントが9月に終了した後、10月上旬に最終的な答申案を完成するための、第3回、審査会を開催したいと考えております。

その2回分の開催会議について、日程を調整するために、机上で、日程調整表をお配りしております。

都合を記入いただき、お帰りの際、机上に置いていただければ幸いです。また、一度持ち帰っていただく場合には、期間が短くて大変恐縮なのですが、6月10日までに、郵送FAXメール等で、提出をお願いいたします。今後の予定については以上となります。ご多忙の中、恐縮ですが協力をお願いいたします。

## 5 閉会

### ○事務局

本日は長時間にわたり、意見をいただきましてありがとうございます。先ほど質問いただきました事につきまして、回答ができなかったものについては、回答がまとまり次第、メール等で委員様の方にお知らせしたいと思っております。

今後も引き続き情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用につきまして、理解協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして令和4年第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

## 令和4年度(2022年度)第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和4年(2022年)6月3日(金) 10時

場所 つくば市役所 2階 201会議室

- 1 開会
- 2 座長の選出
- 3 個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換
- 4 今後の予定
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 説明用スライド
  - 資料2 条例改廃スケジュール
  - 資料3 個人情報保護法(改正後)
  - 資料4 つくば市個人情報保護法施行条例案(新規制定)
  - 資料5 つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例改正案
- 参考資料1 つくば市個人情報保護条例(現行)
- 参考資料2 他市町村答申例

# 改正個人情報保護法及び 個人情報保護法施行条例（案）について

令和4年(2022年)6月

総務部総務課

# 1 条例改廃スケジュール

# 1 条例改廃スケジュール

R4.6.3 差替版

令和4年（2022年）

6月3日	審査会に概要説明・質疑応答
6月下旬	審査会に諮問
7月下旬	審査会において調査審議
8月上旬	庁議付議
8月24日	庁議
9月2日～	
10月3日	パブリックコメント実施予定
10月上旬	審査会から答申
11月中旬	つくば市議会12月定例会へ議案提出
12月	つくば市議会において審議

# 1 条例改廃スケジュール

令和5年（2023年）

R4.6.3 差替版

- |      |                |
|------|----------------|
| 1月   | つくば市個人情報施行条例公布 |
| 2月   | 個人情報保護委員会に条例提出 |
| 3月   | 庁内外に周知         |
| 4月1日 | 条例施行（改正法と同時施行） |

## 2 個人情報保護法改正の背景

## 2-1 デジタル業務改革の推進

1 「デジタル庁」の創設など、国や地方のデジタル業務改革を推進する中で、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が予想される。

⇒個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、一元的に監視監督する体制を確立

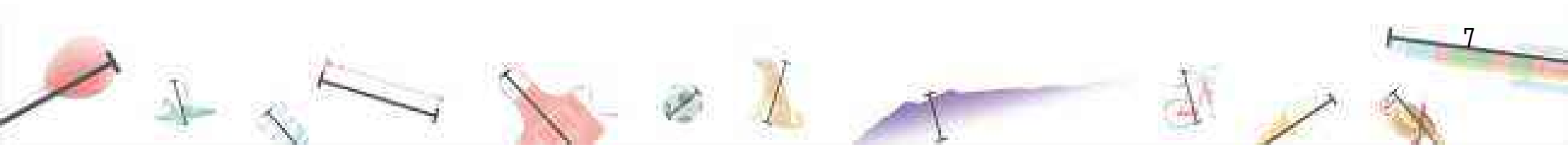


# 2-2 データ利活用の活発化

## 2 デジタル社会の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化

⇒データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要

- ・民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）。



## 2-3 国際的な制度調和への対応

3 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR（※） 十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が高まる

※GDPR…EUにおける一般データ保護規則  
(General Data Protection Regulation)

## 2-4 個人情報保護法の改正

- ・ 令和2年度…個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律

個人情報に関する本人の権利強化、事業者の責務強化、虚偽報告等への法定刑引き上げ等（民間事業者対象）

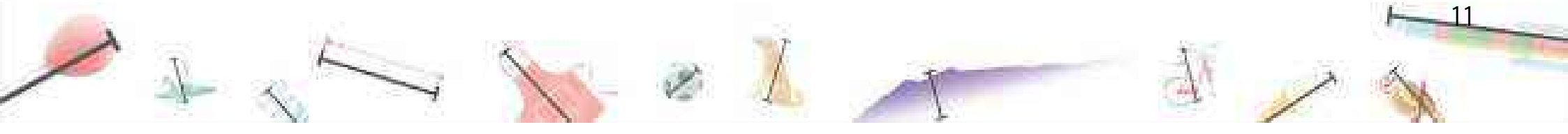
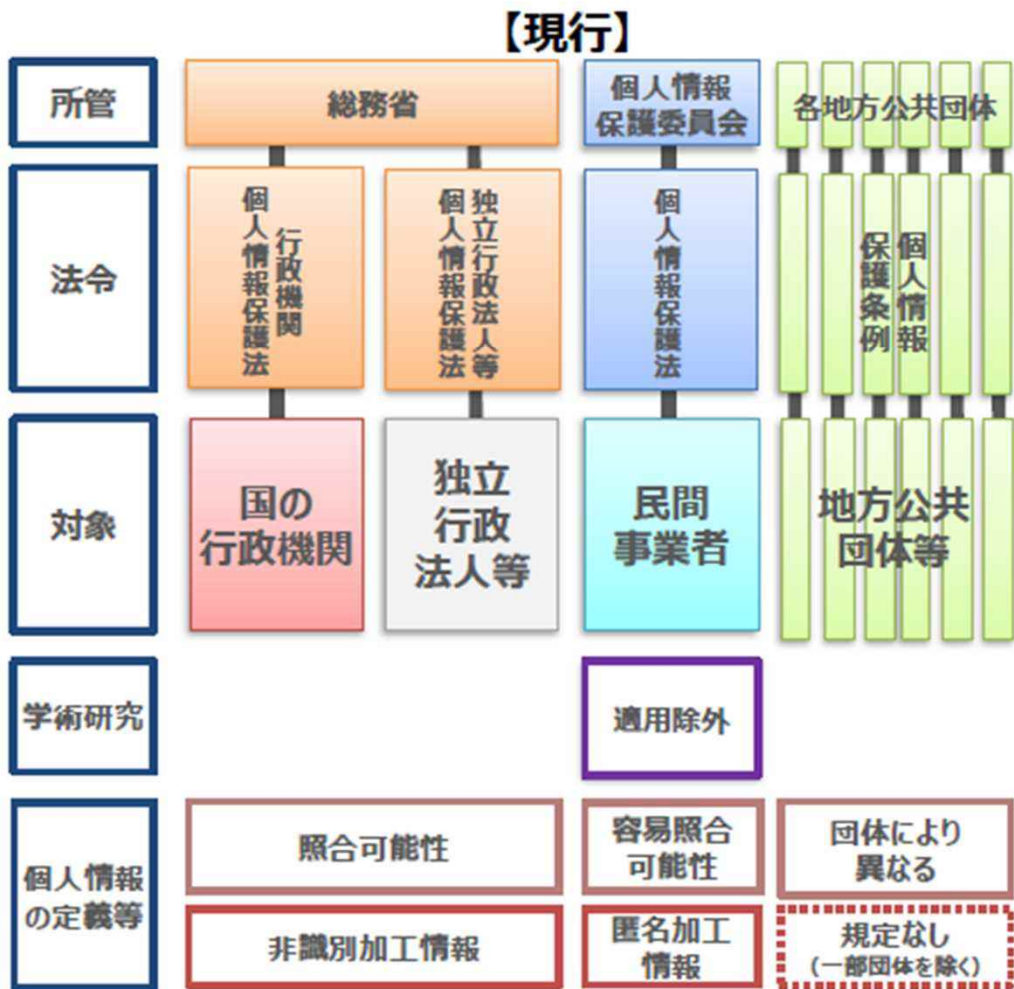
- ・ 令和3年度…デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

同法第50条関係：民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用  
（令和4年4月1日施行）

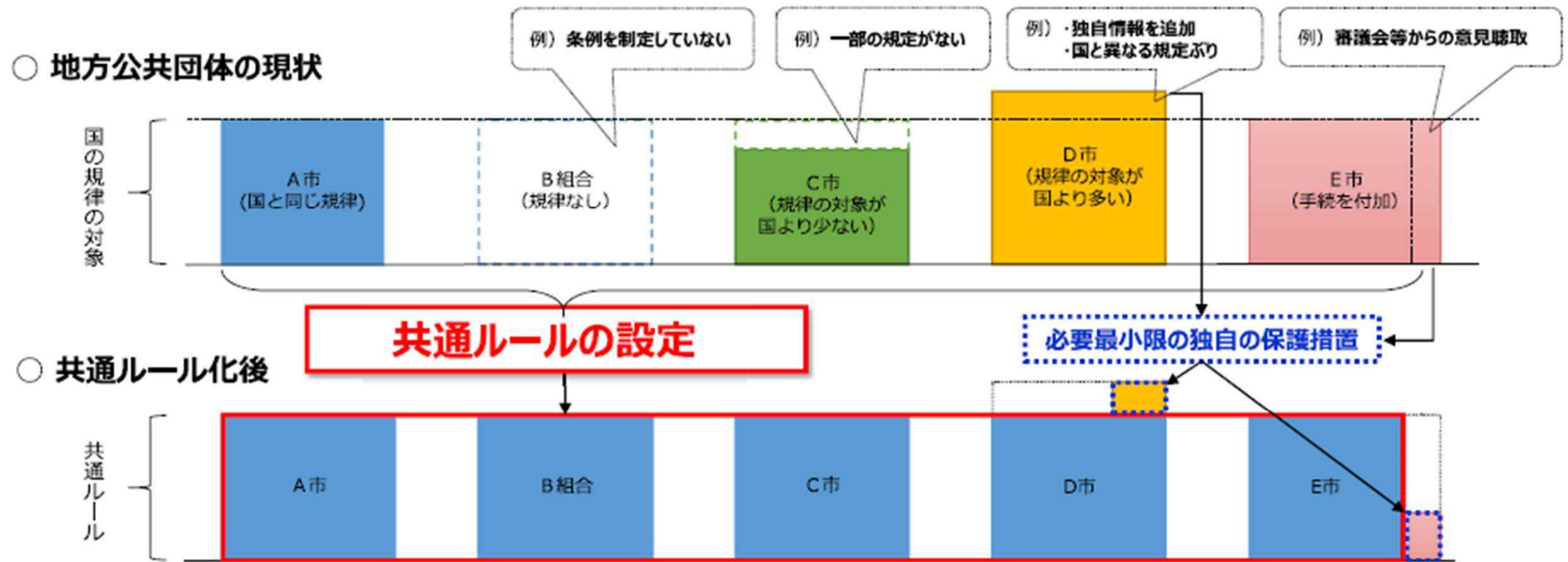
同法第51条関係：地方公共団体についても個人情報保護法が適用  
（令和5年4月1日施行予定）

### 3 改正個人情報保護法の概要

# 3-1 全国共通ルールの設定



# 3-2 地方公共団体の共通ルール



既存の個人情報保護条例については、改廃が必要となる。  
つくば市においては、つくば市個人情報保護条例を廃止し、新たにつくば市個人情報保護法施行条例を制定する。

# 3-3 定義関係

## ➤ 定義関係（第2条、第60条等）

- ・これまで地方公共団体の条例において独自の定義が定められていた用語の定義については、「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という法改正の目的に鑑み、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
- ・地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものについては、「条例要配慮個人情報」（第60条第5項）を条例で定めることができる。
- ・定義関係をはじめとする地方公共団体（議会を除く。）の規律については、改正後の法律により統一されるため、一部を除いて条例で新たな規定を整備する必要はない。

# 3-3 定義関係

- ・「個人情報」の定義の変更

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(改正前)

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等… (略) …により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)



(改正後)

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等… (略) …により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

※民間部門と公的部門で定義を統一



# 3-4 個人情報取扱い関係等

## ➤ 個人情報の取扱い関係（第61条～第73条）

- ・これまで条例で規定していた個人情報の保有の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限等については、法令及び国の規則・ガイドライン等に基づいて対応することになる。

- ・保有個人情報の漏えい・滅失・毀損等が生じた場合で、個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、個人情報保護委員会への報告義務が生じる。（第68条）

## ➤ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第74条、第75条）

- ・個人情報ファイル簿：一定の事務の目的を達成するために保有個人情報を体系的に構成したファイルで、本人（個人情報によって識別される特定の個人）の数が1,000人を超えるもの。

（つくば市においては現状でも作成・公表を行っている。）

# 3-5 開示、訂正及び利用停止関係

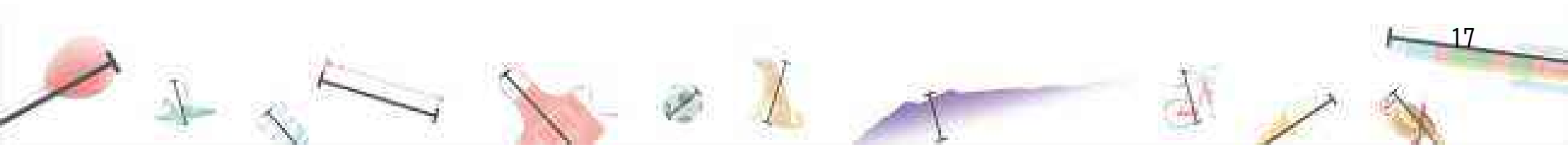
## ➤ 開示、訂正及び利用停止関係（第76条～第108条）

- ・ 第89条第2項に基づく開示請求に係る手数料の額を条例で定める必要がある。
- ・ 以下の規定を条例で定めることが許容される。  
情報公開条例の規定と同様の不開示情報を追加すること。  
法で定める開示決定等の期限（30日以内）を短縮すること。  
開示請求に係る手数料を無料又は従量制とすること。
- ・ 現行法では本人又は法定代理人にしか認められていなかった開示等請求が、任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

## 3-5 開示、訂正及び利用停止関係

- ・現在の情報公開・個人情報保護審査会については、第105条第3項に規定する「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と条例で位置付けることで、引き続き開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関とすることが可能である。

⇒上記の位置付けを行うため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例の改正が必要となる。



# 3-6 行政機関等匿名加工情報

## ➤ 行政機関等匿名加工情報の提供等（第109～第123条）

- ・匿名加工情報：当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること等により、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。（旧称：非識別加工情報）
- ・第111条の規定により、行政機関等（国、地方公共団体、独立行政法人等）は定期的に匿名加工情報を活用した事業の提案募集をするものとされている。この場合、匿名加工情報の利用に関する手数料に関する規定を条例で定める必要がある（第119条）。
- ・当分の間は、都道府県及び政令指定都市にのみ提案募集が義務付けられる。（つくば市の場合は任意）

# 3-7 個人情報保護委員会

## ➤ 個人情報保護委員会（第130～第170条）

- ・ 専門的知見を有する独立行政委員会として、これまで任務とされていた個人情報取扱事業者等の監督に加え、行政機関等の監視（指導、助言、勧告等）を行う。
- ・ 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。（第166条）
- ・ 地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。（第167条）

# 3-8 審議会等への諮問

## ➤ 地方公共団体に置く審議会等への諮問（第129条）

- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要であると認めるとき」は、審議会その他の合議制の機関に諮問することが可能  
→具体的には、法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を定める場合や、地域の特殊性に応じた独自の施策の実施について意見を聴取することが特に必要な場合等
- ・ 個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を要件とすることは許容されない（PIAを除く）。
- ・ 情報公開・個人情報保護審査会に審議会の役割を持たせることも可能

The background features a collage of various objects, each with a vertical double-headed arrow indicating a measurement. The objects include a yellow dome-shaped tent, a green butterfly, a brown owl perched on a red branch, two hands, a red violin, a green and blue pencil, a purple mountain range, a red and blue bicycle, a yellow dog sitting, a red balloon, a green and white soccer ball, and a blue and white striped object.

R4.6.3 差替版

# 4 つくば市個人情報保護法施行条例（案）

# 4-1 開示請求に係る手数料等

## ➤ 開示請求に係る手数料等（第3条）

- ・ 第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料を無料又は従量制とすることも許容されていることから、手数料については無料とし、従来どおりコピー代等の費用を徴収することとする。（詳細は条例施行規則で規定）
- ・ 番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）第30条の規定に鑑み、経済的困難等の理由による特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）に係る費用の免除規定を設置



# 4-2 開示決定等の期限

## R4.6.3 差替版

### ➤ 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限

(第4条～第9条)

- つくば市では、現在の個人情報保護条例及び情報公開条例の開示決定等期限が15日間であることや、他市町村の動向も踏まえ、法の定める30日間よりも短い15日間の期限を設定
- 決定期限15日と延長期限30日を含めた期限（45日）は、現行制度（決定15日＋延長45日＝60日）よりも短くなるが、30日を超えた延長期限を設定することは許容されていない。
- 保有個人情報の開示請求に係る文書は、行政文書の開示請求よりも一般に文書量が少ないため、業務への影響は少ないと考えられる。

# 4-3 匿名加工情報の利用に係る手数料

R4.6.3 差替版

## ➤ 匿名加工情報の利用に係る手数料（第10条）

- ・ 第111条に規定する行政機関等匿名加工情報の提案募集について、つくば市においては任意とされているが、先日、つくば市が特区指定された「つくばスーパーサイエンスシティ構想」において、匿名加工情報の活用が位置付けられていることから、将来的な提案募集の可能性を踏まえ、第119条に規定する匿名加工情報の利用に係る手数料を設定する方向で検討している。
- ・ 手数料の額は、国が政令で定める標準額と同額を想定

# 4-4 審査会への諮問

R4.6.3 差替版

## ➤ 審査会への諮問（第11条）

- ・ 第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く」ための機関として、情報公開・個人情報保護審査会を位置付ける。
- ・ 議会については、個人情報保護法の対象から外れるが、議会の条例で位置付ければ、上記内容や審査請求について審査会へ諮問することが可能  
⇒ 議会事務局で対応予定
- ・ 併せて、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例を改正

# 4-5 附則

## ➤ 附則

- ・ 施行日は令和5年4月1日（法律と同時施行）  
旧条例（つくば市個人情報保護条例）は廃止となる。
- ・ 現在の個人情報保護条例において、個人情報ファイル等の不正提供・盗用に対する罰則規定が定められており、条例の廃止後も、廃止前に保有していた個人情報ファイル等について不正提供等をした場合は、経過措置として罰則規定を残すもの。

⇒懲役、罰金を含む内容であることから、水戸地方検察庁との協議が必要となる可能性がある。同庁に確認予定

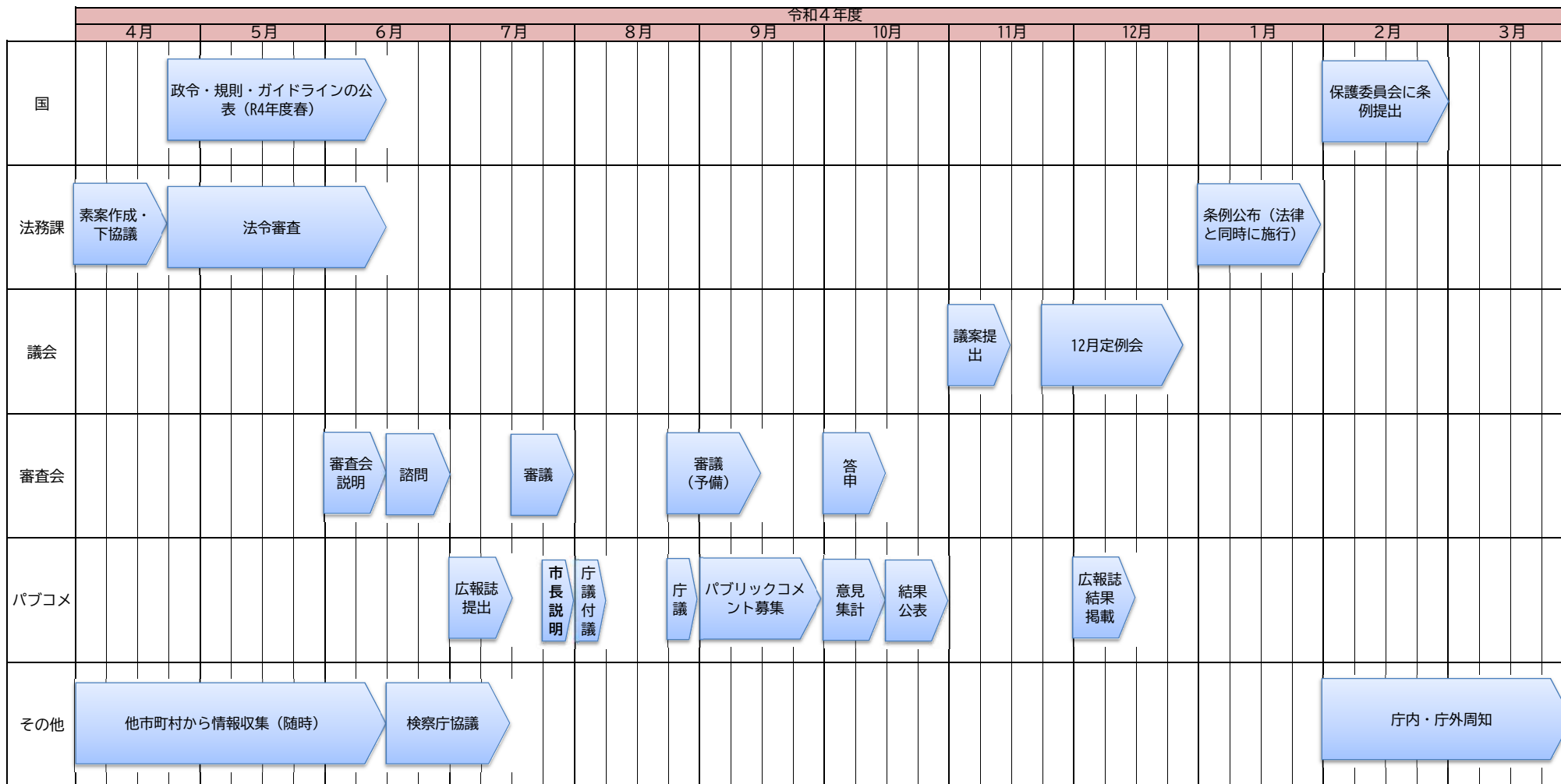
## 4-6 その他

### ➤ その他

- ・法令で規定する要配慮個人情報により、個人の権利利益を十分に確保することが可能と考えられるため、第60条第5項に規定する条例要配慮個人情報については規定しない。

（法令で規定しているのは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等）

資料2 令和4年度 個人情報保護法施行条例制定スケジュール案



- ・広報誌締切 (パブコム) 7月13日
- ・庁議付議締切 8月9日
- ・パブリックコメント 9月2日~10月3日予定
- ・法令審査提出締切 10月上旬
- ・議案提出締切 11月中旬

未施行（令和5年4月1日施行）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）
- 第三章 個人情報の保護に関する施策等
  - 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）
  - 第二節 国の施策（第八条—第十一条）
  - 第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）
  - 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）
- 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等
  - 第一節 総則（第十六条）
  - 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）
  - 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）
  - 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）
  - 第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）
  - 第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）
- 第五章 行政機関等の義務等
  - 第一節 総則（第六十条）
  - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）
  - 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
  - 第四節 開示、訂正及び利用停止
    - 第一款 開示（第七十六条—第八十九条）
    - 第二款 訂正（第九十条—第九十七条）
    - 第三款 利用停止（第九十八条—第一百三条）
    - 第四款 審査請求（第一百四条—第一百七条）
    - 第五款 条例との関係（第一百八条）
  - 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百九条—第一百二十三条）
  - 第六節 雑則（第二百四條—第二百二十九条）
- 第六章 個人情報保護委員会
  - 第一節 設置等（第一百三十条—第一百四十五条）
  - 第二節 監督及び監視
    - 第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第一百四十六条—第一百五十二条）
    - 第二款 認定個人情報保護団体の監督（第一百五十三条—第一百五十五条）
    - 第三款 行政機関等の監視（第一百五十六条—第一百六十条）

- 第三節 送達（第六十一条—第六十四条）
- 第四節 雑則（第六十五条—第七十条）
- 第七章 雑則（第七十一条—第七十五条）
- 第八章 罰則（第七十六条—第八十五条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - 二 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
  - 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式によ



り記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
  - 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
  - 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
  - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれ

る機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和三十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 行政機関

二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

## 第二章 国及び地方公共団体の責務等

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法に鑑み、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

未施行（令和5年4月1日施行）

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第二節 国の施策

（国の機関等が保有する個人情報の保護）

第八条 国は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、独立行政法人等について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体等への支援）

第九条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、地方公共団体又は事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理のための措置）

第十条 国は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報の適正な取扱いを確保するための措置）

第十一条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第三節 地方公共団体の施策

（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護）

第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（区域内の事業者等への支援）

第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者

未施行（令和5年4月1日施行）

及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（苦情の処理のあっせん等）

第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第四節 国及び地方公共団体の協力

第十五条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

### 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

#### 第一節 総則

（定義）

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

- 5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合体であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

## 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

### （利用目的の特定）

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### （利用目的による制限）

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
  - 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

- 第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- 一 法令に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情

未施行（令和5年4月1日施行）

報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（データ内容の正確性の確保等）



未施行（令和5年4月1日施行）

第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十三條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業員の監督）

第二十四條 個人情報取扱事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第二十五條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい等の報告等）

第二十六條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

第二十七條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

未施行（令和5年4月1日施行）

- 一 法令に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
  - 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
  - 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名
  - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
  - 三 第三者に提供される個人データの項目
  - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法

未施行（令和5年4月1日施行）

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（外国にある第三者への提供の制限）

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ず

未施行（令和5年4月1日施行）

べきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当

該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
  - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
  - 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

- 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
    - 二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合
  - 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（開示）

- 第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
    - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
    - 三 他の法令に違反することとなる場合
  - 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
  - 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

未施行（令和5年4月1日施行）

- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利

利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の請求等に応じる手続）

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。

この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人



未施行（令和5年4月1日施行）

データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（事前の請求）

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

### 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

（仮名加工情報の作成等）

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、他の情報と照

合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。）は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しく

未施行（令和5年4月1日施行）

は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

#### 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

（匿名加工情報の作成等）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

未施行（令和5年4月1日施行）

- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

（識別行為の禁止）

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

### （認定）

第四十七条 個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保を目的として次に掲げる業務を行おうとする法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第三号ロにおいて同じ。）は、個人情報保護委員会の認定を受けることができる。

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者等（以下この節において「対象事業者」という。）の個人情報等の取扱いに関する第五十三条の規定による苦情の処理
  - 二 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
  - 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務
- 2 前項の認定は、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲を限定して行うことができる。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、個人情報保護委員会に申請しなければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第一項の認定をしたときは、その旨（第二項の規定により業務の範囲を限定する認定にあっては、その認定に係る業務の範囲を含む。）を公示しなければならない。

### （欠格条項）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - ロ 第百五十五条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消し

未施行（令和5年4月1日施行）

の日前三十日以内にその役員であった者でその取消しの日から二年を経過しない者

（認定の基準）

第四十九条 個人情報保護委員会は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。
- 二 第四十七条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。
- 三 第四十七条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同項各号に掲げる業務が不公正になるおそれがないものであること。

（変更の認定等）

第五十条 第四十七条第一項の認定（同条第二項の規定により業務の範囲を限定する認定を含む。次条第一項及び第百五十五条第一項第五号において同じ。）を受けた者は、その認定に係る業務の範囲を変更しようとするときは、個人情報保護委員会の認定を受けなければならない。ただし、個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 第四十七条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

（廃止の届出）

第五十一条 第四十七条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた者（以下この節及び第六章において「認定個人情報保護団体」という。）は、その認定に係る業務（以下この節及び第六章において「認定業務」という。）を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（対象事業者）

第五十二条 認定個人情報保護団体は、認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者等を対象事業者としなければならない。この場合において、第五十四条第四項の規定による措置をとったにもかかわらず、対象事業者が同条第一項に規定する個人情報保護指針を遵守しないときは、当該対象事業者を認定業務の対象から除外することができる。

未施行（令和5年4月1日施行）

- 2 認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない。

（苦情の処理）

第五十三条 認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（個人情報保護指針）

第五十四条 認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報若しくは匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下この節及び第六章において「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

（目的外利用の禁止）

第五十五条 認定個人情報保護団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（名称の使用制限）

第五十六条 認定個人情報保護団体でない者は、認定個人情報保護団体という名称又はこ

れに紛らわしい名称を用いてはならない。

## 第六節 雑則

（適用除外）

第五十七条 個人情報取扱事業者等及び個人関連情報取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等及び個人関連情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的
  - 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
  - 三 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
  - 四 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第一号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。
- 3 第一項各号に掲げる個人情報取扱事業者等は、個人データ、仮名加工情報又は匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、個人情報等の取扱いに関する苦情の処理その他の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（適用の特例）

第五十八条 個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者のうち次に掲げる者については、第三十二条から第三十九条まで及び第四節の規定は、適用しない。

- 一 別表第二に掲げる法人
  - 二 地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの
- 2 次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者による個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いとみなして、この章（第三十二条から第三十九条まで及び第四節を除く。）及び第六章から第八章までの規定を適用する。
- 一 地方公共団体の機関 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営
  - 二 独立行政法人労働者健康安全機構 病院の運営



（学術研究機関等の責務）

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

（定義）

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書

に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一 第七十五条第二項各号のいずれかに該当するもの又は同条第三項の規定により同条第一項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第一百六条第一項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

## 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

未施行（令和5年4月1日施行）

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第六十五条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又

未施行（令和5年4月1日施行）

は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の報告等）

第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに

未施行（令和5年4月1日施行）

代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（外国にある第三者への提供の制限）

第七十一条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第十六条第三項に規定する個人データの取扱いについて前章第二節の規定により同条第二項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

- 2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第六十九条第二項第四号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第七十二条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第七十三条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第二百二十八条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、

未施行（令和5年4月1日施行）

当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第三節 個人情報ファイル

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第七十四条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
- 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- 三 個人情報ファイルの利用目的
- 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
- 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
- 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするとき

は、その旨

九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル

十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。



未施行（令和5年4月1日施行）

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - 一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル
  - 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

#### 第四節 開示、訂正及び利用停止

##### 第一款 開示

###### （開示請求権）

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第二百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

###### （開示請求の手続）

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求

未施行（令和5年4月1日施行）

に係る保有個人情報に特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営

- む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

未施行（令和5年4月1日施行）

- へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

#### （部分開示）

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### （裁量的開示）

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

#### （保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### （開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この

限りでない。

- 2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第八十三条 開示決定等は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第八十四条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（事案の移送）

第八十五条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみな

す。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第八十二条第一項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第八十六条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第百五条第二項第三号及び第百七条第一項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第七十八条第一項第二号ロ又は同項第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第八十条の規定により開示しようとするとき。

- 3 行政機関の長等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第百五条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第八十七条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

未施行（令和5年4月1日施行）

- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第八十二条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第八十八条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第八十九条 行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 前二項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。
- 4 独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 5 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。
- 6 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第二項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 9 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第二款 訂正

### （訂正請求権）

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- 二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第二百二十七条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

### （訂正請求の手續）

第九十一条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### （保有個人情報の訂正義務）

第九十二条 行政機関の長等は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。



（訂正請求に対する措置）

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第九十五条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

第九十六条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報第八十五条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたもののみならず。

- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第九十三条第一項の決定（以下こ

未施行（令和5年4月1日施行）

の項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第九十七条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第三款 利用停止

（利用停止請求権）

第九十八条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思量するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - 二 第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第二百二十七条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第九十九条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - 三 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあ

未施行（令和5年4月1日施行）

っては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### （保有個人情報の利用停止義務）

第百条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### （利用停止請求に対する措置）

- 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

#### （利用停止決定等の期限）

- 第百二条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にななければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

#### （利用停止決定等の期限の特例）

第百三条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

#### 第四款 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百四条 行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十二条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（審査会への諮問）

第百五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び第七百七条第一項第二号において同じ。）
  - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 3 前二項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第一項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第八十一条第一項又は第二項の機関」と読み替えるものとする。

（地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第百六条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第九条第一項から第三項まで、第十七条、第四十条、第四十二条、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は、適用しない。

- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>第九条第四項</p>	<p>前項に規定する場合において、 審査庁</p>	<p>第四条又は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七百七条第二項の規定に基づく条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）</p>
---------------	-------------------------------	--

	前項において読み替えて適用する第三十一条第一項	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十一条第一項
	前項において読み替えて適用する第三十四条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十四条
	前項において読み替えて適用する第三十六条	同法第百六条第二項において読み替えて適用する第三十六条
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	審査庁
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項	審理員	審査庁
第二十五条第七項	執行停止の申立てがあったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき	執行停止の申立てがあったとき
第二十九条第一項	審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに	審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに
第二十九条第二項	審理員は	審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあつては

	提出を求める	提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあつては、相当の期間内に、弁明書を作成する
第二十九条第五項	審理員は	審査庁は、第二項の規定により
	提出があつたとき	提出があつたとき、又は弁明書を作成したとき
第三十条第三項	参加人及び処分庁等	参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあつては、参加人）
	審査請求人及び処分庁等	審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人）
第三十一条第二項	審理関係人	審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下この節及び第五十条第一項第三号において同じ。）
第四十一条第三項	審理員が	審査庁が
	終結した旨並びに次条第一項に規定する審理員意見書及び事件記録（審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち政令で定めるものをいう。同条第二項及び第四十三条第二項において同じ。）を審査庁に提出する予定時期を通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする	終結した旨を通知するものとする
第四十四条	行政不服審査会等	第八十一条第一項又は第二項の機関

	受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）	受けたとき
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等	第八十一条第一項又は第二項の機関
第八十一条第三項において準用する第七十四条	第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁	審査庁

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第百七条 第八十六条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。

#### 第五款 条例との関係



未施行（令和5年4月1日施行）

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

#### 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）

第百九条 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。

- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
  - 一 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）
  - 二 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 第六十九条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十条 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第六十条第三項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「第十号」とあるのは、「第十号並びに第百十条各号」とする。

- 一 第百十二条第一項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- 二 第百十二条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地

（提案の募集）

第百十一条 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）

未施行（令和5年4月1日施行）

について、次条第一項の提案を募集するものとする。

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

第百十二条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- 一 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- 二 提案に係る個人情報ファイルの名称
- 三 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 四 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項
- 五 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
- 六 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
- 七 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 八 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

- 一 第一項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

（欠格事由）

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の提案をすることができない。

- 一 未成年者
- 二 心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

未施行（令和5年4月1日施行）

- 五 第二百二十条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して二年を経過しない者
- 六 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第百十四条 行政機関の長等は、第百十二条第一項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第百十二条第一項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- 二 第百十二条第二項第三号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- 三 第百十二条第二項第三号及び第四号に掲げる事項により特定される加工の方法が第百十六条第一項の基準に適合するものであること。
- 四 第百十二条第二項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- 五 第百十二条第二項第六号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
- 六 第百十二条第二項第五号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第七号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨
- 二 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

3 行政機関の長等は、第一項の規定により審査した結果、第百十二条第一項の提案が第一項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

未施行（令和5年4月1日施行）

第百十五条 前条第二項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第百十六条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第百十七条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第百十条の規定により読み替えて適用する第七十五条第一項の規定の適用については、同項中「並びに第百十条各号」とあるのは、「、第百十条各号並びに第百十七条各号」とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項
- 二 次条第一項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- 三 次条第一項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第百十八条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第一号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第百十二条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百十五条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第百十二条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号から第八号までに」と、同項第四号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第百十六条第一項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第八号中「前各号」とあるのは「第一号及び第四号から前号まで」と、第百十四条第一項中「次に」とあるのは「第一号及び第四号か

未施行（令和5年4月1日施行）

ら第七号までに」と、同項第七号中「前各号」とあるのは「第一号及び前三号」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項第一号及び第四号から第七号まで」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項第一号及び第四号から第七号まで」と読み替えるものとする。

（手数料）

第百十九条 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 第百十五条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。第八項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。
- 6 前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。
- 7 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 8 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第三項又は第四項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。
- 10 地方独立行政法人は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第百二十条 行政機関の長等は、第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

未施行（令和5年4月1日施行）

- 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- 二 第百十三条各号（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

- 第百二十一条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第百九条第四項に規定する削除情報及び第百十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - 3 前二項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

- 第百二十二条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第百二十三条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
  - 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保

未施行（令和5年4月1日施行）

護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 前二項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

## 第六節 雑則

（適用除外等）

第二百二十四条 第四節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- 2 保有個人情報（行政機関情報公開法第五条、独立行政法人等情報公開法第五条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四節（第四款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

（適用の特例）

第二百五十五条 第五十八条第二項各号に掲げる者が行う当該各号に定める業務における個人情報、仮名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章（第一節、第六十六条第二項（第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する同条第一項、第七十五条、前二節、前条第二項及び第二百二十七条を除く。）の規定、第七十六条及び第八十条の規定（これらの規定のうち第六十六条第二項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）に定める業務に係る部分を除く。）並びに第八十一条の規定は、適用しない。

- 2 第五十八条第一項各号に掲げる者による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、同項第一号に掲げる者を独立行政法人等と、同項第二号に掲げる者を地方独立行政法人と、それぞれみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百二十七条及び次章から第八章まで（第七十六条、第八十条及び第八十一条を除く。）の規定を適用する。
- 3 第五十八条第一項各号及び第二項各号に掲げる者（同項各号に定める業務を行う場合に限る。）についての第九十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき、第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第六十九

未施行（令和5年4月1日施行）

条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」とあるのは「第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるとき」と、同項第二号中「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「第二十七条第一項又は第二十八条」とする。

（権限又は事務の委任）

第二百二十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二節から前節まで（第七十四条及び第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第二百二十七条 行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第一百二十二条第一項若しくは第一百八条第一項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第二百二十八条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（地方公共団体に置く審議会等への諮問）

第二百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

## 第六章 個人情報保護委員会

### 第一節 設置等

（設置）

第三百十条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。



未施行（令和5年4月1日施行）

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第百三十一条 委員会は、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号利用事務等実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。）に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務とする。

（所掌事務）

第百三十二条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の策定及び推進に関すること。
- 二 個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者における仮名加工情報の取扱い、個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者における匿名加工情報の取扱い並びに個人関連情報取扱事業者における個人関連情報の取扱いに関する監督、行政機関等における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いに関する監視並びに個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること（第四号に掲げるものを除く。）。
- 三 認定個人情報保護団体に関すること。
- 四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること。
- 五 特定個人情報保護評価（番号利用法第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関すること。
- 六 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報及び啓発に関すること。
- 七 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 八 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

（職権行使の独立性）

第百三十三条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

未施行（令和5年4月1日施行）

（組織等）

第百三十四条 委員会は、委員長及び委員八人をもって組織する。

- 2 委員のうち四人は、非常勤とする。
- 3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
- 4 委員長及び委員には、個人情報保護及び適正かつ効果的な活用に関する学識経験のある者、消費者の保護に関して十分な知識と経験を有する者、情報処理技術に関する学識経験のある者、行政分野に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者並びに連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第百三十五条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。
- 5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（身分保障）

第百三十六條 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律又は番号利用法の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

未施行（令和5年4月1日施行）

（罷免）

第百三十七条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第百三十八条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第百三十九条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第百三十六条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

（専門委員）

第百四十条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

（事務局）

第百四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（政治運動等の禁止）

第百四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

- 2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行

未施行（令和5年4月1日施行）

ってはならない。

（秘密保持義務）

第百四十三条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

（給与）

第百四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

（規則の制定）

第百四十五条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人情報保護委員会規則を制定することができる。

## 第二節 監督及び監視

### 第一款 個人情報取扱事業者等の監督

（報告及び立入検査）

第百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

- 第百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取

未施行（令和5年4月1日施行）

扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

（委員会の権限の行使の制限）

第百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（権限の委任）

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百一条、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第百九條、第百六十三條並びに第百六十四條の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。

3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七

未施行（令和5年4月1日施行）

項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

（事業所管大臣の請求）

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（事業所管大臣）

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

## 第二款 認定個人情報保護団体の監督

（報告の徴取）

第百五十三条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務に関し報告をさせることができる。

（命令）

第百五十四条 委員会は、第四章第五節の規定の施行に必要な限度において、認定個人情報保護団体に対し、認定業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更その他の必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（認定の取消し）

第百五十五条 委員会は、認定個人情報保護団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 第四十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十九条各号のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第五十五条の規定に違反したとき。
- 四 前条の命令に従わないとき。

未施行（令和5年4月1日施行）

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定又は第五十条第一項の変更の認定を受けたとき。

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

### 第三款 行政機関等の監視

（資料の提出の要求及び実地調査）

第百五十六条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。

（指導及び助言）

第百五十七条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第百五十八条 委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。

（勧告に基づいてとった措置についての報告の要求）

第百五十九条 委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（委員会の権限の行使の制限）

第百六十条 第百四十九条第一項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第五十七条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

### 第三節 送達



未施行（令和5年4月1日施行）

（送達すべき書類）

- 第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。
- 2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

- 第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

（公示送達）

- 第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
  - 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
  - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

- 第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の

未施行（令和5年4月1日施行）

規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

#### 第四節 雑則

（施行の状況の公表）

第百六十五条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）

第百六十六条 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。

（条例を定めたときの届出）

第百六十七条 地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。

（国会に対する報告）

第百六十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（案内所の整備）

第百六十九条 委員会は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

未施行（令和5年4月1日施行）

（地方公共団体が処理する事務）

第一百七十条 この法律に規定する委員会の権限及び第一百五十一条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

## 第七章 雑則

（適用範囲）

第一百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

（外国執行当局への情報提供）

第一百七十二条 委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局（以下この条において「外国執行当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

- 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審判（同項において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。
- 3 委員会は、外国執行当局からの要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができる。
  - 一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。
  - 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。
  - 三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。
- 4 委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

未施行（令和5年4月1日施行）

（国際約束の誠実な履行等）

第百七十三条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

（連絡及び協力）

第百七十四条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関の長（会計検査院長を除く。）は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

（政令への委任）

第百七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

未施行（令和5年4月1日施行）

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑
- 二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

未施行（令和5年4月1日施行）

附 則 抄

（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）

第七条 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第一百条及び第一百一十一条の規定の適用については、当分の間、第一百条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であつて、」と、第一百一十一条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。

附 則（令和二年六月十二日法律第四十四号） 抄

（通知等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。

第三条 新個人情報保護法第二十三条第五項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同号の規定により行われたものとみなす。

（外国にある第三者への提供に係る情報提供等に関する経過措置）

第四条 新個人情報保護法第二十四条第二項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に同条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。

2 新個人情報保護法第二十四条第三項の規定は、個人情報取扱事業者が施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（個人関連情報の第三者提供に係る本人の同意等に関する経過措置）

第五条 施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第一号の同意があつたものとみなす。

2 新個人情報保護法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する新個人情報保護

未施行（令和5年4月1日施行）

法第二十四条第三項の規定は、個人関連情報取扱事業者が施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（認定個人情報保護団体の対象事業者に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者等については、施行日において新個人情報保護法第五十一条第一項の同意があったものとみなして、同項の規定を適用する。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月十九日法律第三十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 （略）

六 附則第八条第二項及び第九条第三項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八～十 （略）

（第五十条の規定の施行に伴う経過措置）

第七条 第五十条の規定の施行の日（以下この条において「第五十条施行日」という。）前に別表第二法人等（第五十条改正後個人情報保護法別表第二に掲げる法人、第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構又は同条第八項に規定する学術研究機関等である同条第二項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする別表第二法人等は、第五十条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十条施行日前に、別表第二法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 7 第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 8 第五十条施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第一



未施行（令和5年4月1日施行）

項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同号の同意があったものとみなす。

- 9 第五十条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、別表第二法人等が第五十条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 10 第五十条施行日前に第五十条改正後個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等（第五十条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる独立行政法人労働者健康安全機構を除く。以下この条において「行政機関等」という。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において第五十条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
- 11 第五十条施行日前に行政機関等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 12 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
- 13 第五十条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、行政機関等が第五十条施行日以後に保有個人情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
- 14 第五十条施行日において現に第五十条改正後個人情報保護法第二条第八項に規定する行政機関が保有している第五十条改正後個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルについての第五十条改正後個人情報保護法第七十四条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第五十条の規定の施行後遅滞なく」とする。

（第五十一条の規定の施行に伴う準備行為）

第八条 国は、第五十一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条、次条及び附則第十条第一項において「第五十一条改正後個人情報保護法」という。）の規定による地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱い

未施行（令和5年4月1日施行）

を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における第五十一条改正後個人情報保護法の施行のために必要な準備行為の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備行為について技術的な助言又は勧告をするものとする。

- 2 第五十一条改正後個人情報保護法第六十七条第一項の規定による届出は、第五十一条の規定の施行の日（次条において「第五十一条施行日」という。）前においても行うことができる。

（第五十一条の規定の施行に伴う経過措置）

第九条 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第一項第二号に掲げる者又は同条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者、同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者若しくは同条第七項に規定する個人関連情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第十七条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第十八条第一項又は第二項の同意があったものとみなす。

- 2 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第一項の規定による個人データの第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 3 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第二項の規定により個人データを第三者に提供しようとする特定地方独立行政法人等は、第五十一条施行日前においても、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項に相当する事項について、本人に通知するとともに、個人情報保護委員会に届け出ることができる。この場合において、当該通知及び届出は、第五十一条施行日以後は、同項の規定による通知及び届出とみなす。
- 4 第五十一条改正後個人情報保護法第二十七条第五項第三号の規定により本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない事項に相当する事項について、第五十一条施行日前に、特定地方独立行政法人等により本人に通知されているときは、当該通知は、第五十一条施行日以後は、同号の規定による通知とみなす。
- 5 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相

- 当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
- 6 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第二項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
  - 7 第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人データを同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
  - 8 第五十一条施行日前に特定地方独立行政法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同号の同意があったものとみなす。
  - 9 第五十一条改正後個人情報保護法第三十一条第二項において読み替えて準用する第五十一条改正後個人情報保護法第二十八条第三項の規定は、特定地方独立行政法人等が第五十一条施行日以後に個人関連情報を同項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。
  - 10 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者（第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項の規定により第五十一条改正後個人情報保護法第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる第五十一条改正後個人情報保護法第五十八条第二項第一号に掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第六十一条第一項の規定により特定される利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することを認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において第五十一条改正後個人情報保護法第六十九条第二項第一号の同意があったものとみなす。
  - 11 第五十一条施行日前に第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者に対しされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定による保有個人情報の外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、第五十一条施行日において同項の同意があったものとみなす。
  - 12 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第二項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第一項の規定により本人の同意を得る場合について適用する。
  - 13 第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項の規定は、第五十一条改正後個人情報保護法第二条第十一項第二号又は第四号に掲げる者が第五十一条施行日以後に保有

未施行（令和5年4月1日施行）

個人情報第五十一条改正後個人情報保護法第七十一条第三項に規定する外国にある第三者に提供した場合について適用する。

（第五十一条と条例との関係）

第十条 地方公共団体の条例の規定で、第五十一条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第五十一条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法(平成二十一年法律第七十六号)
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
株式会社日本貿易保険	貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
放送大学学園	放送大学学園法(平成十四年法律第一百五十六号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

未施行（令和5年4月1日施行）

別表第二（第二条、第五十八条関係）

名 称	根 拠 法
沖縄科学技術大学院大学 学園	沖縄科学技術大学院大学学園法
国立研究開発法人	独立行政法人通則法
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
独立行政法人国立病院機 構	独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一 号）
独立行政法人地域医療機 能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七 十一号）
放送大学学園	放送大学学園法



## つくば市個人情報保護法施行条例（案）

## R4.6.3 差替版

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長及び公営企業管理者は、開示請求者が保有特定個人情報（市の機関（議会を除く。以下同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該市の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該市の機関が保有しているもの（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限る。）をいう。）の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を免除することができる。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書

面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)



第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審査会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）第1条に規定するつくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(つくば市個人情報保護条例の廃止)

2 つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前のつくば市個人情報保護法施行条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の

職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う市の公の施設の管理業務に従事していた者

4 第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、つくば市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

## つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）の<u>適正な運営並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及びつくば市個人情報保護法施行条例（令和4年つくば市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）</u>による<u>個人情報の適正な取扱い</u>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に係る事項</li> <li>(2) <u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係る事項</u></li> <li>(3) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</li> <li>(4) 情報公開制度の運営に関する重要事項</li> <li>(5) <u>個人情報保護法施行条例第11条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u></li> </ol>	<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）<u>及びつくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>による<u>個人情報保護制度</u>（以下「個人情報保護制度」という。）の適正な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に係る事項</li> <li>(2) <u>個人情報保護条例第43条第1項</u>に規定する審査請求に係る事項</li> <li>(3) 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</li> <li>(4) 情報公開制度の運営に関する重要事項</li> <li>(5) <u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></li> </ol> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べる</u>ことが</p>

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第11条 以下略

できる。

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護条例第21条第1項、第32条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第11条 以下略

# 参考資料 1

## 〇つくば市個人情報保護条例

平成27年7月1日

条例第28号

改正 平成28年3月24日条例第1号 平成28年3月24日条例第26号

平成29年6月30日条例第22号 令和3年10月6日条例第45号

つくば市個人情報保護条例（平成10年つくば市条例第21号）の全部を改正する。

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第3条—第11条）

第3章 個人情報ファイル（第12条・第13条）

第4章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第14条—第27条）

第2節 訂正（第28条—第35条）

第3節 利用停止（第36条—第41条）

第4節 審査請求（第42条—第44条）

第5章 雑則（第45条—第49条）

第6章 罰則（第50条—第54条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、実施機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員

会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者並びに議会をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

3 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

6 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

8 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

9 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。

10 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（平29条例22・一部改正）

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）



第4条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（平29条例22・一部改正）

（正確性の確保）

第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）がその業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は

前条第2項の受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第11条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 実施機関は、第8条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの届出)

第12条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この章において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第8号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この章において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この章において「記録情報」という。）の収集方法

(5)の2 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(7) 次条第2項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

(8) 第28条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨

(9) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含

む。)

- (3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (4) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (5) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (6) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (7) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (8) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル
- (9) 第2号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 実施機関は、第1項に規定する事項を届け出た個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが前項第8号に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(平28条例1・平29条例22・一部改正)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第13条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による届出があった個人情報ファイルについて、前条第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（次項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報フ

イルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(平28条例1・平29条例22・一部改正)

## 第4章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

### 第1節 開示

(開示請求権)

第14条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をし

た者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（第45条第3項を除き、以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、代理人）が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項

に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある場合は、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることと実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益



を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令又は他の条例の規定により、開示することができないと認められる情報  
(平29条例22・一部改正)

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情

報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平29条例22・一部改正)

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第21条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第22条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第24条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第43条第2項及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第43条において「反対意見書」という。）を提出した第

三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平28条例26・一部改正)

(開示の実施)

第25条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(法令、他の条例又は規則による開示の実施との調整)

第26条 実施機関は、法令、他の条例又は規則の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令、他の条例又は規則の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令、他の条例又は規則の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第27条 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長及び公営企業管理者は、開示請求者が保有特定

個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

## 第2節 訂正

### (訂正請求権)

第28条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第26条第1項の法令、他の条例又は規則の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、代理人）は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

### (訂正請求の手続)

第29条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第30条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第32条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第29条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第33条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第34条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第23条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第31条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定（前条第3項の訂正決定を含む。）に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限



る。) ) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平28条例1・平29条例22・令3条例45・一部改正)

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、第8条第1項及び第2項若しくは第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき  
当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項及び第2項又は第10条の規定に違反して提供されているとき  
当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、代理人）は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(平28条例1・一部改正)

(利用停止請求の手續)

第37条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、代理人）であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第38条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、そ

の旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第40条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第41条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

#### 第4節 審査請求

(平28条例26・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例26・全改)

(審査会への諮問)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第4項並びに次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人から行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同条第2項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした実施機関は、行政不服審査法第32条に規定する証拠書類又は証拠物の提出があつたときは、当該証拠書類又は証拠物をつくば市情報公開・個人情報保護審査会に送付するものとする。

(平28条例26・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第44条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求等に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(平28条例26・一部改正)

## 第5章 雑則

(適用除外等)

第45条 この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる保有個人情報並びに同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる保有個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定によりその名称等について総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる保有個人情報

2 前章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、厚生緊急保護又は恩赦

に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、厚生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

(2) 法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報

3 保有個人情報（つくば市情報公開条例第9条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

（平29条例22・一部改正）

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第46条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第47条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（施行の状況の公表）

第48条 市長は、実施機関に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規

則で定める。

## 第6章 罰則

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（平29条例22・一部改正）

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第53条 前3条の規定は、つくば市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第54条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条第6項、第9条第2項、第23条第1項、第34条第1項、第35条及び第36条第1項の規定（情報提供等記録に関する部分に限る。）は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第12条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行前に改正前のつくば市個人情報保護条例第16条、第22条、第25条又は第26条の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第36条第1項第1号の改正規定（「第28条」を「第29条」に改める部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
（つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年条例第26号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
（つくば市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第7条の規定による改正後のつくば市個人情報保護条例第4章第4節の規定は、施行日以後にされたつくば市個人情報保護条例第21条第1項に規定する開示決定等（以下「個人情報開示決定等」という。）、同条例第32条第1項に規定する訂正決定等（以下「訂正決定等」という。）、同条例第40条第1項に規定する利用停止決定等（以下「利用停止決定等」という。）又は施行日以後にされた同



条例第14条第2項に規定する開示請求（以下「個人情報開示請求」という。）、同条例第28条第2項に規定する訂正請求（以下「訂正請求」という。）若しくは同条例第36条第2項に規定する利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）に係る不作為についての審査請求について適用し、施行日前にされた個人情報開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は施行日前にされた個人情報開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正後のつくば市個人情報保護条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関が保有している同条第6項に規定する個人情報ファイルであつて、新条例第12条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第12条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「つくば市個人情報保護条例及びつくば市情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年つくば市条例第22号）の施行後遅滞なく」とする。

附 則（令和3年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年度答申第1号

平成29年12月18日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部改正について（答申）

平成29年11月9日付け松総総第1018号をもって諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申する。

## 記

### 1 諮問事項

松戸市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

### 2 審議会の意見

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、松戸市個人情報の保護に関する条例について、以下の改正をすることは、個人情報保護制度に関して統一した運用を図るとともに、市民の個人情報を保護するための措置として、適切なものである。

#### (1) 個人情報及び個人識別符号について

個人情報の定義の明確化を図るため、法令の規定に沿い、個人情報の定義に関する記述等を改めるとともに、個人情報に該当する情報として、別紙のとおり、新た

に個人識別符号に関する定義を設ける。

(2) 要配慮個人情報について

市の機関においてその取扱いに特に配慮を要する個人情報として、別紙のとおり  
の要配慮個人情報に関する定義を設ける。

(3) 非識別加工情報について

非識別加工情報の制度については、なお慎重な判断が必要であるとの認識から、  
今回、条例改正は行わず、国、他自治体等の動向を注視しながら、今後も更に情  
報収集に努めていく。

以上

## 会 議 録

会議の名称		令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和4年7月22日（金）13時30分から15時30分まで		
開催場所		つくば市役所 2階 203会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	磯山委員、川島委員、中田委員、堀委員、堀内委員、横田委員		
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	(つくば市個人情報保護法施行条例の全般担当) 総務課：飯島係長		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査 等		
会議次第	1 開会 2 座長の選出 3 つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査 等 4 今後の予定 5 閉会			

〈審議内容〉

1 開会

○事務局

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日進行を務めます総務課長の沼尻です。よろしくお願いいたします。

続いて、次第の2「座長の選出」及び3「つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査等」に移らせていただきます。

今回の審査会では、「個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規制定する必要性が生じたこと」に伴いまして、審査会条例第2条第1項第5号に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として、前回審査会に引き続いて、調査審議をお願いするものでございます。

次第にしたがって進めまして、15時30分の終了を予定しております。限られたお時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

以降の議事進行は横田会長にお願いいたします。

なお、委員の皆様のお手元にマイクを御用意しております。当市では、このマイクを通った音声をもとにAIが議事録を作成するシステムを導入していますので、御発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

2 座長の選出

○会長

ただいまから令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。

まず始めにつくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、委員の互選にて座長を決めることとなっておりますが、引き続きの事案ですので、私が座長を務めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では本審議会の座長を務めさせていただきます。

本日の委員の出席数は6名であります。本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。また本審査会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め公開として進めて参ります。

### 3 つくば市個人情報保護法施行条例（案）の内容審査

それでは審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から、今日の審議会の進め方について説明をお願いいたします。

#### ○事務局

今日の審査会の進め方についてです。まず、この後総務課公文書管理係から、当市の条例改正について前回審査会の内容を踏まえた説明を資料3の諮問の要点ごとに、一つずつ行います。その説明内容を踏まえまして、施行条例案について諮問の要点ごとに御審議いただき、どういった内容を審査会からの答申に盛り込むか、ということを決定していただければと思います。なお、答申に盛り込む要素としましては、少なくとも資料3において諮問の要点として挙げられている1から3の3点については盛り込むべきと考えますので、この3点については、必ず審査会としての意見をまとめていただきますようお願いいたします。資料3の4にありますように、1から3以外のことについても、答申に

盛り込むことは可能ですので、積極的に御意見をいただければ幸いです。今日の審査会の進め方としては以上です。

○座長

要するに資料3の1、2、3を要点として挙げ、その他にもし答申の内容として入れるべきだということがあれば、それも入れて、ということで答申の準備をするというそういう会と認識していただければいいのかなと思います。続いて、総務課公文書管理係から個人情報保護法施行条例について、諮問の要点及び前回の審査会において質問等があった部分の説明を、資料3の諮問の要点ごとに説明をお願いいたします。

○総務課

説明の前に、お配りしている資料の確認をさせていただければと思います。まず資料1として、つくば市個人情報保護法施行条例の制定についての諮問書がございます。また資料2として、つくば市個人情報保護法施行条例の案、資料3として、つくば市個人情報保護法施行条例案諮問の要点、資料4としては、前回いただいた質問に対する回答が記載されている資料がございます。資料5として、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表、また、参考資料のAとして、前回開催された審査会の会議録、参考資料Bとして、つくばスーパーサイエンスシティ構想、参考資料Cとして、個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ、参考資料Dとして、個人情報ファイル簿が、事前にお配りされてるかと思えます。また、本日机上にて配付させていただいた資料として、資料6つくば市個人情報保護法施行条例案の諮問について、前面に映されている、スライド等を印刷したものになります。また資料7として、他自治体への調査結果、また、それ以外に本日お配りしているものとして、第1回審査会で配布した条例案との変更箇所が、赤書きで示されたものがございます。この前回との変更箇所については、今簡単に説明させていただければと思います。前回と変更が生じている箇所ですが、施行条例案第10条の行政機関等

匿名加工情報の利用に係る手数料第3項の部分になります。今回は第2項までの規定しかございませんでしたが、この根拠法令となっているところに、手数料を条例で定めるところにより納めなければならないとされており、その定めるところという部分が、納付方法であるとか納付期限についても定めるべきであるという、法令審査の中でそのような意見が出たため、追加させていただいております。また、第11条審査会への諮問の第3号の部分、法第114条第1項に規定する審査をする場合という文言が追加されております。これにつきましては、前回御質問がありました、匿名加工情報の提案があった場合、その事業審査、こちらを審査会への諮問事項として定めるために、規定させていただいております。こちらに関しましては、今後の諮問要点のところ、さらに詳細に説明させていただきます。一番最後のところになりますが、附則の第8項この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行後にした行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による、という文言となります。こちらに関しましては、改正法の方に、ほぼ同じ内容の附則があるのを参考にしたものでございまして、現在の個人情報保護条例におきまして、例えばその実施機関の職員がその職権を乱用して、職務以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万以下の罰金に処するといったような規定がございしますが、条例の廃止前にした行為が、例えば施行条例の施行後に判明した場合などは、その罰則規定は、従前の例によるという、そういった趣旨の条文となっております。前面のスライドで説明させていただきます。まず、諮問の要点について説明させていただきたいと思っております。お配りした資料3にも記載されておりますが、今回の諮問につきましては、要点を大きく分けて4つに絞らせていただきました。画面にありますように、1 条例要配慮個人情報規定しないことについて、2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、3 審査会への諮問につ



いて、4 その他という形になっております。また、説明の中で前回審査会でいただいた御質問等に関しても併せて回答させていただければと思います。ではまず、条例要配慮個人情報について説明させていただきます。この条例要配慮個人情報についてですが、今回の改正個人情報保護法の第60条第5項に規定されている条文を読ませていただきますと、「この章において条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く）のうち、地域の特性その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」とあります。特に配慮を要するものの例としては、例えば、一定の地域の出身である事実とか、生活保護の受給といった情報が想定されております。この審議の前提として御説明をさせていただきたい事項として、条例要配慮個人情報とは別に、改正法第2条第3項に要配慮個人情報というものが規定されております。こちらは自治体の条例にかかわらず、全国共通のルールとして規定されているものでして、今回の諮問事項である、条例要配慮個人情報とは別の規定となっております。この条文の中身ですが、「この法律において要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いを特に配慮を要するものとして、政令で定める技術等が含まれる個人情報をいう。」となっております。この政令で定める記述等については、例えば身体障害等、心身の機能の障害がある事実ですとか、健康診断の結果等が例示されております。この要配慮個人情報につきましては、個人情報取扱事業者が、要配慮個人情報を取得する場合、原則的に本人の同意を必要とする。また、行政機関等が作成する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる場合、そういった情報が含まれている旨を記載する義務が生じる。要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会の報告義務が生

じるといった規定がございます。続きまして前回の説明で御質問いただいた点について、説明させていただければと思います。お配りした資料4とも内容が重複しておりますが、まず、これまでのつくば市における個人情報保護条例の運用の中で、特別に保護されてきた方がいないかと、そういった対象がいなかったかというところですが、まず現在のつくば市個人情報保護条例は、国の法律である旧行政機関個人情報保護法というものを参考に制定されておりました。その運用解釈も、国の規定に準じたものとなっております。こうした中で、市としてはその法令や条例の原則に基づいた運用を心掛けてきたところですので、条文に規定のないような、例外的な保護措置を行ってきたというような事例は、特に確認できませんでした。また、つくば市には、外国人の方が多いという特徴がありまして、令和4年7月1日現在で1万1,214人となっております。そういった方々への配慮を検討することが必要ではないかと、御指摘をいただきました。その中で、御紹介いただきました、静岡県浜松市、東京都渋谷区に確認しましたところ、両自治体とも、特段条例要配慮個人情報を規定する予定はないという回答でした。その回答の中で、印象に残っておりますのが、東京都渋谷区の回答でして、平成24年度までは、全国に外国人登録制度というものがございましたが、現在廃止されており外国の方が多くいるのが、当然となっている現状の中で、あえて条例要配慮情報という特別な規定を設ける必要は既に無くなっていると考えているので、あえて規定をしないといった回答がございました。また、こちらは資料7の抜粋になっておりますが、つくば市として個人情報保護条例の改廃に向けて、各自治体へ問合せをいたしまして、具体的には茨城県内の5市と、関東地方にある中核市と呼ばれる人口20万人以上の自治体の中から、指定をされている都市及びその候補市、16市の計21市に対して、調査をいたしました。その中で、条例要配慮個人情報を規定する予定があるかどうかを確認しましたところ、現時点では、定める予定があると回答した市はございませんでした。この背景として考えられるのが、自治体で条例要

配慮個人情報を選定したとしても、それによって講じることができる措置が、国の法令で規定されておりまして、それ以上のことはできないということが影響しているのではないかと考えられます。条例要配慮個人情報を規定することによって可能なのが、地方公共団体が作成する個人情報ファイル簿に、条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載する。条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報漏えい等の事案が発生した場合、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するといった規定でありまして、こういった法に基づく規律を超えて、地方公共団体が、独自のルールを定めることはできないということが影響しているのではないかと考えられます。以上を踏まえましてつくば市といたしましては、最初に御説明した、まず国が定める要配慮個人情報という全国共通の規定によって、ある程度の保護措置が図られていること、また、外国人の方が多いという条件がありますが、それを考慮した上でも現時点では、条例要配慮個人情報を定めなくてはならない地域特性は、特に認められないので、こちらについては規定しないということとさせていただきたいと考えております。参考資料のCに、国の個人情報保護委員会が作成した個人情報保護法の施行にかかる、関係条例の条文イメージがございまして、条例要配慮個人情報を定める場合は、この第3条のように規定するといった例が例示されております。必ず定めなくてはならないというところではなくて、必要に応じて自治体の判断で定めてもらえればという規定になっております。つくば市としては、この規定は設けないというところと考えております。この点に関して、まず御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○座長

要点1について、条例要配慮個人情報については規定しないということです。今説明があったと思いますがそのことについて、御意見あるいは御質問がありましたら、お願いいたします。

○中田委員

条例要配慮個人情報については定めないとお考えだということですが、それについては特段、他の自治体とも比較しても定めているところはありませんし、つくば市が定めないとするのは、方法としてはあるのかなとは思っておりますが、先日スーパーサイエンスシティ構想について、課の方をお呼びして話を聞いたことがあったのですが、つくば市の取組としていろいろ実施していると思います。例えば移動スーパー、ドローンで買い物するとか、お体が弱い方のところでも、わざわざ来なくても全部物が運ばれるとか、あとはロボットの関係でも、いろいろ実験的なことを行っていると思いますが、現時点のこれまでの条例の事例というか内容を見て、特に問題がなかったということで、今回この規定を定めないとということについては分かりますが、今後つくば市が他の市と比べて率先していろいろなことを行っていく中で、ある程度いろいろな情報を集めることになってくるのかなと思っております。そういう時が来た場合には、やはり、中身を変えていかないといけないとか、そのような議論というのがあったのでしょうか。

○座長

どうでしょうか。

○総務課

こちらに関しましては、まずスーパーシティ関連で、これから様々な事業を展開していくのは、スマートシティ戦略課が主導しております。この個人情報の施行条例とは別に、スマートシティ戦略課で、そのような場合における倫理規定とか、PIA と呼ばれる個人情報保護評価といった特定の事業に対して個人情報を使用する場合の特定の基準を今、定めているところです。そちらが若干、今回の個人情報の施行条例とは、別にはなってしまうのですが、そういった規定は現在作成中であると伺っております。

○座長

先ほどの質問は今後これが変わってくるということですか。

○中田委員

つくば市が今後多分変革というか、変わっていくことが多いと思います。その時に何ていうか、その都度変えていくような話ではないでしょうか、今のうちにもし何か考えて議論が深まるのであれば、他の市と並んで入れないという話ではなくて、入れるような方向での議論があったのかなと思って伺いました。他ので定めるということであれば、そうなのですが、そうするとそこで仕入れたその情報については多少そこでの配慮があって、施行条例とは少し違いますが、並行して保護されることになるということなのですかね。

○総務課

そのとおりです。

○中田委員

はい、分かりました。

○座長

確認ですが、法で十分保護できているということなのですかね。わざわざその施行条例で地方公共団体としての条例要配慮個人情報をおおざっぱに設けなくても、国の作った法の60条にてある程度、保護できるという理解でいいですか、その辺の説明をお願いします。

○総務課

そうです。国の規定で、人種、信条、社会的身分、病歴犯罪の経歴といった規定で、個人情報を取り扱う民間事業者が、こういった情報を取得しようとしたら原則として本人同意が必要となるといった規定があります。これに加えてつくば市として事項を規定しなくても、必要な保護措置はとられていると判断したということです。

○座長

今の中田委員の質問は、おおざっぱに言うと、今後つくば市は発展していく将来を見据えても、それで大丈夫ですかという、都度変えるわけにはいかない

から、そこを見据えた上での内容を盛り込まなくてもいいのでしょうかという、そういった疑問だったかと思います。

○総務課

はい。確かに今後スーパーシティ関連で、個人情報の取扱いが広がっていく中で、その取扱い上のルールというのは必要だとは思いますが、それは今回、条例要配慮情報を定めるといよりは少し細則的なといいますか、そういった現在、スマートシティ戦略課にて策定しているルール、そういったところを充実させていくことで、対応していきたいと考えています。

○川島委員

私も特に、このつくば市という地域であえて配慮する事項がなければ、別にいいと思うのですが要するに条例で横出し規定をすると、地方公共団体としては、本人同意なしにそれを取扱できないわけですね。この法律の規制領域としては、その規制がかかるのですね。だから、行政機関にその義務が掛かるという事ですか。

○総務課

説明が不足しておりまして、今回この個人情報取扱事業者というのは、民間事業者のことを指しておりまして、つくば市を始めとする地方公共団体は、こちらには含まれておりません。行政機関に該当するのは2番目3番目の義務規定だけになります。

○川島委員

そうすると、つくば市における条例要配慮個人情報があった場合には、つくば市の条例で規定されている場合は、つくば市における個人のその情報を取得しようとしたら本人同意が他の市とは違って必要になるということですね。

○総務課

少しここがまた複雑なところですが、この国で定めてる要配慮個人情報に関しては、本人同意が必要となる規定がありますが、条例要配慮個人情報を定め

たとしても、個人情報取扱事業者は、本人同意を必要とするという規定はないです。

○川島委員

そうすると実際に定めた場合に効いてくるのはこの2つ目と3つ目ということですか。

○総務課

おっしゃるとおりです。

○川島委員

ということは、地方自治体がファイルを作る時に、その情報に条例要配慮個人情報が含まれてるとするのは、どこかの欄にそれが含まれていると書くだけということですね。あまり市民生活に実態上、利益や不利益が発生するとは思えないので、なおかつ具体的な事実がなければ、あえて要らないと私も思います。ただ一つだけ説明の中でやっぱり他の自治体で規定していないのと規定する計画がないということは、それは確かに一つの大きな根拠なのですが、本当にそのつくば市の地域特性に鑑みて、特に配慮すべき事実があるかないかということが具体的な判断理由になるべきなので、周りが規定しないというのは補完的な理由であって、つくば市において特にそういう事実が発見されていないというのが、何も定めないということの基本根拠だと思いました。特に定めないことについては異論ございません。

○総務課

つくば市としては、特段の配慮すべき事項がなかったもので、規定しないということが一番の理由になってくると思います。

○川島委員

部落問題、被差別民問題のようなものが、つくば市特有の呼び名で何かあって、そういう呼称で差別されている地域の住民等がいた場合に、呼称をもってその地域の方々に、何かラベル付けしてあなたはその地域に住んでいますか、と

というようなことを聞くことがあった場合に、その情報を取得した場合に実は、その地域に住んでる人の情報だとか、そういうことを行政機関の中で識別しなくてはならないということが発生すると思いますが、そういう事実をつくば市だからといって特有の事実があるとも認識していないのでいいのかと思います。科学技術が発達した場合に、その科学技術が発展してスーパーシティに想定しているようないろいろな、個人の健康情報と他の情報を組み合わせるとか、電子投票するとか、災害の時の個人情報を得るとかということがあったとして、それは、つくば市固有の問題というよりも、科学技術による変化を受けとめられる状況っていうのは、結構どの自治体でも発生する、つくば市だけに発生するものではなくて、つくば市が意欲的にそのことを実施するかどうかだと思いますが、その記録はどこにも発生するので、つくば市でそれを実施するということが見えてこない限り想定がし難いと私は思います。

○座長

行政側がしっかりと気を付けて、そういうことですよと、その条例要配慮個人情報と定めるということは、ファイルにそれを記録するか否かという問題ですか。

○総務課

そうですね。法令に明記されているのがその部分でして、あとは法令に書かれていません。効果と言っていいのか分からないですが、それを定めることで、それは注意をすることだという意識付けというのではないですが、そういった効果があるのかなと考えられます。

○座長

つくば市としては特にそういうものを定める必要はないのではないかとのことだそうです。他に、御意見とかありましたら。

○堀内委員

国で定めているこの個人情報保護法第2条第3項の要配慮個人情報の例とし



て挙がっているところに、本人の人種というのはありますが、国籍とあえて書かれていないのですが、先般のお話だとつくば市には様々な国籍の方がいらっしゃるといっていましたが、この国籍というのは、政令で定める記述というのに含まれているのでしょうか。現段階でどういう予定なののでしょうか。

○総務課

国籍に関しましては、その政令で定める記述には含まれておりません。政令で定められているのが、身体障害、知的障害、精神障害があるという事実などです。

○川島委員

堀内委員がおっしゃったこと、私もやっぱり気になります。例えば、ロシアとか中国の人が、そういう国籍であるということがその人に対する差別意識を持った人に、人が非難を受けるおそれがあるので、以前、9.11事件が起こったときに、中東イスラム系の人みんな差別されたこととか。ただ、それがつくば市に特有で起こるのかどうかというと、つくば市だけがそれをあえて配慮すべきかどうかというのはあります。つくば市は、そういう差別のおそれに対して、他の自治体よりも非常に感度高く配慮するという意思決定を行うというのはあると思います。いろいろなところで発生はしますよね。

○堀内委員

今言われたようにウクライナとロシアがほとんど戦争状態になり、そして今後どういうことが起きるか分からないので、例えば、日本からして敵対する国と見なされるような国籍というのが、国全体として要配慮個人情報になる可能性もあるのかなと思います。でも、あえて人種とぼかしたのは、国・地域を全部含めてだったのか。

○川島委員

それはものすごく大きな議論を呼んで、入れる入れないの判断基準の議論が余りにも、合意を取り難いと思うのですよね。

外交上、多くの反応が及ぶことが想像できます。

○堀内委員

つくば市の条例で定めるべき要配慮個人情報ではないが、配慮することが必要になる可能性があるものかなと思います。

○座長

他に何かございますでしょうか。要点1についてはこのくらいにして、後で全体を通して何かありましたらまたお聞きしたいと思います。次に要点2について説明をお願いします。

○総務課

続きまして、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について説明させていただきます。地方公共団体における行政機関と匿名加工情報の手数料については、改正法の第119条第3項の条文を読ませさせていただきますが、「第115条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結するものは、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない」とされております。前回の審査会におきまして、つくば市としてこの匿名加工情報についてはどういった姿勢で取り組むのかという御質問をいただいたかと思えます。その前提となる事情といたしまして、令和4年3月つくば市が内閣府に提出いたしました、つくばスーパーサイエンスシティ構想に基づいて、つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として区域指定を受けたという経緯がございます。その構想の概要版が、参考資料Bになっております。参考資料Bの12ページを御覧いただければと思うのですが、先端的行政サービスつくばトラスト4、行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを、行政ビッグデータの活用というところで、匿名加工情報の収集、連結加工、データ活用といったところが位置付けられております。スーパーサイエンスシティ構想を進めるに当たって、今後匿名加工情報の提案募集を行うことになる可能性が高いということ

になっております。こうした実情を踏まえまして、つくば市としましてはスーパーシティ構想の実現に向けて、つくば市全体で取り組んでいくべきと考えておりますので、今回の条例改廃を機に、匿名加工情報の提案募集に必要な規定を整備することといたしました。そうした背景を踏まえまして、提案募集を行う場合に、条例で定める必要がある事項がどういったものかということになりますが、この提案募集に係る規定は、提案の募集方法ですとか、提案の方法、提案の審査基準といった手続的なものは、ほぼ国の法令で規定されており、これは全国統一ルールとなりますので、特段条例で定める必要はございません。ただし、匿名加工情報の利用に係る手数料だけは必ず条例で定めることとされております。手数料を定めておかなかった場合、実際に提案募集を行うとした場合でも、募集ができないという事態になりますので、これは必ず定めることとなっております。なお、この匿名加工情報の手数料に関する規定を定めるかどうか、他自治体へ確認しましたところ、定めると答えたのが9%で、定めないと回答したところが67%、その他が24%で、定めないと回答したところが過半数となっております。これに関しましては、個人情報保護法の附則第7条におきまして、匿名加工情報の提案募集が義務付けられているのが、現時点では都道府県及び政令指定都市に限られておりまして、それ以外の多くの自治体にとって提案募集は任意であるためまだ提案募集をする予定はないので、定めないといいところになっている自治体が多いと思われまます。ただし、つくば市としましては、スーパーシティ構想の実現に向けて取り組んでいく必要があると考えておりますので、この行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について、第10条に規定することとしております。なお、手数料の額につきましては、地方公共団体に特別な事情がある場合は、標準となる額と異なる手数料を定めることも可能とはされておりますが、そういった事情がない場合は原則として、政令で定める額を標準とすることとされております。つくば市においては、標準額以外の額とする、特別な事情といったものは今のところ特段存在しない

と思っておりますので、政令で定める額と同額を規定しております。第10条の規定におきましては、国で定めています条文イメージとほぼ同じ内容となっておりますが、その中にて異なっておりますのが第3項、前回から新たに追加した部分でありまして、手数料の納付方法及び納付期限を定めたところです。違いはこの部分だけになっております。この行政機関匿名加工情報の手数料を定めるというところについて御審議のほどをいただければと思います。

○座長

それでは予定2の行政機関等匿名加工情報の利用に関わる手数料の説明について、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○堀内委員

他自治体の紹介として匿名加工情報の利用に係る手数料を定めない自治体が多数とあるのですが、手数料を取らないということなののでしょうか。そうだとするとそれはどういう意図に基づいているのでしょうか、また特別な事情があれば別の手数料となるとあるが、特別な事情とはどういったことなののでしょうか、その2点お伺いいたします。

○総務課

まず他自治体が、この匿名加工情報の利用に係る手数料を定めないというところが多数となっている点についてですが、この匿名加工情報の提案を募集するという制度が、この法改正によって、全国の自治体は原則的に必ず提案募集をすると定められたのですが、都道府県及び政令指定都市といった大きな自治体以外は、当分の間、募集をしても良いし、しなくても良いという任意規定となっております。ですので、今のところ定めていない自治体は、今のところ提案募集を考えていないから匿名加工情報を提供することが想定されていないので、定めないというところです。仮に今、定めていない自治体でも今後、何らかの事業提案募集をするとなった場合は、手数料を定めるということになると思っておりますので、つくば市とは事情が異なっていて、この提案募集を今のと

ころ行わないから定めないが、仮に募集をすることになったら定めるという、そういった意味合いかと思われま。もう1点、この地方公共団体特別の事情がある場合ですが、こちらは特に国でも特段の例示がなくでどうい事情が特別な事情になるのかというのは、市でも把握してない状況でございます。ただ、この手数料に関しましては、自治体間を超えて、匿名加工情報のやりとりが発生する事も想定されるので、原則としては、政令で定める額と同じにしないというの、国の方針でして、どうしてもそれに合致しない事情がある場合は、特別な額でも良いとはされておりますが、つくば市として、そういった事情が特段見当たりませんでしたので今回は標準額と同じにするということにしたところでございます。

○川島委員

要するに国の定める標準額があってそれと違う特別な事情がある場合にはそれと異なる手数料を定めることができることも可能という、その意味は、国の手数料算定根拠があって、それと同じですかということですね。ということは何を確認しなくてはいけないかという、そもそもの国の政令の手数料算定根拠が、つくば市と同じであるかを確認する必要があるということだと思います。私は、その1件当たり何万円なんて定められるようなものではないと思っております。なぜなら提案の内容によってもものすごく量が違ったり、多分算定の方式が定められているような気がします。その政令におけるその算定の標準的な考え方自体を確認する必要があるのかなと思、そういう意味において、国の算定方法というものが、つくば市においても特に異なるということをお願いを言、いただく必要があるのかなと思ったのですが、それについて何か情報がありますでしょうか。

○総務課

まず政令で、原則として規定されている額が21,000円プラス、匿名加工情報作成に要する時間1時間ごと3,950円と、もしその作成の委託をした場合はそ

の委託にかかった費用とされておりまして、この算定根拠ですが、まずこの1時間当たりの3,950円というのは、国の省庁の人件費単価1時間当たり3,885.6円物件費単価136.3円を用いた合計額3,991.9円を用いているとされておりまして。それからこの1件当たりその21,000円という数字ですが、こういった匿名加工情報を作成するに当たってどれくらいの時間を要されるかという積算を国でしたようでして、そういった連絡に要する時間ですとか、契約に要する時間などの時間を見積もって、それに人件費単価をかけると21,000円になるというようなところで、国で定めております。

○川島委員

それにあえて、つくば市の方が人件費が高いからとかですね、つくば市の方が1件当たり短く効率的にやるとかね、そういうことを言うつもりもないのいいのですが、国の定め方自体少しおかしいですよ。なぜなら人件費は変動するし、経済変動によって当然高いところもあるので、定額固定による手数料の定め方ってやっぱりおかしいですよ。つくば市はもう少ししっかりとした手続規定を設けるべきだと思います。国はおそらくその定め方は、今までの前例を踏襲してるだけです。本来は特に、市役所の中の人件費っていうのは、非常に正確に納税者に対しては明示すべき内容なので、あまり国の人件費そのままとつくば市の人件費と国の人件費は一緒ですって言うことに等しいので、それを言っているのかと厳密に考えると、少し疑問はなくはないのですが、別にそこがそんなに大きなことにはならないと思うので、ただそれだけです。別に異論ありません。

○座長

単純にそのまま政令でいいのかというそういう一つの疑問ですよ。その他に何かございますでしょうか。

○磯山委員

10条の(1)と(2)というのは、何が違ってくるんですか。

○総務課

1号に関しましては、例えばその委託をしないで、職員が独自でその匿名加工情報を作った場合、それにかかった時間、掛ける人件費ということで算定しておりまして、2号に関しては、作成を外部委託した場合にかかった額。100万円かかったら100万円。これを利用者に負担していただくということです。1号に関しては職員の人件費で、2号が、外部委託の作成によって市が支出した金額ということになるかと思います。

○磯山委員

一般的にはどちらが多いと想定される場所なんですか。

○総務課

かなり専門性が高い作業ですので、委託することになるだろうと考えられます。

○磯山委員

これはもうどちらにするかは市の方で決められる事なんですか。

○総務課

はい、そうです。

○磯山委員

これ納付の時期っていうのはどうなるのでしょうか。

○総務課

納付の時期については、まず事業者から提案があり、市でそれを審査して提案が通って、市と契約を締結する段階になったら事業者の方から、契約をお願いしますという書類が提出されます。事業者に対して審査が通りましたという通知と同時に、今想定されているのは、これだけ金額がかかりますという納付書をお送りさせていただいて、つくば市の場合ですとおおよそ20日以内に納付するというようになっておりますので、審査が通ってから、おおよそ20日後と行った事になってくるかと思います。

○磯山委員

不足するような場合っていうのはどうなりますか。どうしても思ったより費用がかかるとか、追納してもらおう感じになるのですか。

○総務課

その場合は、契約の変更ということになってきますので、仮に追加で費用が生じた場合は、そちらもさらに支払っていただく事になると思います。

○磯山委員

そもそもこれを請求する人っていうのは、契約することが前提のものになるのですかね。単に請求理由だけでも、別の契約があつて、これはこれということですか。

○総務課

おっしゃるとおりです。

○川島委員

実はこれ実際にやったことがあるのですが、AED ありますよね、心肺停止どこで亡くなったとか、何分に救急車が到着したとか全部あるので、それで分析したときに実は消防本部にあるデータというのは、どこどこの交差点のあそこで誰々さんが何時に心臓発作で何時に救急車が到着して、亡くなったとかいう情報が全部書いてあります。その誰々さんという情報は私は全く必要なかったので、全部消した上でいただいたので、それがまさにその過去 10 年調べたものですから、何千人分もありました。その時にはこの法律とかまだ無かったので、何を行なったかという、大学とつくば市との間で、守秘義務契約を結んだ上で、私と学生がその場に行ってパソコンの手前で、みんなが監視されてる状況で、全部一つずつ消し、確認して、USB に保存していただきました。その時には、我々の人件費で、我々の分析を多分行ったので、手数料は発生してないですね。民間の企業で情報を使って何かビジネスをやりたいという人、医療の情報とか福祉の情報とか、いろいろな情報を得て自分で福祉サービスとかやりたいとい



う人はたくさんいると思います。そういう方の場合にはおそらく、こういうことが適用される可能性があって、この情報で個人情報を抜いたものが欲しいので、手数料しっかりと払いますと、提案をしたその人自身が委託を受けて実際に加工するのかもしれませんが、他のその専門の個人情報抜く事業所をお願いするかもしれないですが、どうなるのだろうと思ったのは、つくば市には大学がある中で、個人情報を分析していろいろな研究とかいろいろ社会貢献したいという人は結構います。手数料を払うとか、委託するとかっていうよりも、現実問題としては守秘義務契約結んで、学生と一緒にあって、そこで全部消すということが、しっかりと扱えるような、規定であって欲しいなと思うのですが、手数料なしでそういうことを行うということも、今の新しい法律、匿名加工情報の提案をしてくださいと言った場合、例えば筑波大学の研究室でこういう情報をいただければ分析して、何か社会貢献しますといった場合に、全て手数料が掛かってしまうのはおかしいかなと思います。別の規定にて守秘義務契約で、匿名加工できるとかすることはありえないのですかね。

○総務課

現在の条例下では、学術研究目的で個人情報を利用する場合、市と大学の間で覚書を交わして情報をやり取りしているということがあると思います。改正法の適用後に関しましても、同じ規定は残っておりまして、市の条例が以前から国の条文と内容がほぼ同じでしたので、特に改正後も規定が変わるということはないと思います。その条項に基づいて個人情報を提供するという事は、改正法の施行後も可能と考えます。

○座長

それでは一旦要点2についてはこれで終わりにして次に、要点3についての説明をお願いいたします。

○総務課

続きまして、審査会への諮問についてですが、改正法では129条に規定され

ておりまして、「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」と規定されております。つくば市においては審議会といった名称の組織は今のところございませんが、現在の情報公開・個人情報保護審査会を、審議会その他の合議制の機関と位置付けることが可能かどうか、個人情報保護委員会の見解では審査請求の機関に、こちらの役割を持たせることが可能であるという見解が出ておりますので、当審査会に、その審議会等としての機能を持たせたいと考えております。施行条例案の11条に諮問することができる規定を、4つの諮問事項を規定しております。それと関連して、前回御質問いただいた事項なんですが、匿名加工情報の提案募集があった場合、その審査を、その審査会が行うことができるのかどうかという点について質問がありました。先行してその提案募集を行っている他の自治体では、どのように行っているかというところを少し確認させていただきました。千葉県市川市に確認したところ、現在のところ提案の審査は原則として市の職員が行っているが、判断が難しい場合には審査会に意見を求めることが可能な規定となっているということでした。また、そういった審査を、審査会へ諮問することができるのかどうかを、個人情報保護委員会へ確認しましたところ、審査会が審査基準への適合性を直接判断することは許容されないが、地方公共団体の機関が適合性を判断するに当たり、条例で定めを置いて、審査会に意見を徴することは妨げられないとの回答でした。審査会の意見を踏まえて最終的な判断を誰が、行うかというところ、これはつくば市の場合ですと市長や、教育委員会といった、市の機関が行うこととなります。その参考として、審査会から意見を徴することができるということになります。それを踏まえましてつくば市としては、審査会への諮問可能事項として、第11条に4つの事項を規定しました。第1号として、この条例の規定を改正し、又

は廃止しようとする場合。第2号として、法第66条第1項の規定に基づく措置の基準を定めようとする場合。法第66条第1項の規定に基づく措置といいますのは、保有個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置のことを指します。また第3号といたしまして、法第114条第1項に規定する審査をする場合。こちらが、行政機関匿名加工情報の提案の審査となります。第4号として、前3号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合の4つとなっております。国で示されてる条文イメージ1号、2号、4号に記載されているこの3つだけでして、3号の規定はないのですが、つくば市といたしましては、この提案の審査をする上でやはり専門的見地からの意見が必要になるだろうというところと、そういった意見をいただいて慎重な審査を行う必要があるだろうということで、この規定を設けさせていただきました。この審査会への諮問の規定につきまして、審議いただければと思います。

○座長

それでは要点3の審査会への諮問について、質問あるいは御意見ございましたらお願いいたします。

○堀内委員

先ほどの匿名加工情報の契約を結ぶ審査をするときに、審査会に諮ることができるということで、この諮るタイミングですが、どのようにお考えでしょうか。契約締結をしたいという提案があったらその都度、審査会を開いて意見を聞くのか、それとも、とても判断に迷うものがあつたら審査会を開いて決めるのか。ただ、判断に迷う提案があつてから審査会の日取りを決めるのでは、契約を結びたい人を待たせてしまうことになるおそれもあるのかなと思いましたが、少しその辺のお考えをお聞かせください。

○総務課

必ず審査会の審査を通さなくてはならないという規定ではないので、やはり

提案があつて市の機関だけでは少し判断が困難な場合は、諮問させていただくということを考えております。確かに提案があつてから、審査の日程を決めるというところだと相当の時間は掛かってしまうという点についてはやはりその個人情報情報を慎重に扱うという観点から、そうした期間が掛かることは、先方にも了承していただいた上で、行っていきたいと考えております。

○川島委員

実際にこの法 114 条 1 項に規定する基準が 1 号から 7 号までありますが、これを読むといろいろと書いてあつて、例えば新たな産業の創出、又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する提案かなどがあります。諮問するかどうかは、全ての基準に適合するかどうかを全て丸投げということは多分ないと思います。案件によってどの基準について諮問する必要があるかどうかというのは判断していただいてからでないと、経済活性化のために何か本当に基準に合致するかどうかということを審議するというような審査会ではないと思います。そういう運用上の細則を定めるんですかね。定める時にはそういったことを注意していただいた方がいいのではないかと思います。

○総務課

はい。おっしゃるとおりこの提案審査には第 1 号として欠格事項に該当しないこととか、事務的な部分も含まれていまして、そういった部分は事務局で判断して、審査会に諮るのは専門的見地が必要な部分、加工の方法の基準適合性だとか、本人の権利・利益を保護するのに十分かどうか判断が難しい場合になってくると思います。条例案にはどの項目について諮問するという事までは規定していませんが、確かに今後その提案募集を行うことになったら、運用上の基準みたいなものは設けていきたいと考えております。

○座長

別途運用規程を定めることもあるだろうということですか。

○総務課

何とも言えないところがありますが、条例とか施行規則とかではなくて、もう少し運用基準とか要項とか、内部基準的なものになってくるかと思います。

○座長

まだ分かりませんよね。特になければ最後のその他について御説明をお願いいたします。

○総務課

これまでに御審議いただいた事項以外で、審議が必要と考えられる事項がありましたら、御意見いただければと思いますが、その参考といたしまして前回いただいた御質問について回答したいと思います。

資料4の内容と重複しておりますが、改正法に規定されている個人情報ファイルがどういったものなのか、なかなか理解が難しいという御意見がありましたので詳細に説明させていただきます。まず個人情報ファイルの定義といたしましては、法第60条第2項に規定されておりました、1番目に、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように、体系的に構成したものというものがあります。こちらは通常電算処理ファイルと呼ばれるものでして、電子計算機、要はパソコンのことですが、その中で管理されている名簿等で、通常エクセルファイル等で管理されていることが多いと思いますが、その中で、氏名とか生年月日といったものを検索すれば簡単に特定の個人にたどり着くことができるようになっていけば、これはすべて個人情報ファイルに該当します。例えばつくば市では、住民基本台帳や戸籍台帳、国民年金情報のファイル、介護保険情報の認定ファイル、予防接種台帳といった多数の個人情報ファイルがありますが、多数の情報が管理されていて、特定の個人が検索できるファイルは、全て国の定める個人情報ファイルの定義に該当してきます。続いて第2号で、前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したも

の、基本的には紙媒体で管理されている名簿等が該当しております。こちらが五十音順に並べられているとか、そういった規則性を持って並べられていて、特定の個人を探そうと思ったらすぐにたどり着けるもの、こちらも、個人情報ファイルに該当してきます。ただし、そういった体系的な管理がされていなくて個人情報がバラバラになっていて、特定の個人にたどり着くことができなければ件数が多くてもそれは個人情報ファイルとはいえないということになっております。つくば市で保有しているものの例としては、除籍簿とか電算化される前の紙で管理されているものや、健康マラソン大会の受付簿といった純粋に紙で管理されているものになっております。先ほど説明した個人情報ファイルとは少しまた違った規定になっておりまして、それとは別に個人情報ファイル簿というものが法の第75条にあり、先ほど説明した個人情報ファイルで管理する人数が1,000人以上となる場合地方公共団体の機関は、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等を記載した個人情報ファイル簿を作成し公表しなければならないと記載されております。こちらの参考として用意しておりますのが、参考資料Dになりまして、特別定額給付金対象世帯情報というものがありますが、このファイルの利用目的としては特別定額給付金事務に使用するため、個人情報ファイルの記録項目は、氏名、住所、性別、生年月日、続柄、障害、施設入所等の情報、家庭状況、DVによる避難情報とありまして、要配慮個人情報が含まれる場合は、こういった※でそれが含まれていると明示されております。こういった情報を記録したファイル簿を、つくば市では平成27年度から整備しており、HP及び総務課の窓口で公開しています。このファイル簿が事務ごとに165件現在つくば市にはあります。

また、先ほど御説明しました匿名加工情報の提案は、このファイル簿単位で募集することになっておりまして、提案をしようと思った事業者がこのファイル簿を見て、事業に活用できそうだと思うたら提案をいただくといったような仕組みになる予定となっております。続きまして、審査会条例の規定について、

これも御質問への回答ですが、審査会条例第2条第2項に規定されています審査会が必要に応じて実施機関に意見を述べることができるという規定、こちらを存続させるかどうかという御質問がありました。これに関して、個人情報保護委員会が作成したQ&Aによると、改正法の制度下においても、審議会等が自発的に行う調査審議、又は意見陳述を妨げるものではないとされておりますので、改正法の施行後も、このまま残していく予定にさせていただければと思います。こちらに関しましては資料5に新旧対照表がございます。それから、先ほどいただいた質問とも重なる部分ですが、これまでつくば市が、個人情報保護条例の第8条第2項第4号専ら統計の作成又は学術研究の目的のため、大学等の研究機関に提供してきた個人情報について、改正法の施行後も引き続き利用が可能かという、その御質問に対しまして一応その法令審査の中で、つくば市の法務課に確認しましたところ、改正法の施行前に既に提供した個人情報、これについては、改正後にそれが無効とするようなことは、法の遡及適用となり、法の原則からして、そういったことは通常考えられないので、これについて特段その経過措置を求めることまでは必要ないだろうというところでした。令和5年4月以降、改正法の施行後、新たに個人情報の提供を受ける場合は、改正法に基づいて改正法の施行前と変わらない状況で提供が可能であろうと考えられます。

また先ほど申し上げましたように条例改廃の参考といたしまして、この調査期間6月13日から6月27日の間に茨城県内の5市、中核市及び中核市の候補市に調査を行いました。その回答をまとめたものが、資料7になっておりまして各質問と回答の割合となります。つくば市としては、どのように対応する予定であるかというところについては赤枠で囲んで記載させていただいております。こちらも参考資料として、御参照いただければと思います。これまでに御審議いただきました1から3以外で、ほかに審議すべき事項があればお伺いしたいと思います。

○座長

多岐にわたっているようですが、どの項目でもよろしいので、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○川島委員

2点ありまして、1点は先ほど遡及適用のこと少しおっしゃっていましたが、学術目的のところでは私が前回申し上げたのはどういうことかということ、結局現行の個人情報保護条例に基づいて、現行個人情報保護条例に基づく、目的外利用許可があった場合に、改正法になった途端に条例による既存の目的外利用を許容していたものが、現行法が施行された以降は、その効力がおそらくなくなるだろうと、時点的には以前に下した判断、例えば、典型的なのは災害時の要配慮要支援者名簿みたいなものですが、何か個人情報を共有してたとして、つくば市はそれをしていないので多分大丈夫ですが、そういったものがもし事前に目的外、本人の同意を得ずに第三者共有して欲しいというものを、この法改正の前にそれを許容してた場合には、おそらく法改正後、許容していたことが否定される可能性があるのでは、それは回収しなくてはならないおそれがあるのではないのかなと私は思いました。それがなければ別に問題ないということが一つです。それから論点が戻ってしまうのですが、堀内委員がおっしゃった国籍の件については、先ほど間違った発言をしてしまって、別に国籍を条例要配慮個人情報の対象として定めるということは、別に特定の国についてどうこういうことではないので、例えば、市役所の帳簿の中にある人が外国籍であるということが何かに書かれたときに、条例要配慮個人情報が含まれてる情報、その文書が出てくるということだけですね。またもしそれが漏えいされた場合には、個人情報保護委員会に報告しなくてはならないということで、私自身考えてみたのですが、ほとんど実質的な作業負担は、増えないだろうと思っています。住所と名前があってその人は何人とか出てくるわけで、多分一連の情報の中でもともと個人情報です。個人情報ファイルの中のある部分だけが、



国籍なわけです。それで何が生ずるかというのと、その文書が元々個人情報だったところに、実質的には、条例要配慮個人情報ということが加わるだけだと思います。ほとんど作業負担がないのであれば、国籍というものを、つくば市という特異性をベースとして、条例要配慮個人情報として規定するという考え方はあり得るなと思いました。なぜかというのと、つくば市という土地の人口構成は、外国人の人口比率が日本一高いというわけではないですが、国籍の数の多様性が、おそらく人口比で見ればきっと日本最高に近いです。渋谷区とかいろいろあるから、分らないですが、でもここの国籍多様性はすごいです。100数十ヶ国いて、つくば市にはほぼ全世界いると思います。そういう意味で国籍というものに対して、不当な差別的な見方に対する配慮を敏感にするという意味で条例にそれを規定するということは、まだまだもう少し時間あると思うので、国籍というものについては、考える価値があるかなと思いました。それが、絶対必要だとかそういうものではなくて、つくば市が世界の明日が見える都市として、つくば市としていろんな世界の方々に対して住みやすいあまり不当な偏見を受けないという市としての配慮をしているというのは、LGBT配慮と一緒に、公務員住宅に、結婚してないけど、LGBTの方を世帯としてOKとするのかどうかみたいなそういう問題と一緒に、書くということについてはおそらくつくば市として政策、つくば市の姿勢を示す意味では、あり得るかなと思いました。条例要配慮個人情報にするかどうかは、書かなくてはいけないという問題ではないと思うのですが、つくば市の姿勢を示す意味もあるなと思いました。

○座長

この会議である程度方向性というのをまとめておきたいということで、簡単でもいいのですが、要点1、2、3それぞれについて、適当か概ね適当か不適当かを皆さんの御意見をまとめておきたいのですね。

○川島委員

私は要点1、2、3その他含めて適当であると思います。ただ、要点1についてさらにもし考える余地があるとする、国籍については検討する余地があると思います。それは要点1についてですが、しかし不適切であるとか、異論を持っているわけではないです。要検討の余地があるなと思いました。

○座長

そのように受け取っておきます。その辺少しまだ私が理解できてないんです。国籍については、条例要配慮個人情報として、特には。

○川島委員

多分法律上は、不当な偏見をもたらす情報になり得るおそれはあると考えられます。

○総務課

確かに川島委員おっしゃるように検討の余地あると思っております。論点といえますか。国籍というところもあります。もう一つは外国人であるという事実について、私が国際関係を担当している国際都市推進課というところに訪ねたんですけども、日本語が通じないとか、外国人であることの不便というのは結構あるのですが、国籍を理由とした相談っていうのはあまり寄せられていないというところで、そこは確かにただおっしゃるように今後ロシアとかの関係で、もしかするとそういったことも、懸念されるのではないかという話もありましたが、そこが難しいところで、国籍というのか、それとも外国人である事実なのかというのは、なかなか結論が難しいところかなと思っております。

○川島委員

難しいことなので、必ず条例要配慮個人情報に規定しなければならないものではないと思います。ただ、男性か女性かっていうのは個人情報として守秘されるのですが、なぜロシア人という事による偏見を助長するおそれを否定しないのかというのは検討の余地があると思います。

○座長

ではその点について、少し検討していただければと思います。

○総務課

承知しました。

○堀委員

今総務省が独自に規定する情報の例として挙げているものがあって、思想、信教、支持政党、民族、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等があって、国籍というのは入っていないです。結局、差別が生じないように配慮を要する個人情報として、大抵の部分今言ったような国籍でカバーできるのは、人種とか民族とか、そういったところの差別をカバーできるかなと思っていて、国籍というのを新たに明言してしまうことによる問題もあると思うのです。つくば市が、国籍が差別の対象になりますという明言をするという、逆のアナウンスメント効果もあるかなと思っていて、あまりそこを明言するってことは非常に慎重でないといけないのかなと、私個人としては、思います。当然個人情報として保護されておりますし、そこをつくば市として明記するというのは、かなり突出した対応になるんですね。例示からも外れるような事項を定める事にもなるのでやはりこの人種、信条、社会的身分とかこういったことってというのは、多分我々、憲法であったりとか、いろいろところで目に馴染むが、国籍っていうところを、そこで、明確に持ってくるのは、少し慎重になった方がいいのかなとは思いますが。入れるのであれば相当調査をした上で、これは間違いないといろんな角度から検討が必要になると思います。私個人としてはあえて入れる必要はないのではないかと思います。

○中田委員

座長がおっしゃってたさっきの要点1、2、3に関して全部相当だと思っておりますので、特に何かとあるわけではないです。ただやはり条例要配慮個人情報についての問題というのはいろいろ考えなければならぬだろうなというように思っています。また、今堀委員の方でお話されたことに私もほとんど同意して

まして、やはり国籍ってということ自体がその不当な差別や偏見その他不利益が発生に繋がる事項ですということ、つくば市で、わざわざそこを指定するというのも、どうなのかなというように、それが正しいのかというところは少し思うところなので、あまりそこには、わざわざ挙げなくてもいいのではないかなと思ってます。もともと要配慮個人情報の趣旨というのが、今言った差別とかに繋がるようなものの情報だということで、全国共通でルールを定めたというところだと思うのですが、だから例外的に、もしつくば市で何か少し特性に応じて、その他挙げるものがあるのであれば、では挙げましょうという。政令の方向性とか他の県の条例を見てみると、先ほど例示に上がりましたが生活保護の受給の関係とか、LGBTに関して、今後つくば市が何かこう独特の施策を行うというところで、もしつくば市が保有してる情報で、それらに関わるものがあるというところであればそれは、少し気を付けなくてはいけないのだろうなというところは留めておきたいなと思います。先ほどの一番初めに言いましたがそのスマートシティの関係では、別の立場からというか別のところで、またその考えているということなんで、そこで防げれば同じことだと思いますが、条例の方に入れる必要はないだろうということだと思います。

○座長

堀委員と大体同意見という事ですね。堀内委員何かございますか、全般にわたってでも要点4でも、その他でも。

○堀内委員

大体御説明いただいたのでよく分かりました。そして今の国籍ということについて差別がという観点から皆様おっしゃっていましたが、私は国籍にバラエティがあるというところに着眼すると、ある国籍の人がここにいるよとか、その国籍の人はこういう属性だよっていうのが、もうそれだけで個人をピンポイントで特定できるおそれがあるのではないかという観点も、もしかすると、つくば市の特性としては必要ではないかと思います。前回川島委員が、この情報

とこの情報を重ね合わせると、このカードでこの店で使ったのは自分だということが分かるとおっしゃった、それが、「この国籍のつくば市の人」というだけ分かってしまうことが多々あり得ると思います。要配慮個人情報とするかしないかが、それと関わるかどうか分かりませんが、実際問題どういっておそれが生じるかというところで、洗っていただければと思います。条例要配慮個人情報とする必要はきっとないだろうが、実際に運用するに当たって、個人が特定されて不利益を被るおそれがないように、そのところの御配慮はされたらいいと思います。もう一つ、先ほど御説明がありました学術利用の件ですが、令和5年4月以降も学術研究の規定があるので大丈夫です、という御説明を先ほどされたかと思いますが、その規定はどこにあるか教えてください。

○総務課

前回に個人情報保護法の条文をお配りしているかと思いますが、本日それをお持ちであればそちらの31ページにある69条のところで、「行政機関の長等は法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とありまして、また2項で「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は次の各号に該当すると認めるときは、保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。」ただし書きとして、本人または第三者の権利利益を不当に害するおそれがある場合はその限りではありませんが、その例示されている第4号のところで、「前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とございまして実はこの条文の規定は、今のつくば市の個人情報保護条例にも、全く同じ規定があるんですが現在、その規定に基づいて大学などの研究機関に情報を提供しておりまして、改正法の施行後もこの条文を適用して提供することが可能であろうと考えているところです。

○堀内委員

とてもよく分かりました。私の方からは大体御提案のとおりで大丈夫でござ

います。賛成です。

○磯山委員

特にこれといったものはないのですが、国籍という形で、具体例として出されましたが、資料4の前の質問の中身を見ると結局つくばは相当多国籍、外国人の方が多いので、その外国人の方に対する差別なり何なりというのを、ないようなことを何か特殊なことを考えなくてはならないのではないかっていうような、提案というか、そういったものだったが、その一つとして国籍という事を出されたのかなと思います。国籍自体をここに入れなくてもいいという結論自体は、いいのではないかなと思います。それ以外に外国の方の差別を助長しないような特段の考慮が必要かどうかということは、そこまで議論が深まっていなかったところもあるでしょうから、これから、何かしらの形で検討いただければいいのかなと思います。

○座長

そうすると要点に沿っていきますと、条例要配慮個人情報規定しないことについては、皆さん適当であると考えているということですね。理由は、これまで出たように法律である程度まかなわれていることや、特につくば市において配慮を要する特有の個人情報は、ほぼないであろうということですね。あと、他の自治体も同様な取扱いをしているし、そういう大体理由が出ていたと思います。2番目についても、手数料についても適当であるということで、その理由としては、つくば市スーパーシティ型国家戦略特別区域として指定を受けたつくば市においては、匿名加工情報の活用が位置付けられていて、そういう活用が位置付けられているということから、特別につくば市の場合はその規定を条例に規定を設けましょうと、手数料については、本当にそれでいいのか、よく考えたほうがいいのかというような、右へならえで本当にいいのかという川島委員の意見も出ましたが、概ね国で定める手数料と同額でいいのではないかといい、特に反対はないような、そういう意見だったと思います。審査会の諮問に

についてもこの説明のとおり、皆さん適当であるということで匿名加工情報の提案審査にあたっては専門的知見に基づく意見が必要になる場合があるだろうということで、審査会への諮問ができるということの条文はやっぱり入れる、追加すべきではないのかという、追加することについては適当であるというような御意見だったように、理解できました。その他については後で事務局等にまとめたいと思いますが、特に異論はないというようなとらえ方でいいのかなと思います。もし間違っていたら指摘していただきたいと思います。この本審査会では、議論されてきたのかなど、簡単にまとめるとそんな形になるのではないかと思います。特に付け加えること等ありましたらお願いします。大丈夫でしょうか。

○各委員

(異議なし)

○座長

それでは御説明のとおりということで、適当であるという事で受け取りたいと思います。条例案についての審議は終了しましたので、この答申という方向に次の段階でいくと思いますが、審議はここで終了とします。この会議については進行を事務局にお返ししたいと思います。

#### 4 今後の予定

○事務局

答申書については、本日の会議内容をもとに、会長と御相談しながら、事務局において答申案を作成し、それをたたき台としてもう一度審査会を開いて内容を審議いただければと思います。次回審査会については、パブリックコメントが9月に終了した後となる10月11日に開催する予定です。御多忙の中、恐縮ですが御協力をお願いいたします。

## 5 閉会

### ○事務局

本日は長時間にわたりまして御意見をいただきありがとうございました。今後も情報公開・個人情報保護審査会の適正な運営につきまして、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。それではこれもちまして令和4年度第2回つくば市情報公開・個人情報審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上



## 令和4年度(2022年度)第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和4年(2022年)7月22日(金)13時30分

場所 つくば市役所 2階 203会議室

- 1 開会
- 2 座長の選出
- 3 つくば市個人情報保護法施行条例(案)の内容審査等
- 4 今後の予定
- 5 閉会

### 【配布資料】

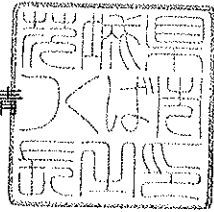
- 資料1 諮問書
- 資料2 つくば市個人情報保護法施行条例案
- 資料3 諮問の要点
- 資料4 前回審査会における質問等への回答
- 資料5 つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例改正案
- 資料6 説明用スライド(追加資料)
- 資料7 他自治体への調査結果(追加資料)
- 参考資料A 前回会議録
- 参考資料B 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の概要
- 参考資料C 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ(国作成)
- 参考資料D 個人情報ファイル簿の例

4 総第 259 号

令和 4 年(2022 年) 7 月 14 日

つくば市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 横田 由美子 様

つくば市長 五十嵐 立 青



つくば市個人情報保護法施行条例の制定について (諮問)

このことについて、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 27 年つくば市条例第 29 号）第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、別添のつくば市個人情報保護法施行条例（案）について審議願いたく諮問します。

事務主管部課  
総務部総務課

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長及び公営企業管理者は、開示請求者が保有特定個人情報（市の機関（議会を除く。以下同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該市の機関の職員が組織的に利用するものとして、当該市の機関が保有しているもの（つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限る。）をいう。）の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を免除することができる。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書

面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(訂正決定等の期限)

第6条 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第7条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第9条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

- 3 前2項の手数料は、法第114条第2項の規定により通知する手数料の納付方法により、同項の規定により通知する手数料の納付期限までに納付しなければならない。

(審査会への諮問)

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）第1条に規定するつくば市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 法第114条第1項に規定する審査をする場合
- (4) 前3号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(つくば市個人情報保護条例の廃止)

- 2 つくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前のつくば市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後

も、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者が行う市の公の施設の管理業務に従事していた者

4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条第1項若しくは第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項に規定する個人情報ファイルであって同項第1号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 前2項の規定は、つくば市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## つくば市個人情報保護法施行条例（案）諮問の要点

令和4年(2022年)7月14日付け4総第259号においてつくば市情報公開・個人情報保護審査に諮問することにつき、特に下記の点について御審議をお願いいたします。

## 記

**1 条例要配慮個人情報を規定しないことについて**

改正個人情報保護法第60条第5項において、地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報として「条例要配慮個人情報」が定義されており、地方公共団体が必要に応じて定めることが可能となっている。

つくば市においては、在留外国人が多いなどの地域特性があるが、同様の特性を持つ東京都渋谷区及び静岡県浜松市に問い合わせたところ、条例要配慮個人情報を定める予定はないとの回答であった。また、関東地方の22自治体にメールで問い合わせた結果も同様であった。この調査結果に加え、条例要配慮個人情報を規定することにより講じることができる措置が限定的であることに鑑み、施行条例に当該規定は設けないこととする。

**2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について**

改正個人情報保護法第111条において、地方公共団体を含む行政機関の長等は毎年度1回以上、行政機関等匿名加工情報の提案を募集するものとされている。ただし、募集を義務付けられるのは、当分の間、都道府県及び政令指定都市に限られており、つくば市については任意である。

一方、先日つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として指定を受けた「つくばスーパーサイエンスシティ構想」においては、「行政ビッグデータの活用」として匿名加工情報の活用が位置付けられている。今後、この構想を進める上で匿名加工情報の提案募集を行うことが予想されるため、提案募集をする上で必須となる匿名加工情報の利用に係る手数料について、施行条例第10条に規定することとする。なお、手数料の額は国が政令で定める額と同額とする。

**3 審査会への諮問について**



改正法第 129 条において、地方公共団体の機関は条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他合議制の機関に諮問することが可能となっている。また、この合議制の機関については、審査請求の審査を行う審査会がその役割を担うことも想定されている。つくば市では、つくば市情報公開・個人情報保護審査会に当該役割を持たせることとし、施行条例第 11 条において、審査会への諮問規定を置くこととした。

また、個人情報保護委員会事務局及び総務省自治行政局より示された条文イメージには記載されていないが、匿名加工情報の提案審査に当たっては、専門的な知見に基づく意見が必要になる場合があると判断し、審査会に諮問できる事項として「法第 114 条第 1 項に規定する審査をする場合」を追加することとした。

#### 4 その他

上記 1～3 以外においても、施行条例（案）において特に審議が必要と認められる場合は、積極的に御意見いただければと存じます。

## ○要配慮個人情報について

### 【質問等】

- ①これまでつくば市個人情報保護条例を運用してきた中で、国とは違う適用解釈や運用をしたような事例がないかのチェックが必要。(特に保護されてきた方がいないかどうか) (川島委員・会議録 p26)
- ②つくば市は、外国人が多い。人数が非常に多いとまでは言わないが、120カ国ほどの非常に多様な方々がいる。外国人の問題についての要配慮個人情報における他自治体での定めが気になる。多文化共生問題として、そういった方々を守るための配慮事項の有無は、つくば市としならでのフォーカスとして、チェックが必要かなと思った。  
例えば、浜松市とか、新宿区とか、外国籍の方が多自治体が今回の法改正に当たって、何か特別な配慮をしているのかが気になる。何十も調べる必要はなく、典型的に進んでいるところを調べれば OK (川島委員・会議録 p26～27)

要配慮個人情報に関する上記のようなことについて、もう一度検討して、次回に回答をいただけるといいかなと思う。(横田会長・会議録 p27～28)

### 【回答】

#### ①について：

個人情報保護法における要配慮個人情報個人情報の規定は、改正前・改正後ともに、個人情報取扱事業者が当該情報を取得しようとする場合は事前の本人同意を原則とするなど、民間事業者に対して具体的な規制を求めるものとなっていますが、それと比較して、地方自治体を含む行政機関等への規制は限定的なものとなっております。

現行のつくば市個人情報保護条例において、要配慮個人情報の取扱いについて定めている部分は、定義(第2条第5項)及び個人情報ファイルの記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている旨をファイル簿に記載すること(第12条第1項第5号の2)のみであり、これは旧行政機関個人情報保護法の規定と同様のものです。

これまでのつくば市における個人情報の取扱いにおける運用は、旧行政機関個人情報保護法の規定を参考に制定したつくば市個人情報保護条例に基づいており、その運用・解釈も基本的に国に準拠したものとなっていたため、条例の範囲外で特別な運用解釈を行う余地はなかったものと考えております。

#### ②について：

総務課で東京都新宿区及び静岡県浜松市に問い合わせたところ、いずれも外

国籍の方に関連して条例要配慮個人情報を制定する予定はないとの回答でした。また、茨城県内の5自治体及び関東地方の中核市並びに候補市に対して別添のとおり調査しましたが、いずれの自治体も条例要配慮個人情報を定める予定はないとの回答でした。

これについては、条例要配慮個人情報を制定した場合でも、それにより追加される措置が、個人情報ファイルの記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている旨をファイル簿に記載すること（法第75条第1項及び第4項）及び条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生した場合、当該自体が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する義務が生ずること（法第68条第1項及び規則第43条第5号）のみであり、必ずしも強い保護措置を規定できるわけではないことが影響していると考えられます。

上記を踏まえ、つくば市においては、現時点では法施行条例に条例要配慮個人情報の規定を設ける必要性が高いとはいえないと判断し、規定しない方向で検討しております。

## ○匿名加工情報について

### 【質問等】

- ・匿名加工情報について、つくば市はどのような姿勢で取り組むのかというのは、この審査会で議論をすべきポイント(川島委員・会議録 p18～19)
- ・匿名加工情報の提案の審査は誰がどのように行うのか、教えてほしい。(川島委員、横田会長・会議録 p31～33)

⇒先行して提案募集を行っている他自治体に確認してみたいと思う。(総務課・会議録 p33)

- ・匿名加工情報についての提案の審査は、審査会への諮問事項とするかどうか(川島委員・会議録 p37)

⇒許容されるかどうかは個人情報保護委員会に確認したい。(総務課・p37)

### 【回答】

- ・匿名加工情報に関するつくば市の姿勢について：  
スマートシティ戦略課に確認中(当日説明予定)

- ・匿名加工情報の審査について：

法第 114 条において「行政機関の長等」とあるのは、地方公共団体の機関を含み、つくば市においては市長や教育委員会がそれに当たります。法律の趣旨としては、国ではなく市長や教育委員会等がこの審査を行い、その適合性を判断することとなっています。

地方公共団体としては、先行して匿名加工情報(現：非識別加工情報)の提案募集を行っている千葉県市川市に問い合わせたところ、提案募集の審査は、原則として担当課の職員が行っているとのこと。但し、市川市個人情報保護審査会の任務に、市長又は実施機関の求めに応じ非識別加工情報について意見を述べることが含まれており、担当課で判断が困難な場合は、審査会の意見を求めることがあり得るとのことです。

- ・匿名加工情報の提案審査を、審査会への諮問事項とするか：

このことについて個人情報保護委員会へ問い合わせたところ、審査会が審査基準の適合性を直接判断することは許容されないが、地方公共団体が審査基準の適合性を判断するにあたり、条例に定めを置いて、審査会に意見を聴取することは妨げられないとの回答でした。

この回答を踏まえ、法施行条例(案)第 11 条第 3 号に、審査会へ諮問が可能な事項として、「法第 114 条第 1 項に規定する審査(匿名加工情報の提案に係る審査)をする場合」を追加することとしました。

○その他

【質問等】

- ・個人情報ファイルというものがどういうものか、よく分からない。(横田会長・会議録 p35～36)
- ・審査会条例における審査会の自発的な意見陳述についての規定はなくなるのか。(横田会長・会議録 p38)
- ⇒審査会条例 2 条 2 項を残すのか削るのかということは次回までに示したい(総務課・会議録 p38)
- ・これまで学術研究目的で提供してきた個人情報に関し、経過措置の規定は必要ないか。(川島委員・p39～40)
- ⇒法務課に確認する(総務課・p40)

【回答】

- ・個人情報ファイルについて：  
個人情報ファイルについては、法第 60 条第 2 項に定義されており、以下の 2 つがあります。
  - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの  
  
→こちらは通称「電算処理ファイル」と呼ばれるもので、パソコン上で個別のシステムや Excel ファイル等で管理されている名簿等が、氏名や生年月日等で検索できる状態になっているもの全般をいいます。どのような業務に用いていても、この定義に該当すれば「個人情報ファイル」として取り扱う必要があります。現在、市で保有する個人情報ファイルは、ほとんどがこの「電算処理ファイル」になります。  
但し、後述する「個人情報ファイル簿」への掲載が必要なのは、ファイルで管理されている人数が 1,000 人を超えるものに限られます。
- ・つくば市で管理する電算処理ファイルの例：  
住民基本台帳、戸籍台帳、国民年金情報ファイル、介護保険認定情報ファイル、予防接種台帳等
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

→こちらは通称「マニュアル処理ファイル」と呼ばれており、パソコン以外の手段で管理されているもの、具体的には紙媒体で管理されているものとなります。電算処理ファイルと同様、特定の個人を容易に検索できることが要件で、50音順に配列されている名簿等が該当します。個人情報の数が多くても、規則的に配列されていなければ、個人情報ファイルの定義には該当しません。

- ・つくば市で管理するマニュアル処理ファイルの例：  
除籍簿、原戸籍簿、健康マラソン大会受付簿等

また、1つの個人情報ファイルで管理する人数が1,000人を超えた場合、行政機関の長等は、法第75条第1項の規定に基づき「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならないとされています。つくば市においては、平成27年度の個人情報保護条例改正の時点で、「個人情報ファイル簿」の公表を義務付けていましたが、今回の法改正により、全国の自治体にそれが義務付けられたこととなります。なお、人数が1,000人を超えていても、1年以内に消去することが確実なファイルなどは、ファイル簿作成の対象となりません。

一例として、現在総務課で管理している「特別定額給付金対象世帯情報」のファイル簿を別添によりお送りします。記録項目としては「個人情報ファイルの名称」「個人情報ファイルの利用目的」「個人情報ファイルの記録項目」等があり、ファイル簿を閲覧することにより、市がどのような個人情報ファイルを保有しているのかがわかるようになっていきます。つくば市では、令和4年7月現在、全体で165件の個人情報ファイル簿をホームページ及び総務課窓口で公表しています。

なお、今回の法改正で設けられた「匿名加工情報の提案募集」については、提案者がこの「個人情報ファイル簿」を閲覧し、その記録項目を参考に、個人情報ファイル単位で提案することとなっており、提案募集を行う上でも必要な情報となっています。

- ・審査会の自発的な意見陳述について：

当審査会の自発的な意見陳述については、現行の審査会条例の第2条第2項において、「審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。」と規定されています。

新法制下においても、個人情報保護委員会作成のQ&Aにおいて、「審議会等

が自発的に行う調査、審議を妨げるものではない」旨が示されていることから、当該規定は存続させる方向で考えております。

・ 学術研究目的で提供した個人情報の経過措置について：

つくば市では、これまで大学等の学術研究機関に研究目的で個人情報を提供する場合、条例第8条第2項第4号に規定する「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」を根拠として提供してきました。法改正により、根拠規定が条例から法律に移行するに当たって、経過措置の規定が必要か総務部法務課に確認したところ、条例の規定に基づき既に個人情報が提供されている機関に対して、令和5年4月以降、改正後の規定を適用することは法の遡及適用となるため、そうした措置が取られることは考えにくく、特に経過措置を規定する必要はないとの見解でした。

但し、令和5年4月以降、学術研究目的で新たに個人情報を提供する場合については、改正法の規定が適用されます。この場合においても、根拠規定となる改正法第69条第2項第4号の条文は、現行の個人情報保護条例の該当条文と変わりがないため、その判断基準についても、大きく変わることはないと考えます。

## つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年つくば市条例第29号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）の<u>適正な運営並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及びつくば市個人情報保護法施行条例（令和4年つくば市条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）</u>による<u>個人情報の適正な取扱い</u>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に係る事項</li> <li>(2) <u>個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項に規定する審査請求に係る事項</u></li> <li>(3) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</li> <li>(4) 情報公開制度の運営に関する重要事項</li> <li>(5) <u>個人情報保護法施行条例第11条に規定する個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項</u></li> </ol>	<p>(設置)</p> <p>第1条 つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）による情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）<u>及びつくば市個人情報保護条例（平成27年つくば市条例第28号。以下「個人情報保護条例」という。）</u>による<u>個人情報保護制度</u>（以下「個人情報保護制度」という。）の<u>適正な運営</u>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、つくば市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、実施機関（<u>情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関</u>をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に係る事項</li> <li>(2) <u>個人情報保護条例第43条第1項</u>に規定する審査請求に係る事項</li> <li>(3) 番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</li> <li>(4) 情報公開制度の運営に関する重要事項</li> <li>(5) <u>個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></li> </ol>



2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べるができる。

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第11条 以下略

2 前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第3条—第9条 (略)

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、情報公開条例第10条第1項に規定する開示決定等に係る行政文書（以下「行政文書」という。）又は個人情報保護条例第21条第1項、第32条第1項又は第40条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（以下「保有個人情報」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第11条 以下略

# つくば市個人情報保護法施行条例（案） の諮問について

令和4年(2022年)7月  
総務部総務課

# 1 諮問の要点

# 1-1 諮問の要点

- 1 条例要配慮個人情報を規定しないことについて
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について
- 3 審査会への諮問について
- 4 その他



## 2 条例要配慮個人情報について

## 2-1 改正法の規定

### ○個人情報保護法第60条第5項

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

## 2-2 要配慮個人情報

### ○個人情報保護法第2条第3項

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- ・ 個人情報取扱事業者が要配慮情報を取得する場合、原則的に本人同意が必要となる。
- ・ 行政機関等が作成する個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれる場合、その旨を記載する義務が生じる。
- ・ 要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告義務が生じる。

## 2-3 他自治体への照会

### ○現行のつくば市個人情報保護条例

- ・ 国の旧行政機関個人情報保護法を参考に制定
- ・ 運用・解釈も国の法令に準拠

⇒独自の保護措置を行う余地はなし

### ○他自治体への照会

- ・ 静岡県浜松市（人口794,140人／外国人26,145人）
- ・ 東京都渋谷区（人口229,576人／外国人10,405人）

⇒いずれも条例要配慮個人情報を規定する予定なし

※つくば市（人口251,281人／11,214人）

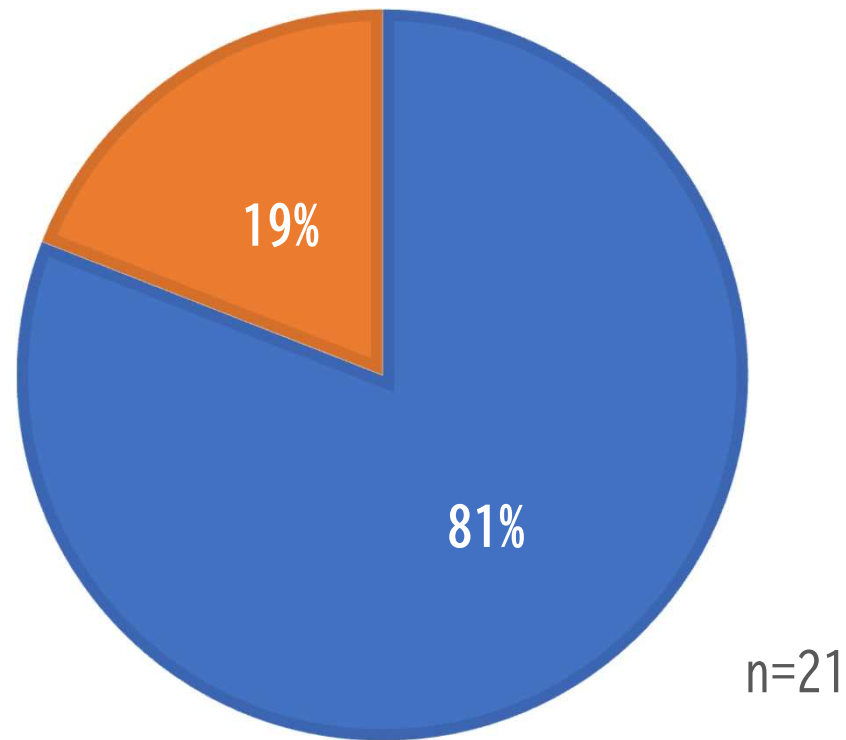
数値はすべてR4.7.1現在





## 2-3 他自治体への照会

Q. 新しい条例において、条例要配慮個人情報情報を定めますか。



■ 定めない

■ その他 (検討中、定めない方向で検討、審議会で審議中、定めない予定)

## 2-3 他自治体への照会

○条例要配慮個人情報を定めることにより義務付けられる措置

- ・地方公共団体が作成する個人情報ファイル簿に、条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載する。

（法第75条第4項）

- ・条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報漏えい等の事態が発生した場合、当該自治体が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する。

（法第68条第1項、規則第43条第5号）

※法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することはできない。

## 2-4 施行条例（案）の規定

○個人情報保護法施行条例の条文イメージ  
（条例要配慮個人情報）

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

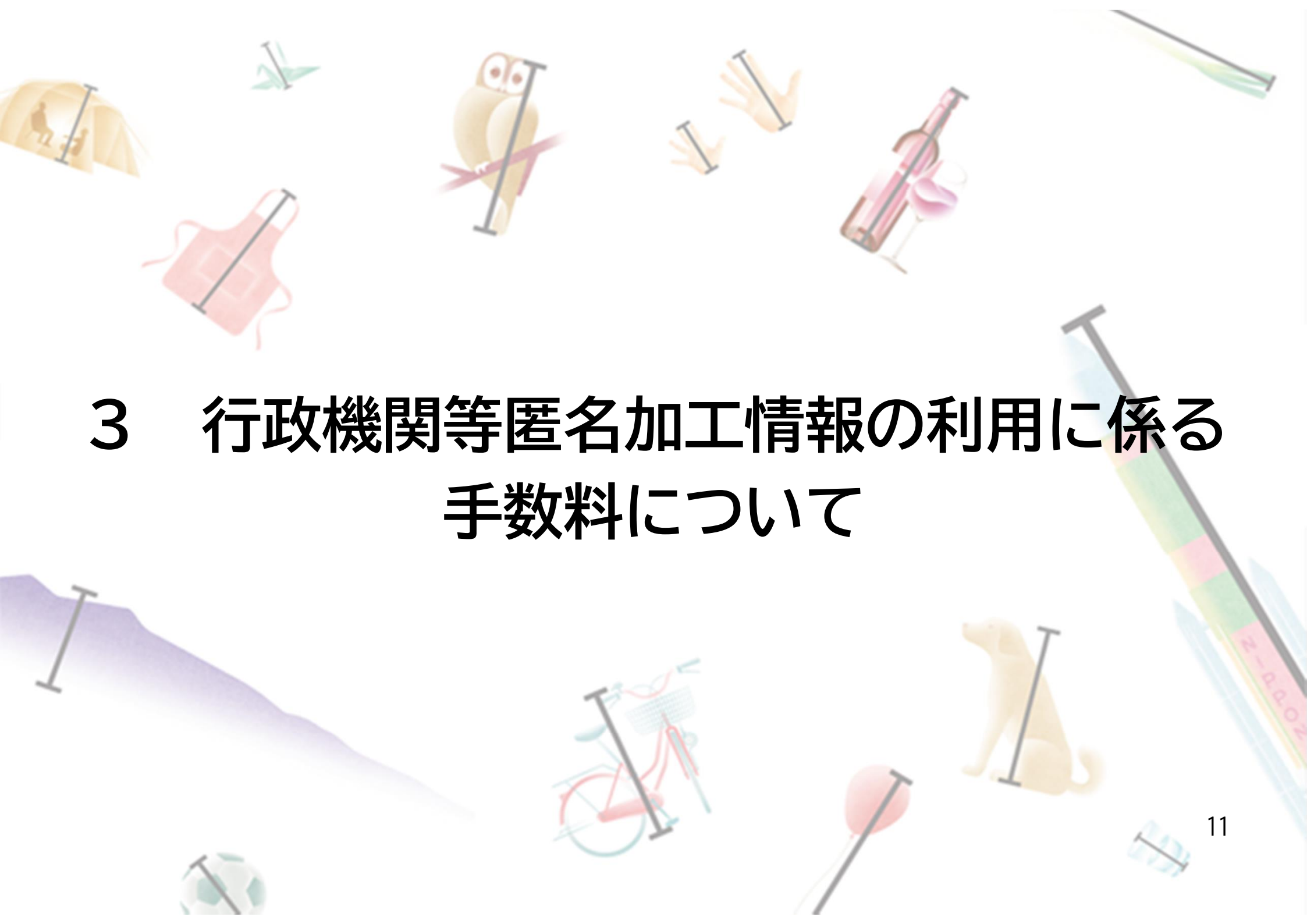
一 . . .

二 . . .

三 . . .

⇒つくば市においては、当該規定は定めないこととする。



The background features a collection of colorful, stylized illustrations of various objects, each with a vertical double-headed arrow indicating its height or length. The objects include a yellow tent, a green butterfly, a brown owl, a pair of hands, a red wine bottle with a glass, a red apron, a purple mountain range, a red and blue bicycle, a yellow dog, a red balloon, a green and blue pen, a soccer ball, and a blue water bottle. The text is centered in the middle of the page.

### 3 行政機関等匿名加工情報の利用に係る 手数料について

# 3-1 改正法の規定

## ○個人情報保護法第119条第3項

第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

## 3-2 つくば市の姿勢

### ○匿名加工情報に対するつくば市の姿勢

- ・令和4年(2022年)3月、つくば市が内閣府に提出した「つくばスーパーサイエンスシティ構想」に基づき、つくば市がスーパーシティ型国家戦略特別区域として区域指定を受ける。
  - ・構想中の「先端的行政サービス（つくばトラスト）」において、「行政ビッグデータの活用」として、匿名加工情報の提案募集を含めたデータ活用が位置付けられる。
- ⇒つくば市として、スーパーシティ構想の実現に向け、今回の条例改廃を機に匿名加工情報の提案募集に必要な規定を整備することとした。

## 3-3 条例で定める事項

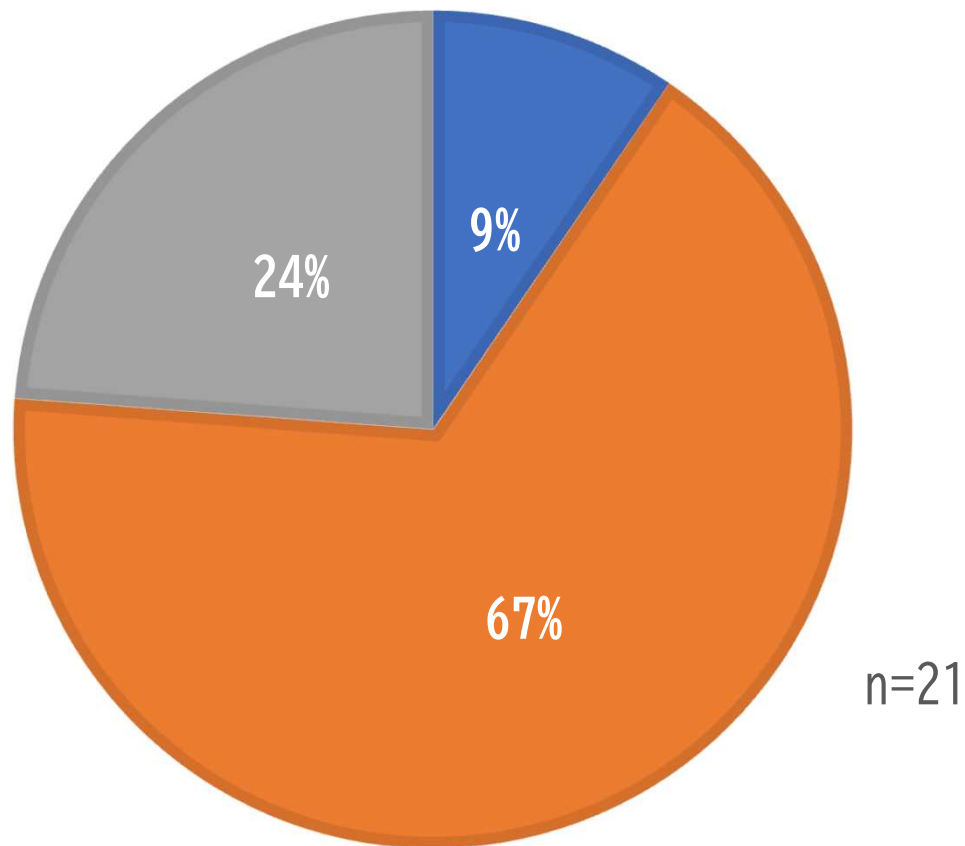
### ○匿名加工情報の提案募集に係る規定

- ・提案の募集（法第111条）、提案の方法等（第112条）、欠格事由（第113条）、提案の審査等（第114条）、契約の締結（第115条）…等

⇒提案募集の手順や審査基準等、ほとんどの事項は法令で定められているが、提案募集を行う場合、利用に係る手数料だけは各地方公共団体の条例で定める必要がある。

# 3-4 他自治体への照会

Q. 法第119条第3項に規定する匿名加工情報の利用に係る手数料を定めますか。



■ 定める ■ 定めない ■ その他



## 3-4 他自治体への照会

### ○提案募集に係る経過措置

- ・ 個人情報保護法附則第7条において、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の機関については、匿名加工情報の提案募集は当分の間、任意とされているため、利用に係る手数料を定めない自治体が多いと考えられる。

# 3-5 施行条例（案）の規定

## ○個人情報保護法施行条例（案）の規定

- ・ 第10条に行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を規定する。
- ・ 手数料の額は、政令で定める額を標準として定めることとされている。
- ・ 地方公共団体に特別の事情がある場合、標準額と異なる手数料を定めることも可能だが、つくば市においてそうした事情はないため、法施行令第31条に規定する額と同額を規定する。
- ・ 国の条文イメージとの相違点は、第2項に手数料の納付方法及び納付期限を規定した点

# 4 審査会への諮問について

# 4-1 改正法の規定

## ○個人情報保護法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

## 4-2 審査会と匿名加工情報

### ○つくば市における諮問機関

- ・つくば市においては、現在の情報公開・個人情報保護審査会を「審議会その他合議制の機関」と位置付け、施行条例第11条に諮問することができる事項を規定

### ○匿名加工情報の提案審査について

- ・先行して匿名加工情報（現：非識別加工情報）の提案募集を実施している千葉県市川市に確認
- ⇒提案の審査は、原則として職員が行っているが、判断が困難な場合は、審査会に意見を求めることを可能としている。

## 4-2 審査会と匿名加工情報

### ○個人情報保護委員会の見解

- ・匿名加工情報の提案審査を、審査会への諮問事項とすることが可能か、個人情報保護委員会事務局へ確認

⇒審査会が審査基準の適合性を直接判断することは許容されないが、地方公共団体の機関が適合性を判断するに当たり、条例で定めを置いて審査会に意見を聴取することは妨げられないとの回答

※なお、審査会の意見を踏まえ、最終的な判断を行うのは、地方公共団体の機関（つくば市の場合は、市長や教育委員会等）

## 4-3 施行条例（案）の規定

### ○個人情報保護法施行条例（案）の規定

#### ・審査会に諮問することができる事項（第11条）

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

⇒保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置

(3) 法第114条第1項に規定する審査をする場合

⇒行政機関等匿名加工情報の提案審査

(4) 前3号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

※(3)は国の条文イメージには規定なし

# 5 その他





# 5-1 個人情報ファイル

## ○個人情報ファイルの定義

- ・電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）：

一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

⇒PC上で個別のシステムやExcelファイル等で管理されており、氏名や生年月日等で特定の個人が検索できる状態になっていれば、定義に該当する。

- ・つくば市での例：住民基本台帳、戸籍台帳、国民年金情報ファイル、介護保険情報認定ファイル、予防接種台帳等

# 5-1 個人情報ファイル

## ○個人情報ファイルの定義

- ・ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）：  
前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの  
⇒紙媒体で管理されている50音順の名簿等が該当する。個人情報を含んでいても、体系的に構成されておらず、特定の個人を容易に検索することができなければ該当しない。
- ・ つくば市での例：除籍簿、原戸籍簿、健康マラソン大会受付簿等

## 5-2 個人情報ファイル簿

### ○個人情報ファイル簿

- ・ 個人情報ファイルで管理する人数が1,000人以上となる場合、地方公共団体の機関は、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目等の必要事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表しなければならない（法75条第1項）。
- ・ つくば市では、平成27年度より個人情報ファイル簿を総務課窓口及びホームページ上で公表している。現在の総数は165件
- ・ 行政機関等匿名加工情報の事業提案は、事業者が個人情報ファイル簿を参照した上で提案する仕組みとなっている。

# 5-3 審査会条例の規定

## ○審査会の自発的な意見陳述

- ・ 個人情報保護委員会事務局が作成した個人情報保護法律のQ & Aでは、改正法の制度下においても「審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではない」とされていることから、審査会の自発的な意見陳述に関する規定（つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2項）は存続させる方向で検討している。

## 5-4 個人情報<sup>の</sup>学術研究利用

### ○学術研究目的で提供した個人情報

- ・これまでつくば市個人情報保護条例第8条第2項第4号に基づいて、大学等の学術研究機関に提供した個人情報について、改正法の施行後も引き続き利用が可能か。

⇒総務部法務課に確認したところ、既に提供されている個人情報について、改正後の規定を適用することは遡及適用となるため、法の原則からして考えにくく、施行条例に経過措置を設けることは不要

- ・令和5年(2023年)4月以降、新たに個人情報を提供する場合は、改正法の規則が適用されるが、提供の基準が大きく変わることはない。

# 5-5 他自治体への調査結果

## ○調査対象（合計21市）

- ・茨城県内自治体：水戸市、日立市、土浦市、守谷市、つくばみらい市
- ・茨城県外（関東地方の中核市及び中核市候補市）：  
栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、高崎市、埼玉県川越市、川口市、越谷市、所沢市、春日部市、草加市、千葉県船橋市、柏市、市川市、東京都八王子市、町田市、神奈川県横須賀市、藤沢市

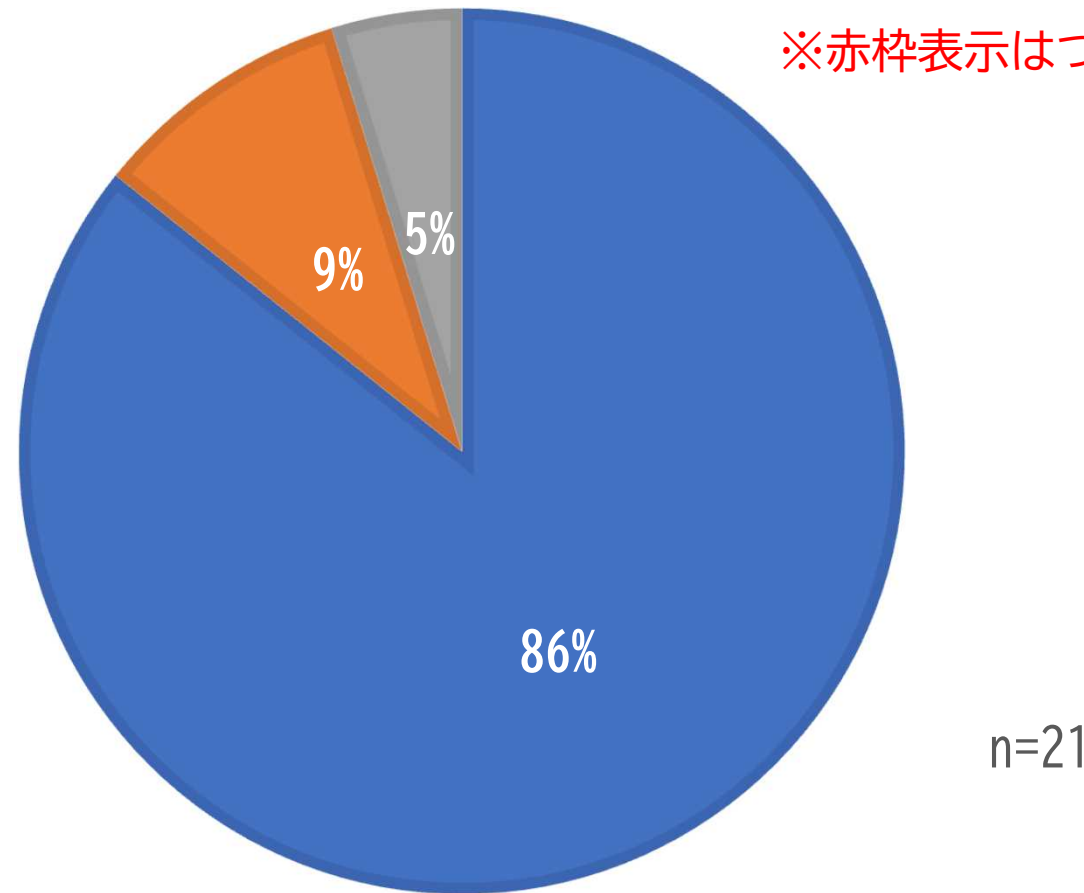
## ○調査期間

令和4年(2022年)6月13日(月)～6月27日(月)

# 他自治体への調査結果

# 問1 個人情報保護法の改正に伴い、現行の個人情報保護条例についてどのように対応しますか。

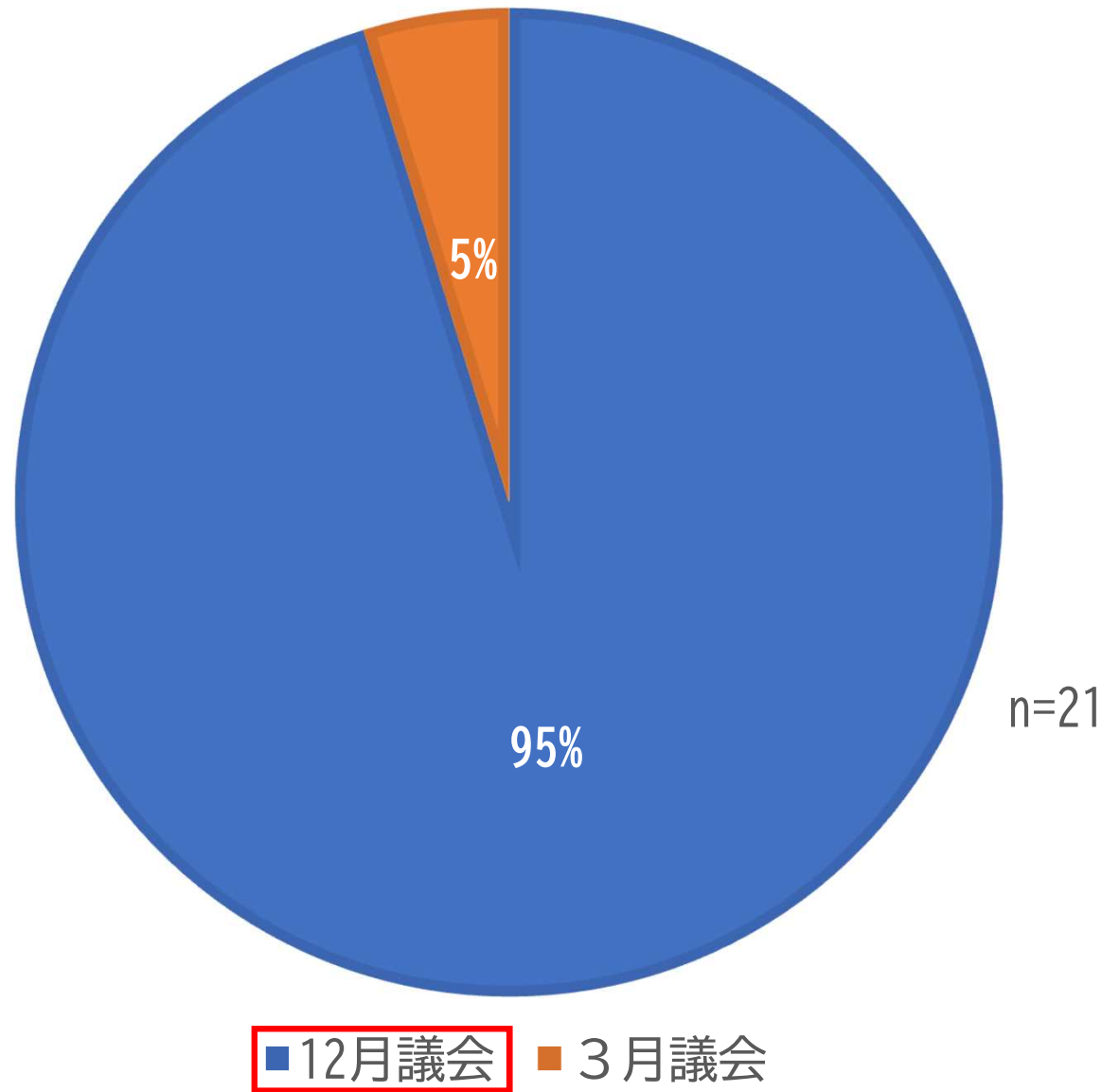
※赤枠表示はつくば市の方針



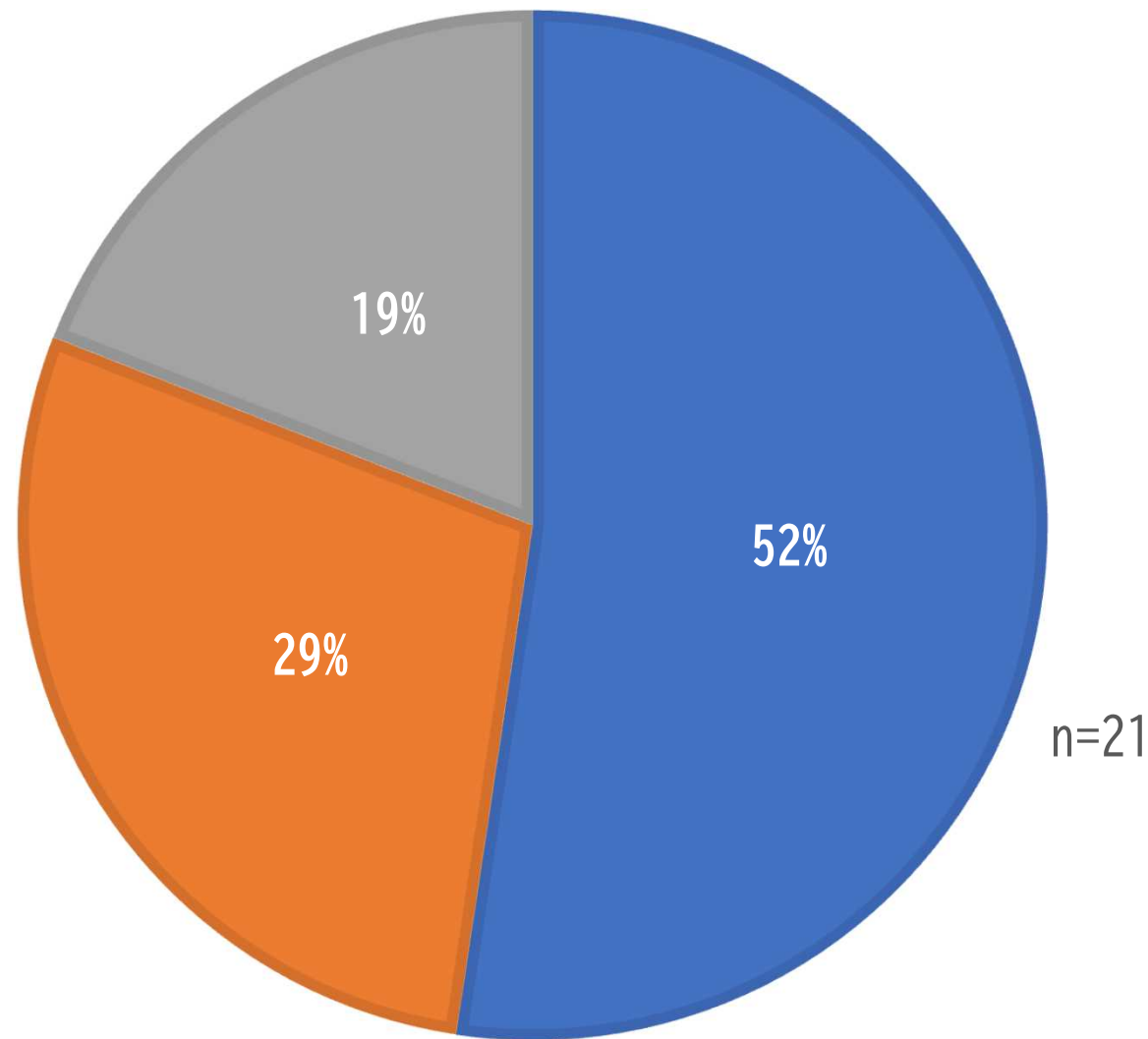
- 現行条例を廃止し、新たに条例を制定する。
- 現行条例の改正により対応する。
- その他（検討中）



問2 条例の改廃又は改正について、何月議会に上程する予定ですか。



問3 条例の改廃又は改正について、パブリックコメントは実施しますか。

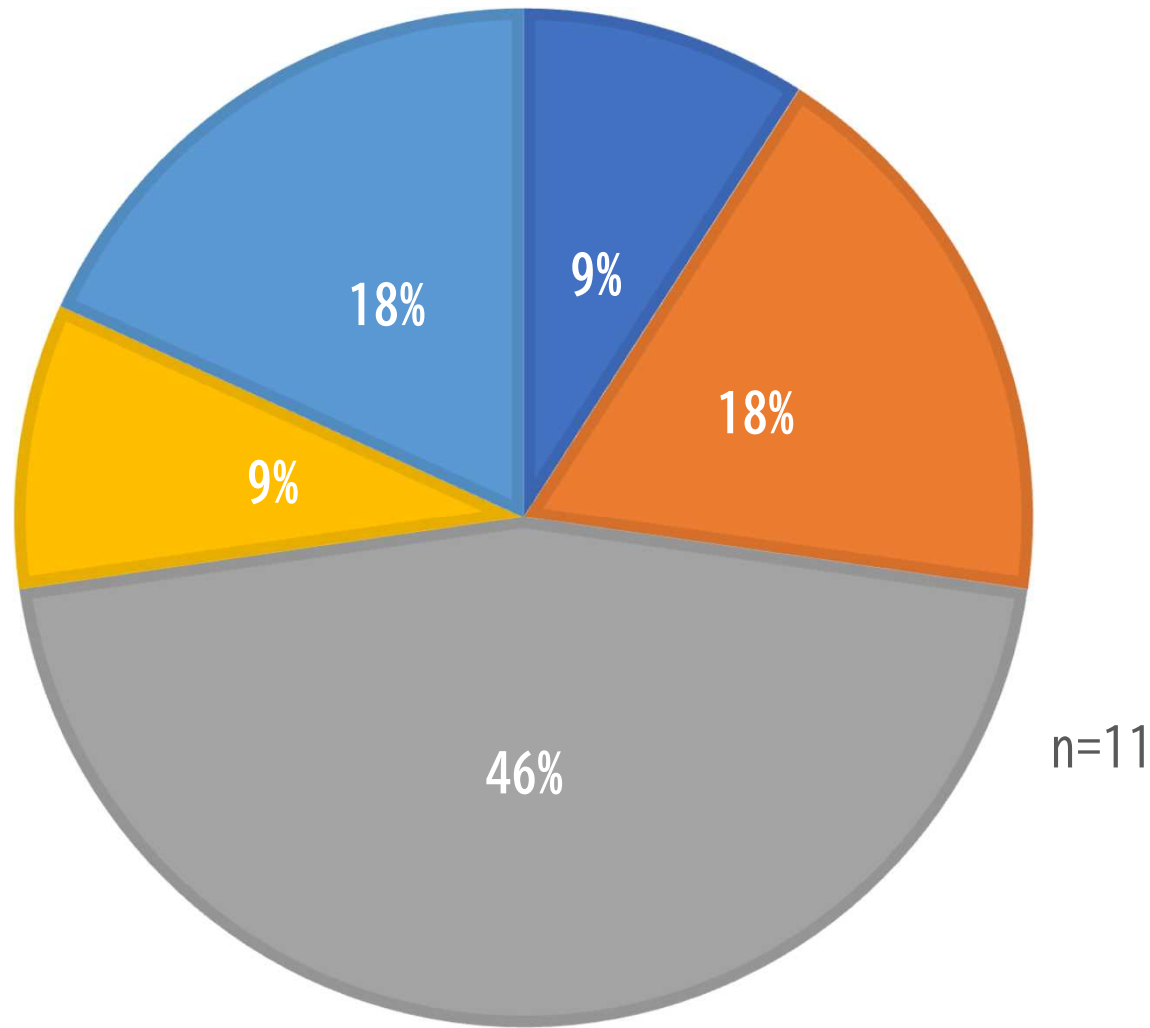


■ 実施する。

■ 実施しない。

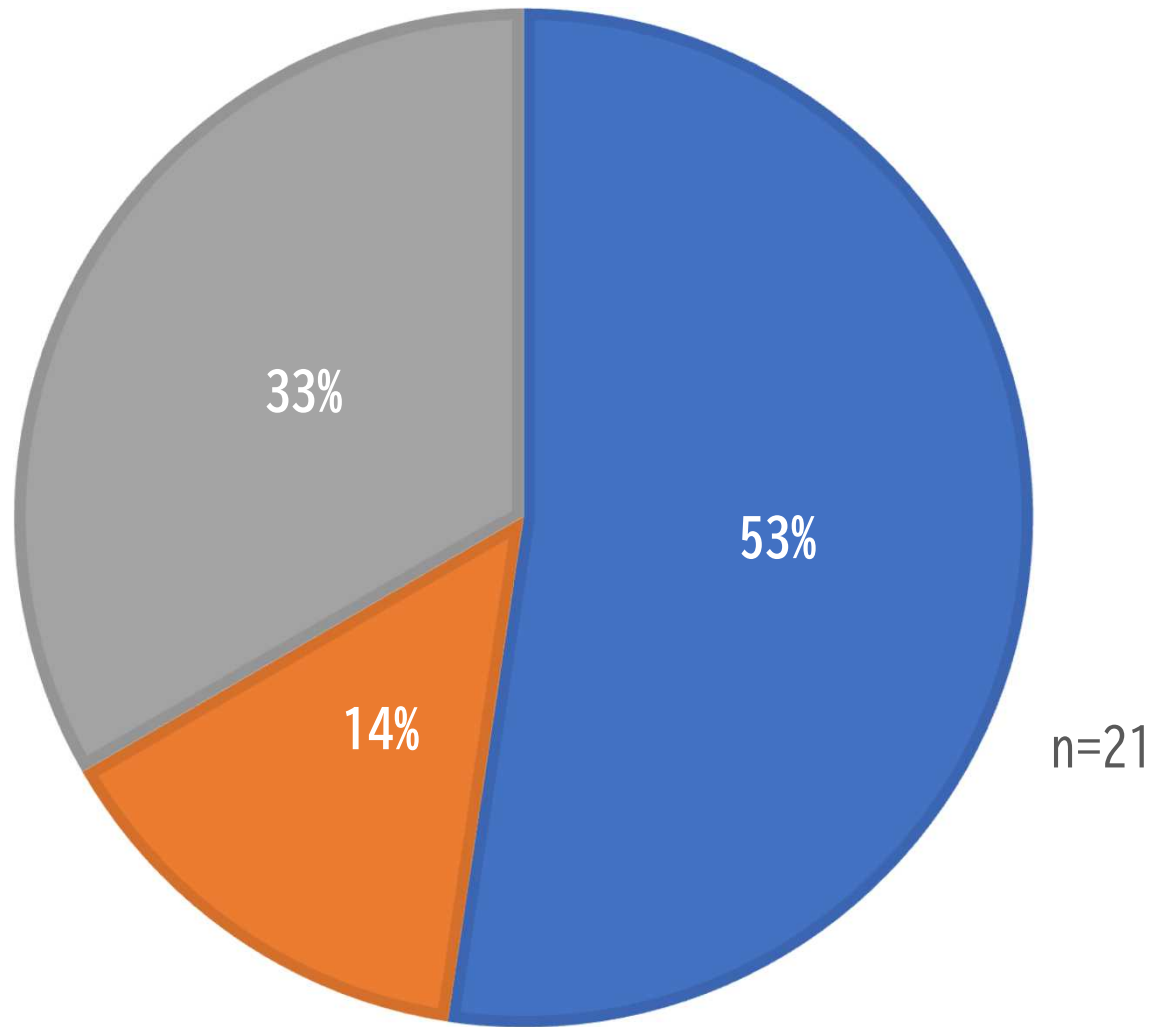
■ その他 (検討中、実施予定)

問4 パブリックコメントを実施する場合、いつ頃実施予定ですか。



■ 6月 ■ 8月 ■ 9月 ■ 10月 ■ その他 (7~8月、8月又は9月)

問5 条例の改廃又は改正について、市で設置する情報公開・個人情報保護審査会等、合議制の機関に諮問しますか。



■ 諮問する。 ■ 諮問しない。 ■ その他

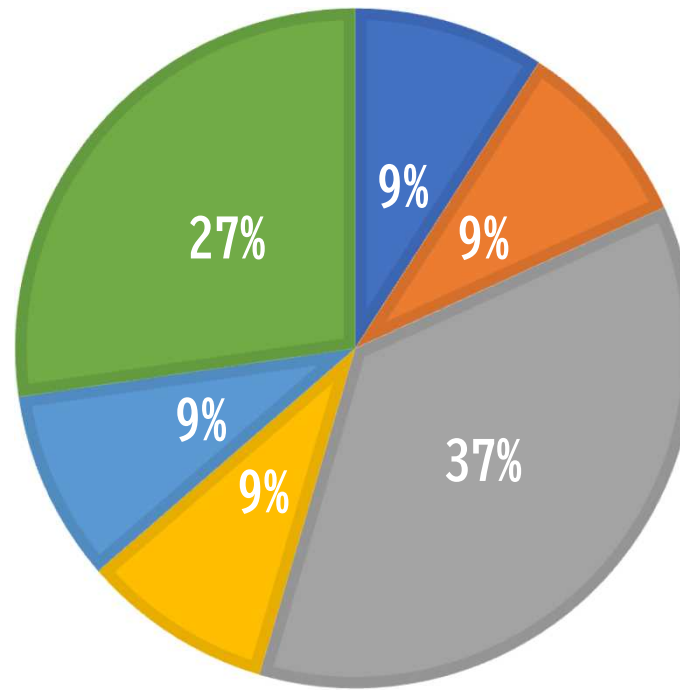
問5 条例の改廃又は改正について、市で設置する情報公開・個人情報保護審査会等、合議制の機関に諮問しますか。

○その他の回答

- ・ 諮問しない方向で検討中
- ・ 個人情報保護審議会に報告及び審議予定
- ・ 諮問はせず、方向性が決まり次第、報告を行う予定
- ・ 情報公開・個人情報保護運営審議会への報告事項としている。
- ・ 諮問する予定
- ・ 未定（検討中）



問6-1 条例の改廃又は改正について諮問する場合、いつ頃諮問を行う予定ですか。



■ 令和4年3月

■ 6月

■ 7月

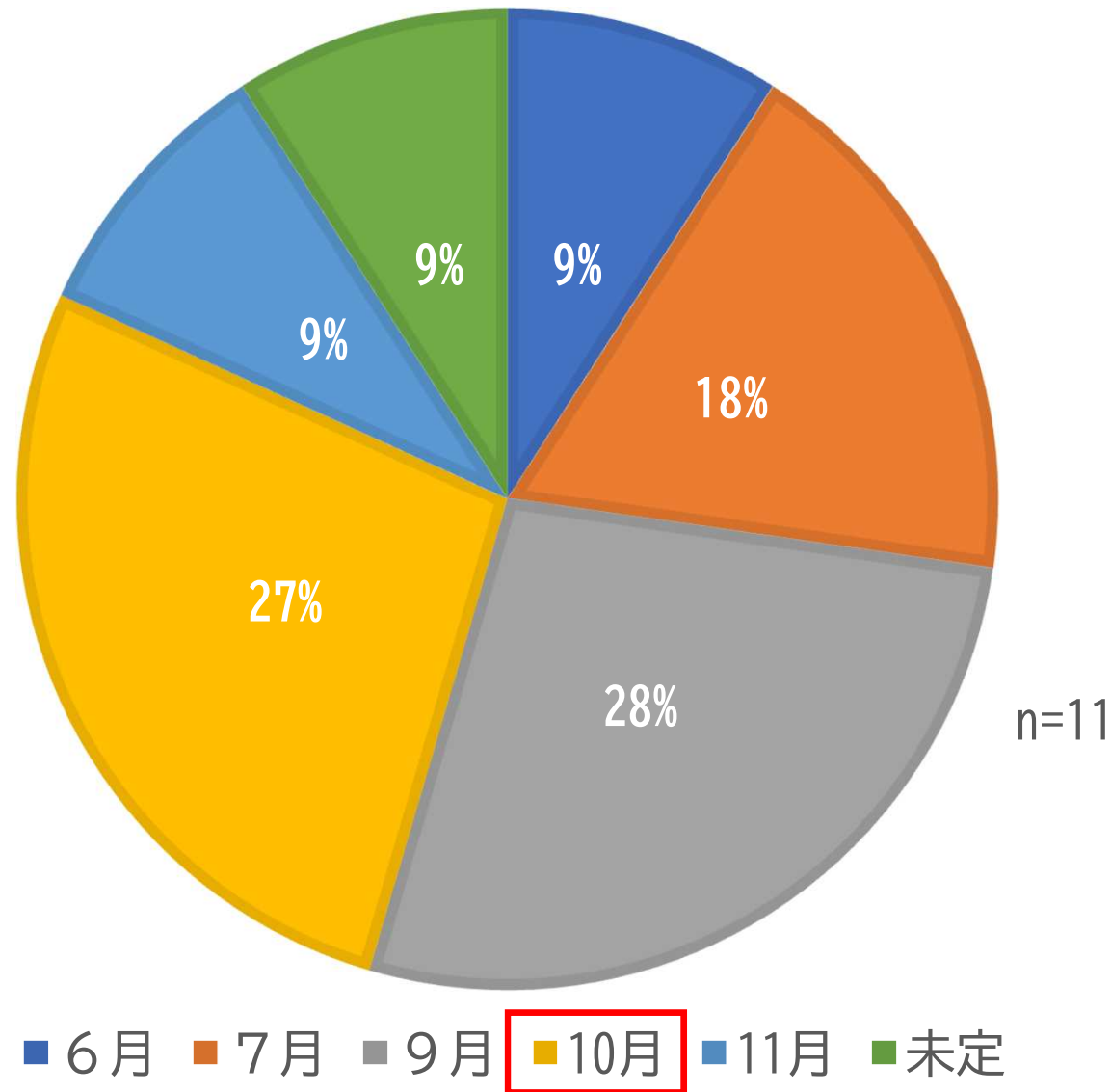
■ 9月

■ 未定

■ その他 (令和4年3月～7月、7月又は8月、9月又は10月)

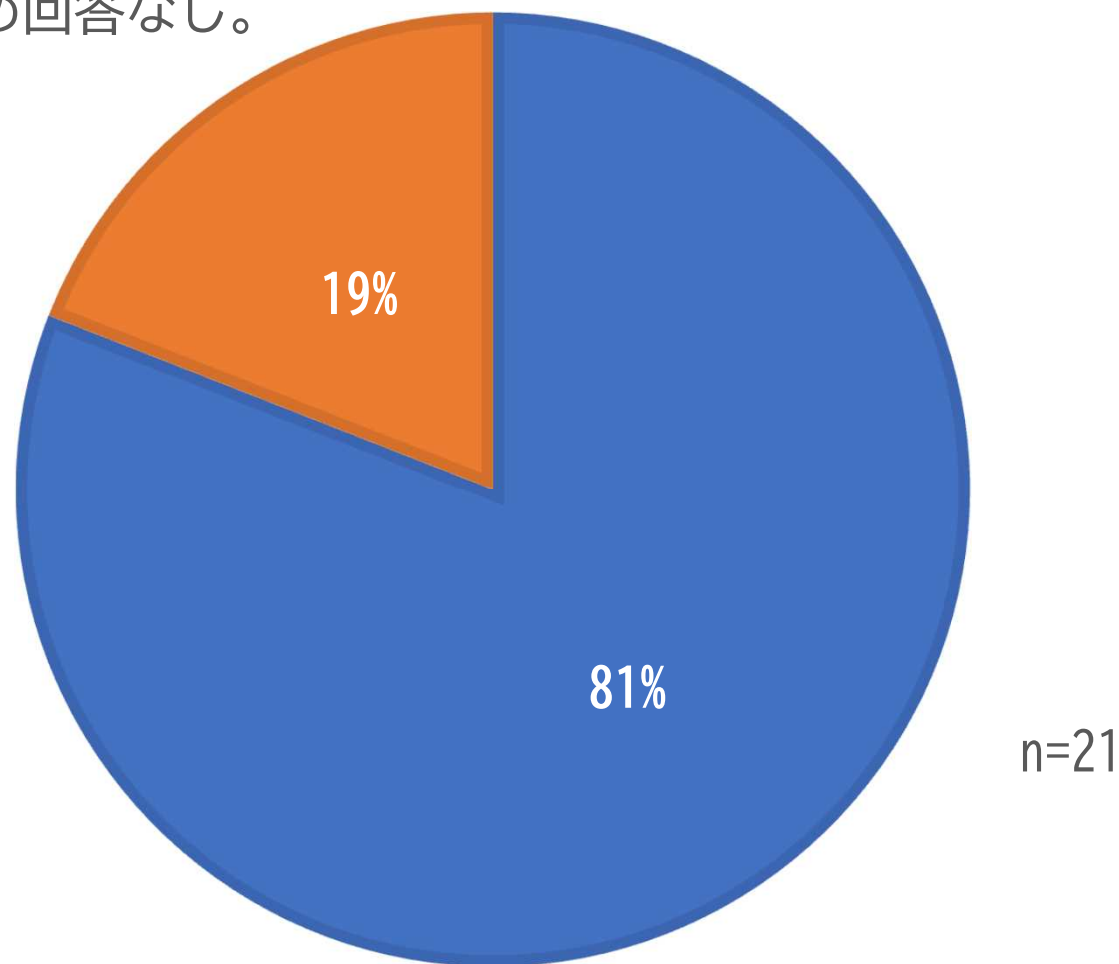
n=11

問6-2 条例の改廃又は改正について諮問する場合、いつ頃答申を出す予定ですか。



## 問7 新しい条例において、条例要配慮個人情報情報を定めますか。

※問8は条例要配慮個人情報情報を定める場合の具体例に関する質問だが、定める予定の自治体が多かったため回答なし。

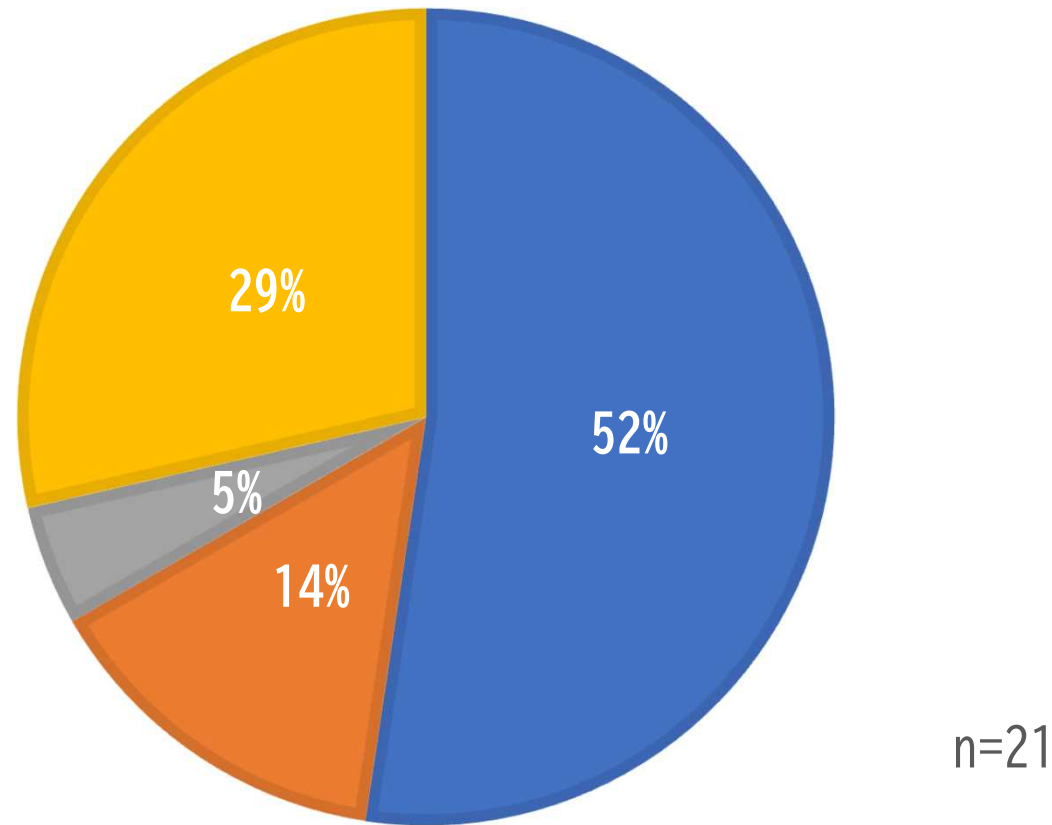


■ 定めない

■ その他 (検討中、定めない方向で検討、審議会で審議中、定めない予定)



問9 改正個人情報保護法では、公務員の氏名が開示すべき情報から除かれています。どのように対応しますか。



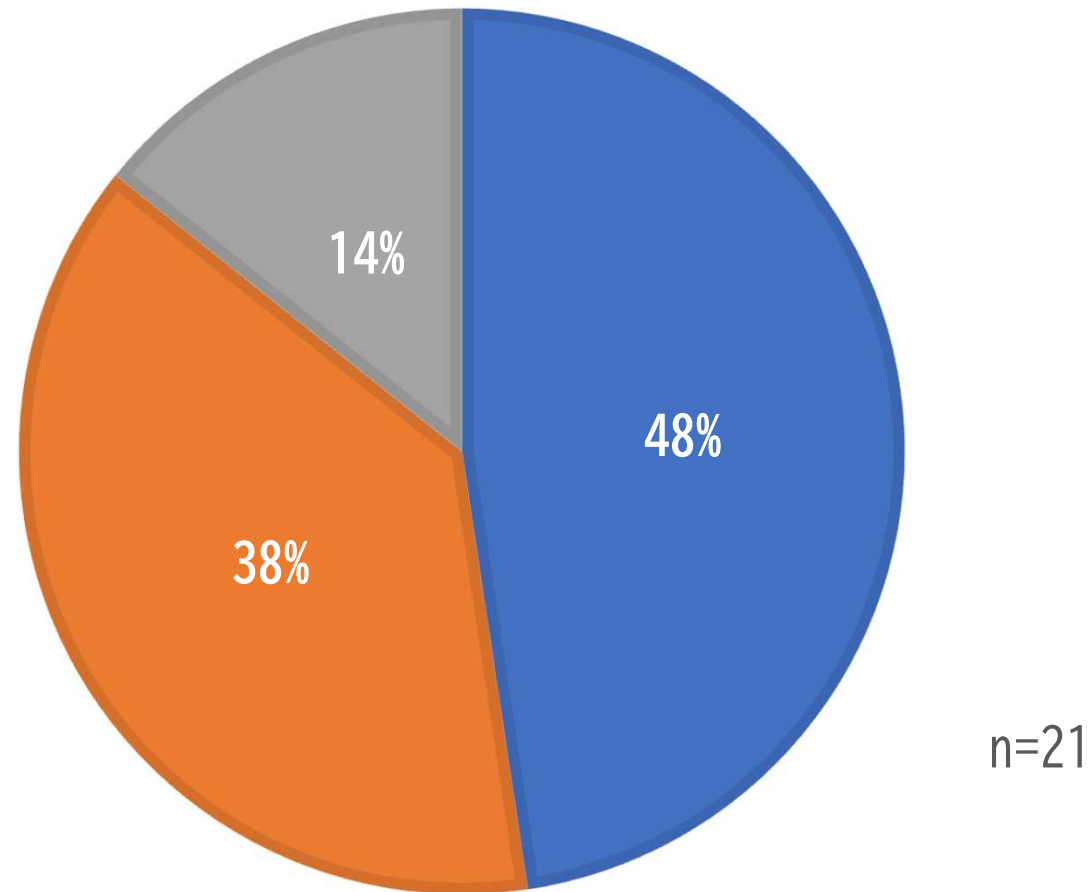
- 条例では独自の規定を設けず、運用上、原則開示とする。
- 条例で独自の規定を設け、原則開示とする。
- 条例では独自の規定を設けず、原則不開示とする。
- その他

問9 改正個人情報保護法では、公務員の氏名が開示すべき情報から除かれています。どのように対応しますか。

### ○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 条例では独自の規定を設けず、運用上原則開示とする方向で検討中
- ・ 本市職員については、職員録の閲覧により慣行として知ることができる情報であるため原則公開とする。なお、他機関の職員については、個別に検討する。
- ・ その他(条例で独自の規定を設けないため、職員情報の公表を行っていることから開示とする。)
- ・ 条例では独自の規定を設けず、運用上、事務対応ガイド206頁により開示すべき情報になっているので、原則開示します。

問10 改正個人情報保護法では、開示決定期限が30日、延長可能な期限が最大30日と定められていますが、条例で独自の規定を設けますか。



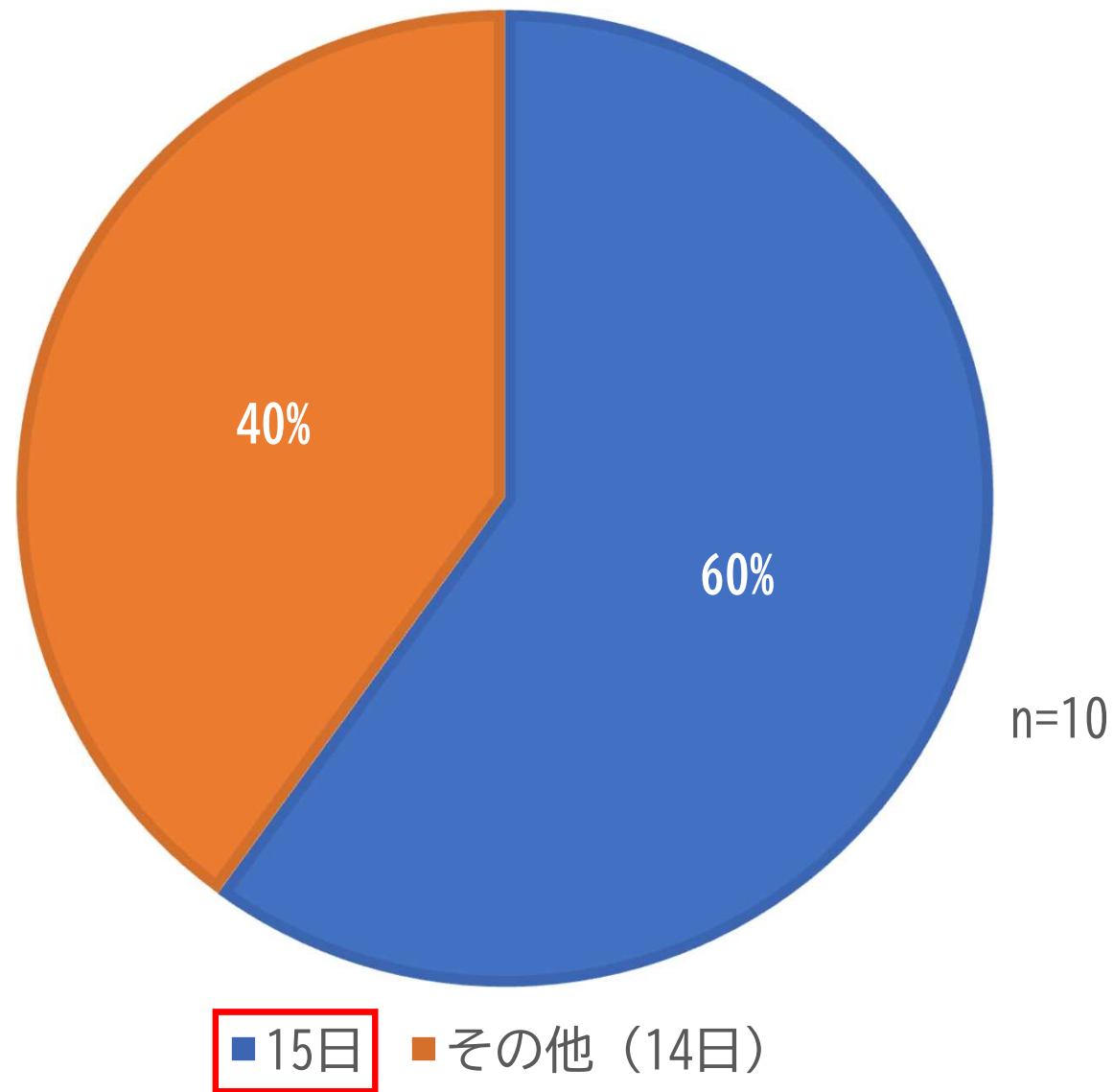
- 条例の規定により、開示決定期限を短縮する。
- 独自の規定を設けず、改正法に合わせる。
- その他

問10 改正個人情報保護法では、開示決定期限が30日、延長可能な期限が最大30日と定められていますが、条例で独自の規定を設けますか。

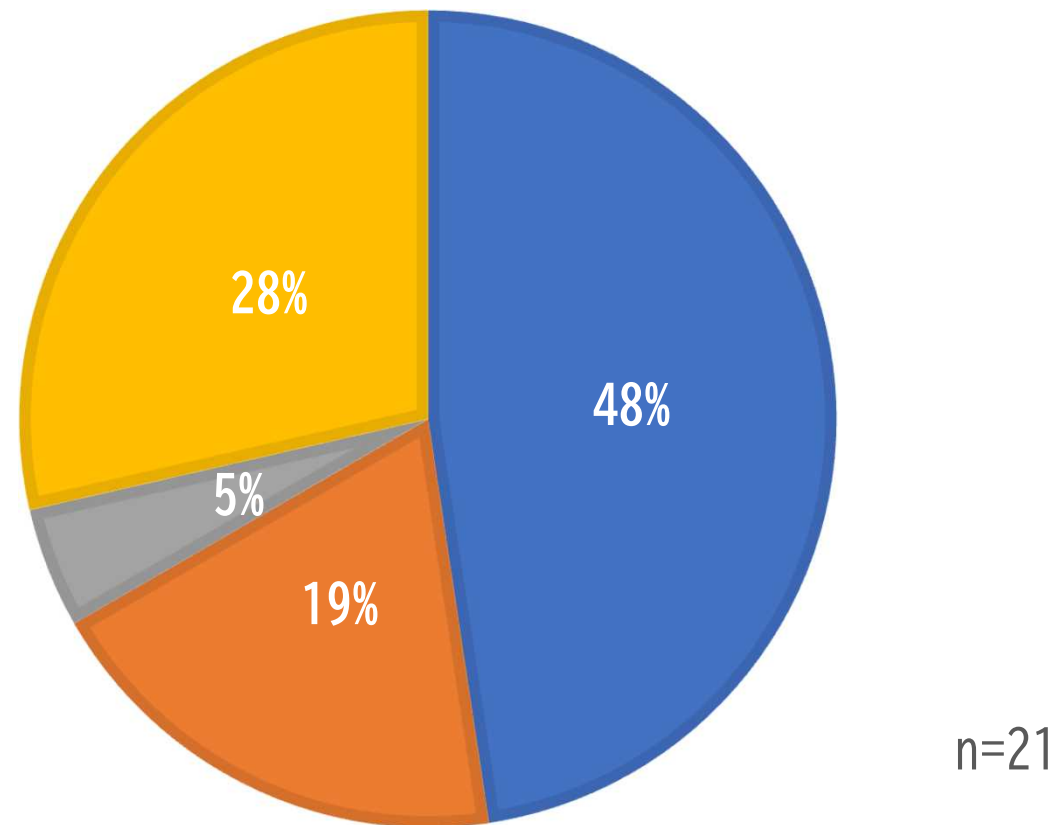
○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 独自の規定を設けず、改正法に合わせる方向で検討中
- ・ 条例の規定により、開示決定期限を短縮する予定

問11 条例で開示決定期限を短縮する場合、何日としますか。



問12 開示請求に係る不開示情報や開示決定期限において情報公開条例の規定と差異が生じた場合、どのように対応しますか。



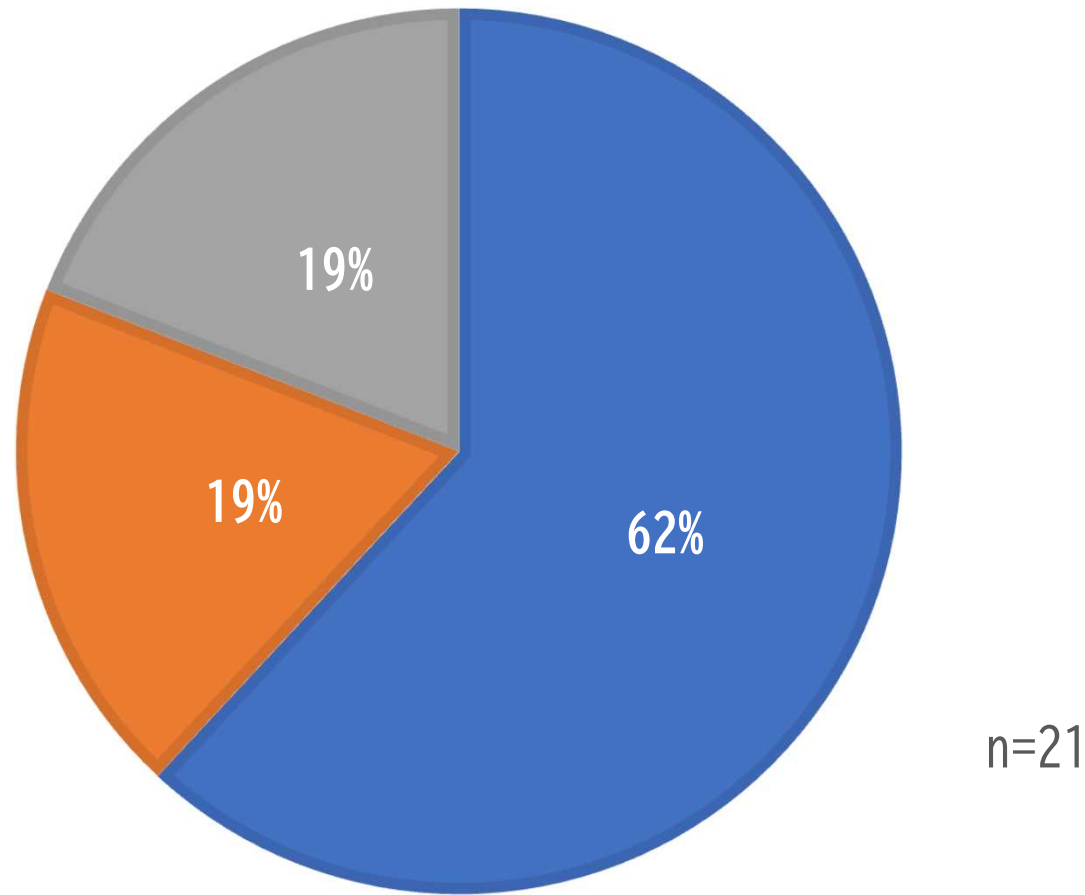
- 個人情報保護(法施行)条例と情報公開条例で別々の規定とする。
- 情報公開条例の規定を個人情報保護(法施行)条例に合わせる。
- 個人情報保護(法施行)条例の規定を情報公開条例に合わせる。
- その他

問12 開示請求に係る不開示情報や開示決定期限において情報公開条例の規定と差異が生じた場合、どのように対応しますか。

○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 不開示情報又は開示決定期限において、運用上、情報公開条例と差異は生じないと認識している。
- ・ 期限に関しては情報公開条例を個人情報保護（法施行）条例に合わせる。不開示情報は、匿名加工情報のみ情報公開条例に対応を規定する。
- ・ 不開示情報は情報公開条例に、開示決定期限は法施行条例に合わせる。
- ・ 不開示情報は未定。開示決定期限は個人情報保護法施行条例と情報公開条例で別々の規定とする予定

# 問13 法第129条に定める審議会等を設置しますか。



- 審議会として単体で設置する。
- 審査請求を諮問する機関(審査会)に審議会機能を付与する。
- その他



## 問13 法第129条に定める審議会等を設置しますか。

### ○その他の回答

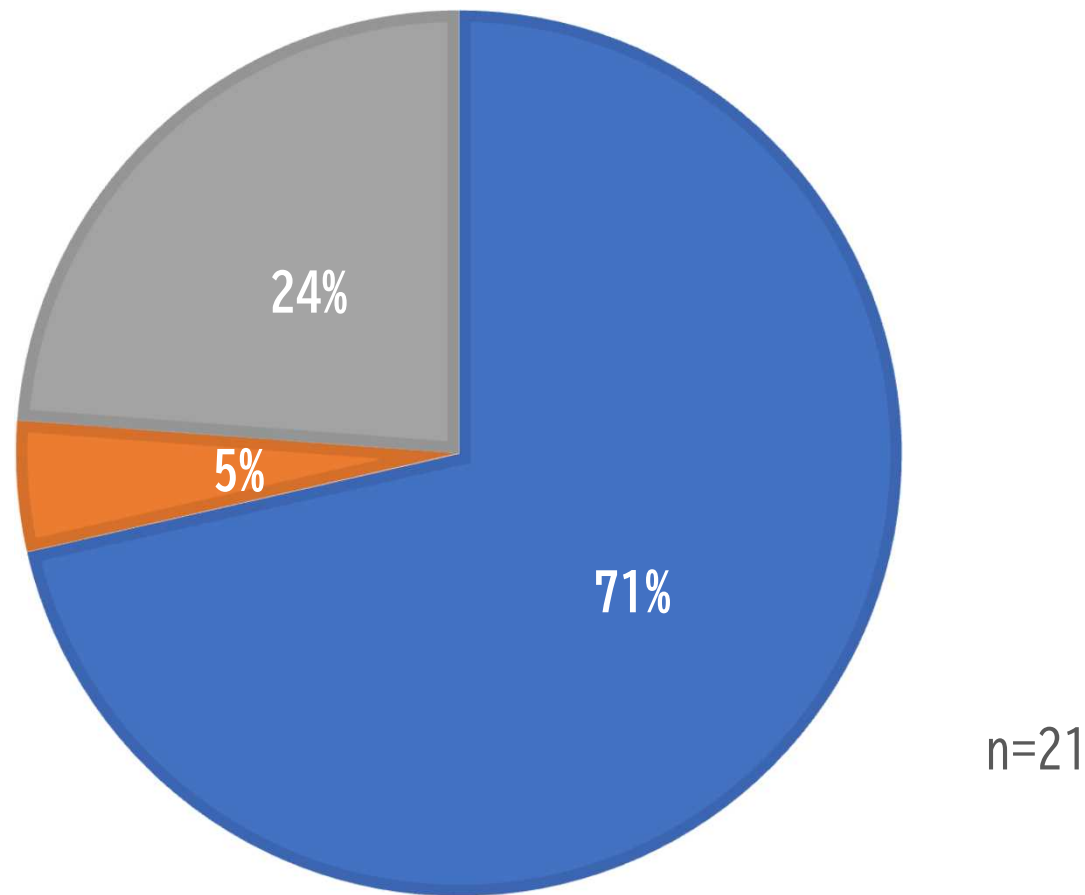
- ・ 検討中
- ・ 現在、設置している情報公開・個人情報保護審査会は、審査会機能（審査請求を諮問する機関）と審議会機能、両方あるため、同審査会を残して対応する予定
- ・ 審議会として単体で設置する予定

問14 審査会に審議会機能を付与する場合、合議制機関の名称はどうしますか。

○審査会に審議会機能を付与した場合の名称（例）

- ・土浦市情報公開・個人情報保護審査会
- ・つくばみらい市情報公開・個人情報保護審査会
- ・前橋市個人情報保護審査会
- ・柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

問15 法89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、どのように定めますか。



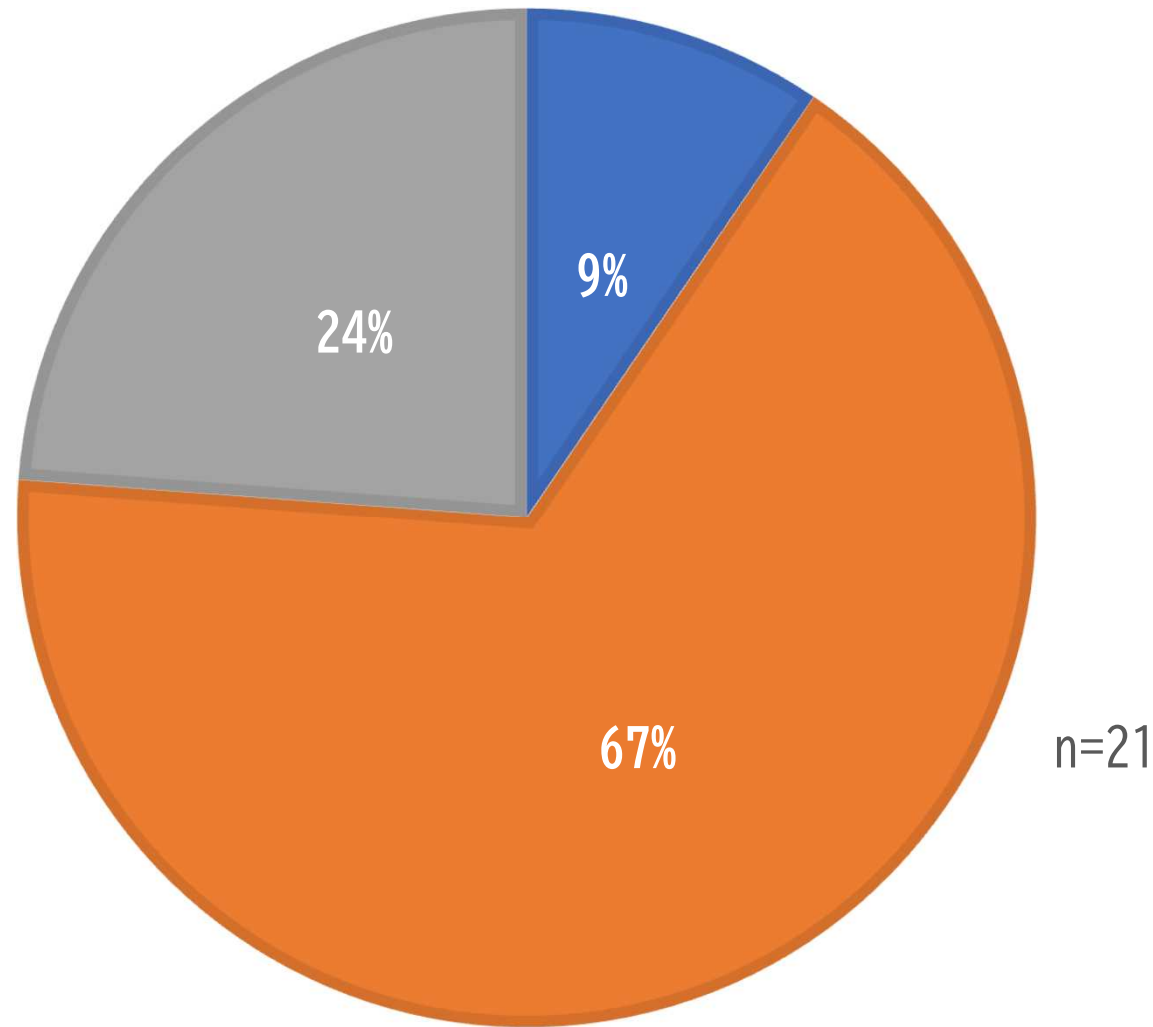
- 手数料は無料とし、従量制の費用(コピー代等)のみ徴収する。
- 開示請求にかかる手数料のみ定める。
- その他

問15 法89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、どのように定めますか。

○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 手数料は無料とし、従量制の費用（コピー代等）のみ徴収する。
- ・ 手数料は無料とし、写し等の実費は手数料としてではなく負担を求める。
- ・ 写しの交付に係る手数料のみ定める予定
- ・ 開示請求にかかる手数料を従量制で定める。

問16 法第119条第3項に規定する匿名加工情報の利用に係る手数料を定めますか。



■ 定める ■ 定めない ■ その他

問16 法第119条第3項に規定する匿名加工情報の利用に係る手数料を定めますか。

○その他の回答

- ・ 検討中
- ・ 匿名加工情報制度を設けないことを予定しているため、手数料について検討していない。
- ・ 未定

会 議 録

会議の名称		令和4年度第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和4年6月3日（金）10時から12時まで		
開催場所		つくば市役所 2階 201会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	横田会長、磯山委員、川島委員、中田委員、堀委員、堀内委員		
	事務局	篠塚部長、杉山次長、沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	（個人情報保護制度全般担当） 総務課：飯島係長、糸賀主査、田中主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由				
傍聴者数		0名		
議題		個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
会議次第	1	開会		
	2	座長の選出		
	3	個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換		
	4	今後の予定		
	5	閉会		

〈審議内容〉

1 開会

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

まず初めに、総務部長の篠塚から挨拶を申し上げます。

〔総務部長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。続きまして、本日出席している事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。

〔職員紹介〕

○事務局

会議に入りたいと思います。次第の2座長選出及び3個人情報保護法の改正の概要説明及び意見交換に移らせていただきます。

今回の審査会では、個人情報保護法の改正により、既存の当市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を新規設定する必要が生じたことに伴いまして、審査会条例第2条第1項第5号に基づき、個人情報保護制度の運営に関する重要事項として調査審議をお願いするものでございます。

次第に従って進み正午に終了予定としております。限られたお時間ではありますがよろしくお願ひいたします。以降の議事進行は横田会長にお願ひいたします。

なお、委員の皆様のお手元にマイクをご用意しております。当市ではこのマイクを使った音声を基に、AIが議事録を作成するシステムを導入しておりますので、発言の際には必ずマイクの使用をお願ひいたします。それでは会長よろしくお願ひします。

2 座長の選出



○会長

ただいまから令和4年度第1回つくば市情報公開個人情報保護審査会を開きます。

まず初めに、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、会議の座長を選出したいと思います。自薦他薦、どなたかありますでしょうか。ないようでしたら事務局の方にて選出案をお願いいたします。

〔出席委員からの意見なし〕

○会長

それでは、事務局ではどのようにお考えでしょうか。

○事務局

会長に、引き続き座長を兼任いただければ幸いです。

○会長

事務局案でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは本審査会の座長を進めさせていただきます。

### 3 個人情報保護法の改正の概要説明

本題に入っていきたいと思います。本日の委員の出席数は6名です。本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。

また本審査会はつくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めてまいります。

審議に入っていきたいと思いますが、まず事務局から、今日の審査会の進め方について説明をお願いいたします。

○事務局

今日の審査会の進め方についてです。この後、総務課公文書管理係から、法改正及びそれに伴う当市の条例改正について説明がございます。

その後、総務課の質疑応答も含めまして、自由に意見交換を行っていただき、内容について理解を深めていただく機会としていただければと考えております。また、最終的な答申の参考イメージとして、本日、他市における過去の答申例を机上配布させていただいております。

答申の内容自体は、基本的には次回以降の審議事項とはなりますが、形式としてこのようなものというイメージを持っていただければ幸いです。今日の審査会の進め方としては以上となります。

○座長

ありがとうございます。続いて総務課から改正個人情報保護法及び個人情報保護法施行条例について説明をお願いいたします。

○総務課

ではただいまから、改正個人情報保護法及び個人情報保護法を施行条例案について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

説明に入る前に資料の説明をさせていただきたいと思います。事前にお配りした資料ですが、資料1番がこのスライドの内容を印刷したものとなっております。こちらは、本日差し替え版右上に差し替え版と表示されているものをお配りしておりますので、こちらを見ていただけたらと思います。

2番がスケジュールになります。今後の条例改廃スケジュールの詳細を表示したものとなっております。

資料3番が、新しく改正されました、個人情報の保護に関する法律の条文となっております。

資料4が、現在のつくば市個人情報保護法施行条例の案となっております。こちらも、本日差し替え版をお配りしております。差し替え版の方ですが、タイトルに、案が抜けておりますが、引き続き案の状態でございますので、

お手数ですが案と追記していただければと思います。

なお資料4に関しましては、差し替え版と訂正箇所という2種類の資料をお配りしてございます。差し替え版が現在の案でございまして、訂正箇所が、前回お配りしたものと、内容が変わっている部分に関しましては、赤字で表示しております。前回との変更箇所を確認する場合には、この訂正箇所を見ていただけたらと思います。

資料5は、情報公開個人情報保護審査会条例となっております。こちらも本日差し替え版をお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

参考資料といたしまして、参考資料1で、現行のつくば市個人情報保護条例の条文をお配りしております。また参考資料2といたしまして、他市の個人情報保護条例改正に関する答申の見本を用意しております。資料に過不足等ございましたら、お声掛けいただければと思いますが、ございませんでしょうか。

それでは説明に移らせていただきます。最初に、条例改廃スケジュールについて説明をさせていただきます。画面にスケジュールが表示されておりますが、こちらをより詳細にしたものが、お配りしている資料2となります。必要に応じて確認いただければと思います。

まず本日6月3日ですが、この審査会の委員の皆様には、法改正及び条例改廃の概要を説明し、質疑応答の場を設けさせていただきたいと思っております。本日の議論で結論を出すという趣旨ではありませんので、こういったことでも結構ですので、忌憚のない意見・質問をいただければと思います。

本日の議論を踏まえまして事務局内で、案を検討させていただいた後、6月下旬に当審査会に諮問をさせていただきます。

なお、この諮問につきましても、法令で必須とされているわけではございませんが、今回の条例改廃については、専門的知見を持つ委員の皆様からの

意見をいただく事が不可欠であると判断をしたため、諮問させていただくものとなっております。

その後、7月下旬、審査会において、条例案の調査審議をしていただいた後、8月上旬つくば市の重要施策等を審議する機関である、庁議という機関に付議させていただきまして、8月24日に庁議で審議を行います。

なお今回の条例制定に関しましては、つくば市パブリックコメント実施要綱において、手続が必要な対象となっておりますので、9月2日から10月3日にかけて、パブリックコメントの意見募集を実施いたします。

その後、10月上旬にパブリックコメントにて出た意見の検討を踏まえた結果の条例案について、審査会から答申をいただく予定となっております、11月中旬、つくば市市議会12月定例会へ議案を提出し、12月つくば市議会において審議を行います。議会で条例が可決された後は、令和5年1月に、つくば市個人情報保護法施行条例を交付いたします。

なお今回の法改正によりまして、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、個人情報の取扱いを監督する国の機関である個人情報保護委員会という機関に届出をしなければならないとされておりますので、2月にその届出を行います。3月に庁内外に周知を行った後、4月1日、改正法の施行と合わせて条例の施行を行います。

以上がスケジュールの説明となります。ここまでで何か質問がありましたら、伺いたいと思います。

特にないようでしたら、続きまして、個人情報保護法の改正の背景について説明させていただきます。今回個人情報保護法の改正に至った背景には、第1に、国におけるデジタル庁の創設など、近年のデジタル業務改革の推進が進む中で、国や地方公共団体等の公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が予想されたということがあります。これを受けて、国は、個人情報等の適正な取扱いに万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員

会が、公的部門、民間部門を含めた個人情報の取り扱いについて、一元的に監視、監督する体制の必要が生じました。

第2に、デジタル社会の進展や、個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化していることが挙げられます。こうした中で、データの利活用の支障となり得る、不均衡不整合を是正する必要がありました。

具体的には、企業等民間部門と、国や地方公共団体などの公的部門で個人情報の定義が異なっていたこと。国立病院、民間病院、公立病院でデータ流通に関するルールが異なっていたこと。国立大学と私立大学で、学術研究に係る例外規定のあり方が異なっていたこと。また、地方公共団体の持つ個人情報保護条例の規定や運用がそれぞれ異なっていたこと。こちらに関しましては、自治体が2,000あれば、それぞれ2,000個の異なったルールがあると言われる、いわゆる2,000個問題と呼ばれる問題などが背景にありました。

また、国境を超えたデータ流通が増加していることを踏まえ、こちらに表示されていますGDPR、GDPRといいますのは、EUにおける一般データ保護規則といった規則になります。こちらへの十分性認定への対応など、国際的な制度への調和を図る必要が高まっていました。こうした背景を踏まえまして、令和2年度に、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、個人情報に関する本人の権利強化、主に民間事業者を対象とした責務強化や、虚偽報告等への法定刑引き上げ等が実施されました。

さらに、令和3年度に、こちらにございますデジタル社会の形成を図るための法整備に関する法律が成立し、同条の第50条関係と呼ばれる規定により、これまで法律が3つに分かれておりました民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について、個人情報保護法が一本化して適用されることとなり、令和4年4月1日に既に施行されております。

また、同法の51条関係と呼ばれる規定により、令和5年4月1日から、つ

くば市を含む地方公共団体についても、個人情報保護法が適用されることとなっております。以上が個人情報保護法改正の背景となります。ここまでで何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

続きまして、改正個人情報保護法の概要について説明いたします。改正個人情報保護法の特徴としまして全国共通のルールを設定したことが挙げられます。画面の図で見ていただいておりますように、改正前の個人情報保護法におきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等、それぞれで、根拠法令が分かれており、それを監督する機関も、総務省、個人情報保護委員会、それぞれ地方公共団体と分かれておりました。

改正後の個人情報保護法におきましては、根拠法令を一本化して、個人情報保護法を全国的な共通ルールのもとで、それぞれの機関に適用する事となっております。また、それを監督する機関についても、個人情報保護委員会に一本化されることになりました。

また、医療分野学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として、民間の病院大学等と同等の規律を適用するとともに、学術研究に係る保護法の適用除外規定については一律の適用除外ではなく、法律を適用した上で、例外規定を置き、規律を精緻化することとなりました。

また、個人情報の定義を、国、民間、地方公共団体で統一するとともに、匿名加工情報の取り扱いに関する規律を明確化することとなりました。それによって地方公共団体におけるルールが共通化されることも、改正法の特徴となっております。

改正法の適用前は、地方公共団体によって規制の対象が異なり、国とほぼ同じ規律を保っている自治体もあれば、そもそも条例を制定していない、また国より、規律、一部の規律が少ない、逆に国よりも規律が多い、また、国とは異なった手続きを設けているなど、不均衡な状態にありました。

改正法の適用後に関しましては、法律により、全国的な共通ルールが設定

され、地方公共団体については、法律の範囲内で、必要最小限の独自の措置が許容されることとなりました。

これを受けて、つくば市においては、これまで個人情報の取扱いの基準となっておりました、つくば市個人情報保護条例を廃止し、必要最小限の措置を定める、つくば市個人情報保護法施行条例を新たに施行することとなっております。

それでは、法律の中身を説明していきたいと思います。お配りした資料3が、改正法の前文となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。

最初に、定義関係について説明いたします。これまで地方公共団体の条例において、独自の定義が定められていた用語の定義については、個人情報保護に関する全国共通ルールで法律を定めるという法改正の趣旨に鑑みて、条例で独自の定義をすることは許容されないとされております。

ただし、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別等が生じないように、取扱いに特に配慮を要するものについては、第60条第5号に規定する条例要配慮個人情報を定めることができるとされております。

また、定義関係をはじめとする地方公共団体（議会を除く。）とありますが、その規律については、改正後の法律により統一されるため、一部を除いて、条例で新たな規定を整備する必要はないものとされております。

なお議会を除くとありますのは、改正法におきましては、国の国会等が個人情報保護法の対象外となっていることに合わせて、地方公共団体の議会も、その対象から除かれたということになります。このため、つくば市の議会事務局におきましては、別途、議会の個人情報保護に関する条例を定める予定となっております。この定義関係の主な変更点といたしまして、個人情報そのものの定義が変わったことが挙げられます。

改正前の法律では、個人情報の定義に関しましては、画面にございます、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものとありまして、括弧書きで、「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む、」とされていましたが、改正後の法律では、「他の情報と容易に照合することができ」、「容易に」という文言が追加されています。

改正前の法律では、他の情報と照合するにあたって、例えば、何らかの調査が必要となった場合、容易ではない場合でも、照合が可能であれば、個人情報の定義に含まれていましたが、改正後は、その照合が容易にできなければ、個人情報には含まれないということになりました。

結果として個人情報の範囲は狭くなっているということになります。これに関しましては、これまで民間部門と公的部門とで分かれていた個人情報の定義を、民間部門に合わせる形で、統一することになった結果となっております。

続きまして個人情報の取扱い関係等になります。これまで条例で規定していた個人情報の保有の制限、利用目的の明示、利用及び提供の制限等については、今後は法令及び国の規則ガイドライン等に基づいて対応することになります。

改正法第 68 条におきまして、保有個人情報の漏えい、滅失、き損等が生じた場合、個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、個人情報保護委員会へ報告する義務が生じています。

また、改正法第 74 条・第 75 条におきまして、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられました。個人情報ファイル簿とは、ここにあるように、一定の事務の目的を達成するために、保有個人情報を体系的に構成したファイルで、個人情報によって識別される特定の個人の数が、1,000 人を超えるものを指しております。

つくば市においては、こちらは現時点でも、国の基準に準じて、ファイル



簿の作成公表を行っておりますので、こちらに関しては、改正による影響は少ないものと考えております。

続きまして、開示、訂正及び利用停止関係です。まずこの開示、訂正及び利用停止についてですが、個人情報保護法においては、行政機関等に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることとされており、その請求の方法等に関する規定となります。

まず、改正法の第 89 条第 2 項において、地方公共団体に開示請求するものは、実費の範囲内において、手数料を納めなければならないとされておりますが、この手数料の額を条例で定める必要があるとされております。

また、開示請求につきましては、開示請求者以外の個人に関する情報など、開示できない情報、不開示情報といったものがございしますが、市の情報公開条例にも同様の不開示情報といったものがあり、こちらと整合を図るため、情報公開条例の規定と同様の不開示情報を追加すること等が許容されております。

またその他、法で定める、30 日間の開示決定期限を短縮すること、開示請求にかかる手数料を無料、または、コピー代 1 枚につき 10 円というような従量制とすることが許容されております。逆に情報公開条例と関係のない不開示情報を追加することや、30 日間を超える開示決定の期限を設けることは許容されておられません。

また、現行法では、本人または法定代理人にしか認められていなかった開示請求が、委任状等を用いた任意代理人による請求も、認められるようになっております。なお、現在も開示決定等にかかる審査請求の諮問を受けていただいております現在の情報公開・個人情報保護審査会につきましてですが、こちらは改正法第 105 条第 3 項に規定する、行政不服審査法第 80 条第 1 項、または第 2 項の機関ということを、審査会条例に位置付けることで、引き続き、審査請求に係る諮問機関とすることが可能となっております。この位置

付けを行うため、今回つくば市情報公開個人情報保護審査会条例についても、改正が必要となっております。それに関して、お配りした、資料5が審査会条例の新旧対照表となっております。

続きまして行政機関等匿名加工情報です。匿名加工情報とは、こちらにありますように、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除することなどにより、特定の個人を識別することができないように、個人情報を加工した個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたものと定義されております。

改正前の法律では、行政機関においては、非識別加工情報と呼ばれておりました。これに関しまして、法第111条の規定により、国、地方公共団体、独立行政法人等の行政機関等は、定期的にこの匿名加工情報を活用した事業の提案募集を行うものとされております。

また、法第119条におきまして、提案募集を行う場合は、匿名加工情報の利用に関する手数料に関する条文を、条例で定める必要があります。なおこの提案募集に関しましては、当面の間は、都道府県及び政令指定都市にのみ義務付けられており、つくば市の場合は、こちらは任意となっております。なお、改正個人情報保護法では、国、地方公共団体、独立行政法人等を合わせて、行政機関等と呼んでおります。こちら単に行政機関といった場合は、国の機関のみを指しますが、行政機関等といった場合は、地方公共団体を含む定義となっております。

続きまして個人情報保護委員会についてです。個人情報保護委員会は、専門的知見を有する独立行政委員会として設置されており、これまでは、民間の個人情報取扱事業者の監督を主な任務としてきましたが、改正法の施行後は、行政機関等についても、指導、助言勧告等の監視を行うこととされております。

また法第166条におきまして、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱い

を確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供、または技術的な助言を求めることができるとされております。また、先ほどのスケジュールの際も説明いたしましたが、第 167 条において、地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき、個人情報保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく委員会に届け出なければならないとされております。

続きまして審議会等への諮問です。改正法の第 129 条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することが可能であるとされております。この諮問できる内容は具体的には、この法令やガイドラインに沿った運用ルールの細則を定める場合や、地域の特殊性に応じた独自の施策の実施について、意見を聴取することが特に必要な場合等が想定されています。

一方、個別案件における個人情報の取扱いにおいて、典型的に審議会等への諮問を要件とすることは、許容されておられません。ただし、現在も当審査会に諮問させていただいております、特定個人情報保護評価、PIA に関しましては、番号法に基づく規定ですので、こちらの諮問は従来どおり可能となっております。

また、既存の情報公開・個人情報保護審査会に審議会の役割を持たせることも可能とされているため、つくば市におきましては、現在の個人情報保護審査会に審議会の役割を追加する形での条例改正を考えております。以上が、改正個人情報保護法の概要となります。こちらについて何か質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

○堀内委員

委員の堀内でございます。一つ理解できなかったのを教えていただきたいのですが、3-6の行政機関等匿名加工情報の真ん中あたりで、匿名加工情

報を活用した事業の提案募集を定期的に行うものとすると言われていたのですが、これがどういうイメージなのか何のために提案募集をすると言っているのかが分からなかったので、イメージを教えてください。

○総務課

今回の法改正の趣旨といいますのが、個人情報を含めたそのデータの利活用によって、新たな産業の創出ですとか、経済を活性化するといった目的が含まれております。

個人情報に関しては従来その個人を識別できる情報、商業目的に利用すること等は、従来認められていなかったのですが、今回この匿名化という、特別な技術を施して、個人が特定できないようにし、企業等に例えば医療ですとか、介護に関するデータを提供し、企業がそれを分析した上で、例えば提案ができるとか、こういった分析結果、これを行政に反映させることができるといったような提案を企業に募集する流れとなっております。

○堀内委員

よく分かりましたありがとうございました。

○磯山委員

定義のところ、改正後は、他の情報と容易に照合する事がという形で、限定されることになったというお話でしたが、具体的にこういった情報が外れるのでしょうか。

○総務課

容易にという定義がどこまでというのは若干難しい話ではあるのですが、解釈上では通常の事務ですとか、業務における一般的な方法で、他の情報等、照合できる状態にあるということを意味しており、例えば特別な調査をしたりですとか、或いは照合のため特別なソフトを購入してインストールしたりとか、そういった若干の手続が追加されるような場合は、この容易にという要件は満たさないということが考えられております。

○磯山委員

容易性っていうのは誰を基準に判断するのでしょうか。公的機関なのか、民間の情報を出す側の判断なのか。

○総務課

ルール上は民間においても、行政においても、同じルールですので、その容易の照合っていうのは、もしかしたらその場、その場での判断になってくることもあるかもしれません。

○磯山委員

具体的なものは、今後の事例の積み重ねみたいな事になってきますでしょうか。

○総務課

そうですね。例えば簡単に考えられるものとしては、登記情報なんかは、一般に公表されていますので、そこから得られる情報は、容易に照合できる範囲に含まれてくるのではないかと思います。ただ実際、言われるとおり、具体的には今後の事例の積み重ねという部分はあると思います。

○磯山委員

分かりました。

○川島委員

今の「容易に」の部分に僕も正確に理解しているわけではないのですが、モザイク効果と言われているもので、例えば、正確ではないので、正しいかどうか疑問の余地があるのですが、モザイクって、ステンドグラスの中でチップの断片があり、断片一つ一つが赤だったり緑だったりしますが、全体としては、断片が全体として形をなすと、それが人であったり、風景だとかはわかります。ところが、一つ一つの赤の断片、或いは三角の断片とかだけだと、モザイク全体の絵が何を意味しているのかは、見た人間は分かりません。この例が良いかどうか私にはよく、まだはっきり分かりませんが。

例えば、私がTポイントのポイントを持っている場合、どこで何を買ったか、Tポイントで全部履歴がありますよね。そのTポイントを使っている人間の、IDとして番号だけがあって、住所、生年月日等も分からなくても、IDが例えば111 何とか番の人が、何月何日どこでパンを買い、どこで、鉛筆を買ったという履歴がありますよね。その情報だけでは、私かどうかはわからないですよ。

ところが、私のTポイント履歴と、私の携帯のGPSの位置情報と、例えば私のSuicaの情報とが全部組み合わさると、私以外にないという状況が発生する、それが、その情報です。

モザイク効果というのは、僕の理解ではそういう事で、要するに情報は、ある塊だけだと、必ずしもその個人が特定できないのですが、括弧書きの意味しているところは、氏名、生年月日、その他が分かってしまい、それは、私のことということがはっきりと特定できないような情報の塊があり、特定できない情報の塊が3つ、4つと重なって、全部何月何日はこの人はどこで何を買ってTポイント幾らで、Suicaがどこでとか、それが分かると、きっとこの人はこのマンションに住んでいて、年齢何歳ぐらいの男性でとか、分かり出す、他のフェイスブックの情報と重ねて、それは川島だったと判ってしまいます。

そういうイメージで、この括弧書きを照合することによって、個人を識別されてしまうという、そういうことがあります。このインターネットの社会、少し参考までに、必ずしも正確な事例を引いているとは言い切れないのですが、容易に照合することで、個人情報、個人識別が可能になるということは、そういうことだと私は理解していて、正確な解釈は、個人情報保護委員会の何か解説があると思いますが、一般にはこれがモザイク効果と言われているものです。

○座長

磯山委員は、その「容易に」というのが付くと、「容易に」が付いてない改正前とは、具体的にどこが違ってくるのでしょうかという、質問かと思うのですが、その容易さというのが、どういう事なのか。

○磯山委員

一番スタートとしては「容易に」を、検討することでどこまで狭まってくるのかなど、この照会の方法とかもあるのでしょうか、何か大枠そんなに変わってこないような気がします。

○川島委員

この経緯から考えると、おそらく、民間企業に対する個人情報保護法の中に「容易に」があったので、一本化するとき、全体の標準的な解釈として「容易に」を入れた、それを残したということですよ。

私は背景がよく分かりませんが、この容易性の判断というところが一番この個人情報保護の裁量的に悩ましいところだと思います。容易かどうかというのは、世の中に流れている情報の量とか、質とか、スピード感によって実は分からないのです。

我々がいろいろな情報を手軽に利用できるようになってきていますが、昔はそうではありませんでした。3年前、5年前もそうではありませんでした。容易性というものが社会に混乱を与えて、個人のプライバシーとか、そういったものに影響を与えるほどの容易な状態になり、普通の人でも、ちょっとした情報を組み合わせることで、その人を特定して、ダイレクトメールを送ったり、その人の住所を特定してストーカー行為を行ったりということが、社会全体としては怖いわけですね。

この括弧書きの中というのは、個人情報が含まれてなくても、容易に組み合わせると個人が特定されるということになるという、そういう意味だと私は理解しています。個人情報保護の専門ではないですが、ただ一般的にはそう理解されていると思います。

○座長

具体的で分かりやすい説明だったと思います。

○川島委員

磯山委員がおっしゃるこのことについて、多分、個人情報保護委員会は、今までの解釈、前例をお持ちだと思いますし、今回の改正は、個人情報保護条例に基づく審査会の権限を全部中央で引っ張っているということですから、我々が判断する必要はなくなるので、直接、我々の責務ではなくなります。

これがどう解釈されるかって、国に持っていかれたということで私が逆に懸念するのは、その判断が遅くなって、地域における情報の活用、情報による紛争の防止等についての、滞りが起きてしまうという、おそれはなくはないと思っています。国は国の個人情報保護委員会が機能するという前提でこの法律を書いています、実際どうなるかは分からないです。

○座長

理解がまた深まったような今の議論だと思います。

他にも何か質問や意見、あるいは川島委員強調したいところがあったら教えてもらえるとありがたいです。

○川島委員

これは論点がいろいろあって、人によってその法改正とか、条例に及ぼす影響というものの見方が違うと思うのですが、私が、一番に関心があるのは、先ほど堀内委員御指摘の、匿名加工情報に対してつくば市はどのような姿勢で取り組むか、というところに尽きると言っていると思います。

他はもう国が面倒見るということなので、それならお任せしていいのではないかと思っています。

ただ、この匿名加工情報についてどう利用するかということについて、募集をすることについては、今後の地域社会の中での安全安心、健康、



利便、快適などなど、様々な面での影響があるので、そこをどのようなスタンスで臨むのかというのは、この審査会で議論をすべき、私なりの論点のポイントだと理解しています。論点は多々あると思います。

○総務課

ありがとうございます。他に質問等はございますか。ないようでしたら、続きまして、つくば市個人情報保護法施行条例案について説明を始めたいと思います。

本日お配りした資料4の差し替え版が現在の条例案となっておりますので、必要に応じて確認いただければと思います。最初に開示請求にかかる手数料等について説明いたします。

こちらは条例案の第3条になります。先ほど申し上げましたように個人情報保護法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料については、無料または従量制とすることが、許容されていることから、施行条例第3条第1項において、手数料は無料と位置付け、第2項において、実費相当額の費用のみ徴収することを位置付けております。

費用の詳細は条例施行規則で定める予定ですが、法改正による影響を最小限とするため、コピー代1枚につき10円といった、現在と同様の費用負担を考えております。

また、こちらも現条例と、同様の規定となりますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法や、マイナンバー法と呼ばれるものですが、こちら第30条に、経済的困難等の理由がある場合、マイナンバーを含む個人情報、こちらも通称特定個人情報と呼ばれるものですが、こちらの開示請求に係る手数料を免除する規定があることから、施行条例第3項においても同様の規定を定めております。

続きまして開示決定等の期限です。こちらは、施行条例第4条から第9条の規定になりますが、改正法と差異がある部分は特に、第4条、第6条、第8

条の部分になります。

改正法におきましては、開示決定、訂正決定、利用停止決定期限、これは請求を受け付けてから開示等決定するまでの期限のことになりますが、こちらがいずれも30日間と定められております。一方現在のつくば市個人情報保護条例や情報公開条例においては、定める期限が15日間であることや、また現在確認できた範囲では、他市町村においても、期限を15日間とすると回答した市が多数であることを踏まえて、現行通り15日間の期限を設定いたします。こちらは、条例案の第4条第1項、第6条第1項、第8条第1項の規定となります。

なお、改正法においては、決定期限15日間に加えましてやむを得ない事情がある場合のみ、その期限をさらに最大30日間延長できる規定があります。現在、市の条例では、決定期限を15日間、延長期間を45日間と、合計して、60日間に延長できる規定としておりますが、国のガイドラインにおいては、決定と延長を合計した、期間が同じ60日間であっても、延長期間が30日間を超えてはならないとされているため、延長期間については、改正法と同様の30日間といたします。こちらは条例案第4条、第6条、第8条のそれぞれ第2項に規定がございます。

これにより、決定期限と延長期間を合計した期間が、改正法に定める60日間より短い45日間となりますが、一般に保有個人情報の開示請求にかかる文書は、通常の情報公開による文書よりも、一般に文書量が少ないため、期限に比較的余裕のある場合が多く、市の業務への影響は少ないものと考えております。

続きまして匿名加工情報の利用に関する手数料です。こちらは事前にお配りした内容と、変更があったところをごさいますて、お配りした、事前に配布した資料では、こちらは定めない予定でしたが、検討した結果、定める方向で考えております。

先ほどの改正法の概要で説明しましたが、法第 111 条に規定する、行政機関匿名加工情報の提案募集について、つくば市においては任意とされておりますが、先日つくば市が特区指定されました、つくばスーパーサイエンスシティ構想において、匿名加工情報の活用が位置付けられていることから、将来的に提案募集を行う可能性を踏まえて、改正法第 119 条に規定する、匿名加工情報の利用に掛かる手数料を設定する方向で検討しております。

こちらは施行条例第十条の規定となっております。この手数料の額につきましては、原則として、国が標準で定める額と、同額を規定することとなっておりますので、そちらと同様の額となっております。

続きまして、審査会の諮問についてです。先ほど説明いたしましたように、改正法第 129 条には、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、合議制の機関に諮問することが可能とされております。

この意見を聞くための機関として、情報公開・個人情報保護審査会の位置付けをいたします。こちらは条例案の第 11 条の規定となります。なお審査会へ諮問できる、それぞれの項目については、国のガイドラインに沿った内容となっております。

なお議会については、改正法の対象から外れますが、議会に定める条例において規定すれば、同様の内容、及び審査請求について、審査会へ諮問することが可能となっておりますので、つくば市議会事務局において、同様の規定を定める予定となっております。

また、この改正によってつくば市情報公開・個人情報保護審査会の役割が若干変わることになりますので、審査会条例についても合わせて改正を予定しております。こちらにつきましても、同じく 12 月議会へ議案提出をする予定でございます。

続きまして、附則の説明になります。改正個人情報保護法においては、施

行日が令和5年4月1日と定められているため、施行条例についても、同様の施行期日となっております。それに伴いつくば市個人情報保護条例は廃止するという事となります。

附則の中で特に第5項及び第6項の部分なのですが、こちらについて少し説明をしたいと思います。現在の現行の個人情報保護条例においては、個人情報ファイル等の不正提供、盗用に対する罰則規定が定められております。こちらに関しては、旧条例を廃止した後も、廃止前に保有していた、個人情報ファイル等について、不正な提供等をした場合は、従前と同様の罰則が課される規定を経過措置として、規定したものになっております。

こちらの規定に関しましても改正個人情報保護法の附則を参考に、ほぼ同じ内容となっております。なおこの規定に関しては、懲役及び罰金を含む内容であることから、水戸地方検察庁との協議が必要となる可能性がありますので、近日中に同庁に、協議の必要性について確認する予定となっております。

最後にその他といたしまして、今回の改正法において許容されている独自規定を定めなかった部分に関して説明いたします。

改正法第60条第5条において、地方公共団体独自に条例要配慮個人情報と定めることができるとされていますが、改正法に規定されております、要配慮個人情報、具体的には人種、信条社会的身分、病歴、犯罪の経歴犯罪により害を被った事実等、これらの定義により、個人の権利利益を確保することが可能であると判断したため、条例要配慮個人情報については、特段規定をしておりません。以上が個人情報保護法施行条例案の説明となります。

なお現在この内容については、庁内の法制を担当しております、法務課という部署において、法令審査を行っている最中なので、今後それにより内容が若干変更になる可能性がございますが、そちらについては了承いただければと思います。

この項目の内容が、後に諮問する上で、調査審議を行っていただく内容になってまいりますので、こちらに関して積極的に質問いただければと思います。またこれまで説明した内容、全般に関しても結構ですので、あわせて質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○座長

区切りながら意見とか質問を、今聞いていただいたのですが、全体を通して何か意見、或いは質問ございましたらなんでも結構ですので、お願いいたします。

はい、川島委員お願いします。

○川島委員

今日の会議というのは、先ほど確か、スケジュールで示されていた、次回に諮問をいただくとのことで、諮問事項について、この審議会としての議論を深めるということで、よろしかったですかね。

○総務課

そうです。

○川島委員

諮問事項としての候補は、今どのように整理されているかといえば、先ほど、説明がありました資料の中の、条例に関わる部分について、定められる横出しの部分とか上乘せの部分について、その項目については、今、出されている、第3条でしょうか。

○座長

第4に条例が関わるのでしょうか。

○川島委員

第4のことについて、議論を対象にするということですか。

○総務課

はい。

○川島委員

はい、ありがとうございます。

○座長

具体的にはその第4に書いてあることについて、意見や、諮問の対象というか、そういう事になるわけですね。

○堀委員

委員の堀です。今回の個人情報保護法の改正っていうのは結局、川島委員もお話しされていましたが、各自治体で、微妙に違う取決めがあり、逆にそれが混乱を招いていると。

極力必要な範囲で、その不一致がある部分に関しては統一した扱いを極力していきましょと、ひいてはそれが効率性を高めていく、というところにあると思うので、今回諮問の対象になっている、施行条例に関しても、おそらく、不必要に個性を発揮しないで、極力横並びで作っていくというのが何より大事なのだらうなと理解しました。

その観点からいくと、今回の審査会で話し合うということであれば、個性をどこで出していくのかと、どこが他の自治体と違っている条項なのかというのを明確にさせていただいて、その理由は何なのかっていうところにフォーカスしていただくと、より集中して議論がしやすくなるのかなというふうに思っています。

なので、可能であればその辺を、どこがどう違っているのかとか、その理由みたいなものを明確にさせていただけると、いいのかなと思いました。

あと、一点これは質問なのですが、第4-6の最後の条例要配慮個人情報に関して、これに関しては今回取り扱わないということだと思えますが具体的にはどういうことを念頭に置いた規定なんでしょうか、教えていただければと思います。

○総務課

はい。条例要配慮個人情報に関しましては、地域の特性その他の事情に応じて本人に対して不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱い、特に配慮を要する記述ということにて国からは説明がございます。ですので、この地域の特性といったものが例えばその地域に関しては、マイノリティ的な方がいらっしゃるとか、おそらくそういった部分を想定されているのではないかと思います。

○堀委員

なるほど、少しイメージが沸かなかったものですから、具体的な事例として、こういう地域でこういう問題が生じているというのが、つくば市では特に想定されないということなのですかね。

○総務課

はい、そうです。

○座長

今の意見は、条例でつくば市の特性というのが分かるような形で、議論がしやすいように、事務局の方でお願いしたいということでしたのでその辺はよろしくお願いしたいと思います。

○総務課

はい。

○座長

その他に何か意見、あるいは質問はありますか。

川島委員お願いします。

○川島委員

今の堀委員の指摘、正に僕もそのとおりだと思っていまして、フォーカスを定めた議論が必要だと思うのですが、そのフォーカスの定め方について、1つはつくば市ならではの、個性的な観点から、何か実施する必要があるのではないかとということ、ポジティブな面で、よりデータを使うという意味で

の個性と、もう一つは、つくば市ならではの配慮しなくてはいけない、危ない個人情報に、危ない面についてどういう配慮が必要なのかという点、その2点があって、多分、先ほどの説明ではスーパーシティに関連する部分というのは、より積極的に、情報を活用していきましょうという、そういうフォーカスの部分だと思います。

やはり要配慮個人情報について本当に、特別な規定がいらぬのかどうかという問題については、僕もよく分かりませんが、例えばよく言われる様な被差別民、部落問題とか、そういう特にこう偏見に満ちたマイノリティとして、社会から見られてしまうような、そういう個人に関する情報の取扱いというのはおそらく、相当自治体ごとに取扱いのセンシティブさの度合いが違うというのは多分歴史的にはあると思います。

そういった意味で少し気になるのは、今までのつくば市の個人情報保護条例の運用の中で、そのような事例というのか、過去においてつくば市が国の行政機関、個人情報保護法とは違う様な、何かそれから横出的に適用解釈をしたような事例があれば、今回それが抜け落ちてしまって、その保護対象が消えるということは、今まで、土台を作っていた、その権利が、ないがしろにされるおそれがあるという懸念はあるのですよね。

ですからそれがあるかないか、そういう今まで保護されている方が必要、改正によって、何かを奪われることがないかどうかのチェックは、必要だと思います。積極的なネガティブチェックだと思います。

保護されている人がいないと言い切れるかどうかの検証はすべきではないかと思います。そういう記録がどのように残っているのかは分かりませんが、そのような事例は総務課の記録の中のどこかに残っている可能性はあると思います。

もう一つ追加で言うと、やはりつくば市というのは、外国人のシェアが今4%ぐらいですが、全国平均2%ぐらいで、多いと言えば多いのですが、た



だ、もっと多いところもあるので、ものすごく多いというわけではありませんが、つくば市には 120 数か国、非常に多様な方々がいらっしゃり、外国籍という意味で、この外国人の問題についてのこの要配慮個人情報についての視点は、他の自治体での定めの有無は気になります。

外国人対応について、いろんな多文化共生条例とかでは、そういうのを作っているところもあるのですよね。日本語をしっかりと話せない人に対しては、しっかりと日本語教育しましょうとか、医療の場でもしっかりと母国語で医療を受けられるようにしましょうとかですね。

そういう問題は一方での多文化共生問題としてあり、具体的にイメージがあって言っているわけではないのですが、その方々を守るための配慮事項が無いかどうかは、つくば市ならではのフォーカスとしては、マイナスの面を守る意味で、チェックが必要かなと思いました。

○座長

つくば市の特性というところからすると確かに、今、川島委員がおっしゃったところも、検討しなくてはいけない部分も出てくるのかなというのはよく理解できます。その辺の、やり方とか、何かあるのですかね、実態調査とか。

○川島委員

全国の中では、例えば浜松市、新宿区とかですね。圧倒的に、外国籍の方がたくさんいて、いろんな問題が議論になっているところがありますので、そういうところが今回の個人情報保護改正に伴う条例化にあたって、要配慮事項として外国人対応について、何か特別な配慮をしているのかどうか、少し気になりました。おそらく、何十も調べる必要はなくて、典型的に進んでいるところは、いくつかあると思います。

○座長

要配慮事項について、もう一度少し再検討していただきたいというのが

まず意見なのでそれも参考にさせていただけるといいかなと思います。

○総務課

承知いたしました。

○座長

次回にその辺少し、ご回答いただけるといいかなというふうに思います。

そのほかに何か、意見でも質問でも何でも、今日は理解を深めるための会議ということなので、何でも結構ですのでお願いいたします。

○堀内委員

はい。よろしいでしょうか、委員の堀内でございます。

先ほど川島委員の方から、匿名化した情報の利用についての提案というのは結構肝の部分だという事を教えていただいて、そうであったのかと、少し気になっただけだったのにと、目が開かれた思いでした。

多分、この今回の個人情報保護の改正というのは今まで個人の情報を守ろう、守ろうというところから、個人情報を活用してこれから日本の社会が住みやすく、安全に健康的に、そして持続的になっていくために、どんどん活用していこうではないかという方向に舵を取るための、一元的な規制を設けて一元的な管理をするという、そういうことだったのだなと今理解できました。まず御礼申し上げます。

その上で、匿名化した情報、匿名加工情報の利用について、つくば市もスーパーサイエンスシティ構想できっとこれから活用されるに違いないという指摘がありましたが、つくば市の肝入りで進めていらっしゃるの、その匿名化した個人情報を利用して、皆さんが良い事業を、提案されるのだろうと思います。

ただ、この事業というのは、民間の方が自分の事業のために利用させてくださいと提案をするというように、この条文の第 111 条、第 112 条のあたりから読めるかと思いました。

そのときの手数料が市の条例案で、随分安いなという印象を受けました。これは本当にイメージですが、商売をしている人間からすると、手数料の額が2万1,000円プラス1時間ごと3,950円というのは、安くないですかね。他人の情報を匿名化してもらって商売しようというのに、これは安くないでしょうか。

そして、時間1時間ごと3,950円というのは多分、職員の方、あるいは委託先の方が何人か張り付いて行うことになって、チェックも丁寧にされるのでしょうか、これ延べ人数、5人張り付いて1時間作業したら5時間とカウントするのか、それとも、1日作業したら8時間とカウントするのか。スーパーサイエンスシティ構想でたくさんの事業者が手を挙げて使わせてください、つくば市の方針に沿っていますと言ってきたときに、行政がパンクしたり、市民の税金を使って作業をしているのに一部の事業者のみの利益になったりするような、そんなことがないか少し危惧するところです。この辺、どのようにお考えか、教えてくだされば嬉しいです。

#### ○総務課

はい。まず、この匿名加工情報の手数料に関してですが、まず国の方針といたしまして、この匿名加工情報というのが地方公共団体の枠を超えて、全国的に利用される可能性があるので、国が定める額を標準として、原則として定めるべきという、まず国の方針があります。

もし独自に手数料を定める場合は、自治体独自の特別な事情であるとか、合理的な理由が必要であるという説明がされております。

例えば作業1時間当たりの人件費なのですけれども、こちらに関しまして、国の省庁の方で、平均的な人件費ということで算出したものと伺っております。

匿名加工情報の作成に関しましては、職員によって作成する場合とあと、作成等を委託する場合がございます、仮に委託をした場合は、この第10条

の第2号のところですかね、委託を受けた者に対して支払う額、つまり委託にかかった費用を、納めなければならないとされておりますので、実際その職員の手で作業するというよりは、おそらく委託する可能性が高いと思われますので、それによって、業務負担が他に影響が出るほど増大することは、おそらくはないかなと考えております。

○座長

いかがでしょうか。

○堀内委員

分かりました。はい、ありがとうございます。

○座長

その他でもいいですが、意見がございましたらお願いします。

○堀内委員

追加でもう一つ、今の匿名加工情報の利用の提案について、こちらはこの審査会、私どもの担当する分野ではないと理解してよろしいですね。

○総務課

はい。それに関しましては提案の募集の方法ですとか、そういった細かい事項は、法律に定められておりまして、そちらに関しては自治体独自で規定を設けられるものではありません。

今回「つくばスーパーサイエンスシティ構想」で、提案募集がある可能性が高く、仮に実際募集が始まった際、手数料の規定がないと、実際の業務が滞ってしまうので、手数料だけは定めなくてはならないので、それを定めておこうという趣旨になっております。

○堀内委員

ありがとうございます。何か現場での苦勞が見えるようです。

○座長

条例で定められるのは、その手数料の部分だけという事ですね。

○総務課

はい。はいそうです。

○座長

それは法律の基準とし、読み比べていないのですが、これは条例に従っているのですか。

○総務課

はい。そうですね。実際その匿名加工情報に関する条文の規定が、お配りした資料3の法律の本文の方に、ございまして、条文で言いますと大体第109条から123条の部分になります。

こちらが提案の募集とか、そういった審査をどのようにするとか、どう作成するのかとか、あとは、取扱いに関してどういった義務があるのかというところが、細かく定められておりまして、基本はすべてそれに沿った形となり、ただ、手数料だけは自治体の方で定めるようにという、そういった案内でしたのでその様に進めさせていただいているところでございます。

○座長

定めた金額の数字っていうのは、何によったものですか。

○総務課

はい。こちらは個人情報保護法の施行令の方に、この金額が定められておりまして、そちらの額と全く同様の額となっております。

○座長

質問・意見ございましたら、お願いできればと思います。

はい、川島委員お願いいたします。

○川島委員

第114条を読んでいたのですが、新しい方の個人情報保護法の方にて、提案の審査というところですが、これは行政機関の長が、審査しなければならない。審査は先ほどの審査会での諮問事項になるのですか。

個人情報ファイルに対して、ある企業がこれ使って、こういうビジネスをしたいと言った場合、第 114 条の審査基準に照らしてどうかというのは、誰が判断するのでしょうか。

○総務課

基本的には個人情報の取扱いに関する事項となっておりますので、この匿名加工情報の審査は、おそらく含まれてこないと思います。

○川島委員

あまり出てこないという前提で国が行うという整理となっています、それでいいのですが。

具体的な事例で、例えば私、今までつくば市民の命に関わる A E D をたくさん使いましょうというような研究をしていたときがあって、そのときに、消防本部の方に、今まで、救急車の発信で、いつどこに発信してそれで助かったか、助からなかったのか、A E D がすぐ適用できたか、助かったか、助からなかったとか、もともとその発信歴の基本情報の中には、誰々さんが、どこで、心臓発作で倒れて亡くなった、その誰々さんは名前もあるし、住所もあるので、完全に個人情報なのですが、そういった状況であったとしても、大学の研究目的のために守秘義務契約を結び、学生と一緒にその場に行って、その個人情報の個人の部分を全部消して情報をいただいて、分析して、研究成果を出すというようなことをしていたのですが、あれ自体は今回の新しい法制となったとしても、個人情報の開示には当たらず、内部で利用する個人情報について、その個人情報を内部の利用において、大学として、守秘義務契約をしています。

今まで例えば、N E C さんとか日立さんが、つくば市の税に関する情報も、実際に処理しているのは、N E C さんとか日立さんの技術者の方々だったりするので、注意義務契約で行っているという範囲なので、あれは全く影響受けませんよね。

○総務課

はい、実際、現在のつくば市個人情報保護条例も、ほとんど条文は国の保護法を参考としており、実際の取扱いでは国と全く同じものになっておりますので、改正後の取扱いに関しては、特に変更があるわけではないので、これに関しては改正による影響というものはないと思っております。

○川島委員

少し細かい実際の個人情報の定義とか、規制の内容自体が国の解釈となってしまうので、言葉が同じでも解釈上違っていたというのは、当然あると困るなど思ったのですが大丈夫だということでしょうか。

○座長

例えばこの第 109 条の先ほどの川島委員の言った、行政機関の長がこういうろいろ実施するわけですね。つくば市では具体的にどこの課がどういう形で実施するのですか。

○総務課

申し訳ないのですが具体的に上がってきた事例がないので分からないのですが、審査委員会のようなものを開いて実施するのではないかなと思われま。これに関しては、他市で先行して、提案募集などを行っている自治体に確認したいと思います。

○座長

色々チェックは必要になってくるわけで、そのときにはどこがチェックするのか、教えてもらえればと思います。

その他にも何か分からないことや、気が付いたこと、質問ございましたらお願いします。

○川島委員

法律の第 111 条で提案ができると思うのですが、提案対象というのが、個人情報ファイルについて、提案を募集するようになっているので、個人情報

ファイルを使って、匿名加工をして、ビジネスしたいみたいな、そういう想定だと思います。

個人情報ファイル、この新しい法律で言っているところの個人情報ファイルというものが、あまりに限定的だと、その提案に意味がなくなってしまうので、正確な個人情報保護ファイルの定義は、今の新しい法律でいうと、定義第2条に書いてある、要するに提案の対象が、できるだけいろいろな提案が出てくるようなものであって欲しいと思います。しかし法律で決まっているのでどうしようもないのでしょうか。

○総務課

まず定義といたしましては、これに関しては第60条の第2項だと簡単な定義なのですが、実際その個人情報ファイルにどういう項目を記載するのかわかるころになると、第74条ですね。

○川島委員

いや、少し気になったので、個人情報であったとしても、それをファイルとして整理された形でないと、そもそも提案の対象にならないとすると、できるだけたくさんファイルとして整理していただきたいなと思っただけです。

個人情報ってたくさんありますよね、色々ファイルとして、法律で言っている個人情報ファイルだけが提案の対象だとすると、ファイル化しないと対象にならないですよ。

具体的に言うと多分、法律で決まっていて、ここに書いてあるとおりだと思うのですが、将来的に提案を出そうと思ったが、ファイルになっていなかったから、個人情報ではあるが、ビジネスとして提案したいものの、ファイルになっていないから提案できないということになると、手数料を定めたところで、そもそもの対象が存在しないので、空振ってしまうじゃないですか。そこが少し気になりました。



○総務課

はい、そうですね。一応ファイルの対象が、基本的に個人情報の数が1,000件以上というところで決まっております、先ほど説明しましたが、現在つくば市でも、このファイル簿というのは整備しております。

仮に1,000件以上持っていても、登録漏れといったことがないように、毎年定期的にこういうファイルを持っていたら、総務課に申し出てくださいと庁内に案内はしておりますので、それによっておおよそ網羅できているかなと思っております。

○座長

ありがとうございます。個人個人にてファイル化されていますが、すべての情報、この個人についての現在こういった項目のことを書いてあるファイルが、あるという事なのですか。

○総務課

はい、そのファイルというのが一応検索可能な状態で、集合的になっているということで、特段それが例えば紙ベースであるとかっていう必要はなく、データ上であっても、エクセル表であっても、一応それはファイルという形に、数えられております。

総務課で管理しているのは、こういったファイルがありますという、ファイルの案内でして、例えば、介護関係だったら、介護の情報を何件どの部署で持っています。というような、そういった一覧表みたいなものが総務課で管理していて、そちらはホームページ上でも公表しているといったような形になっております。

○座長

意味がよく分からなかったが、そういう趣旨ですね。イメージが、個人情報ファイルっていものが分からないものですから。ただ名前で検索したら、その情報が抽出されて出てくるわけですか。そういうものではないのです

ね。その辺全然分らないですが。

○総務課

そうですね、例えばエクセル表だったら誰さんっていうワードで検索するとすぐ出てくると思うのですが、そういう状態になっていれば、このファイルに該当してくるということになります。

○座長

すいません。よく分かっていないかもしれないです。ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見ございましたら。

○川島委員

匿名加工情報関係では、他に条例として、何か定める必要はありますか。そういう事項は、この手数料だけでいいのでしたっけ。

○総務課

そうですね。定める必要があるとされているのは手数料だけになります。

○座長

その他に何かございますか。ありませんでしょうか。

今度の審査会としてのスケジュールとしては諮問が来て、7月の下旬に、その審議をするのですよね。

○総務課

そうですね7月下旬を予定しております。

○座長

その審議としては、もっと具体的に今回の改正条例案についてもっと具体的に、細かく審議していくというイメージでいいですか。

○総務課

はい。本日いただいた意見も踏まえまして、新たに条例案を作成し直して、特にこの部分というように、ポイントをさらに絞った上で、諮問させていた

だければと思います。

○座長

はい。川島委員いいでしょうか。

○川島委員

第29条を見ると、法律のですね、第3章第3節の施策を講ずる場合、その他の場合においてですから、多分、先ほどの匿名加工情報についての、提案の審査ということは、審査会への諮問事項として、何を対象とするかというところについては、今の原案では三つしか書いてないですが、この範囲をどうするかということについては特に、つくば市ならではの個性を出すところについての、この審議会としての役割があり得ると思いました。

○総務課

はい、ありがとうございます。確かにその他の場合とありますので、対象にはなってくるかなと思います。ただ保護委員会の方で典型的な諮問っていうのが、限定されているので、この匿名加工情報の審査が許容されるのかどうかというのは一応、委員会の方に確認させていただきたいと思います。

○座長

確認の方をお願いいたします。

○川島委員

法律が間違っていることもよくありますので、全てが正しいとは限らないので、委員会も正しいとは限らないです。逆に提案して変えてもらうというスタンスもあり得ると思います。

○座長

それに関連して資料5の、つくば市情報公開個人情報保護審査会条例、これは諮問とは関係ないということなのですが、その第2番ですかねその今の第2条の2項ですかね。

○総務課

はい。

○座長

改正前は、審査会は必要があると認めるときは、情報公開制度個人情報保護制度に関する条項について実施機関に意見を述べることができるが、改正後は、審査会は実施機関の諮問に応じ、個人情報保護法を何に規定し、適正な取り扱いの事項を調査審議するというところで結局諮問があるときだけということに限られるのですか。

○総務課

そうですね、現行の案では、その様にさせていただいております。

今の議論とちょっと、関連があるのかその辺もよく分からないのですが、この案についてもまだ検討中の段階でして、審議できる内容が限られていることから、どこまで規定したらいいのかというのがまだ詰め切れてない部分がございますので、この第2項に関しても、検討の上、残すのかそれとも削るのかというのは次回までにお示しできればと思います。

○座長

改正後は、諮問実施機関の方が諮問する場合となっている、これについては検討中ということですね。

○中田委員

法律の改正がされて、これまでつくば市独自の条例をなくして、新たに施行条例を制定するとの事なのですが、いろいろやってみないと分からないのでしょうし、施行条例の中身だけだと足りないところもあるのではないのかと思うところもあります。委員の方々の話を聞いて、問題点というか着目しているところは、つくば市独自のところという事もありますので、そういったところを次回までにお示しいただけたらと思います。

○座長

これは他の行政機関も横並びに皆、こういうことをやっているのですかね。

もう既にこれができる自治体とかはあるのですか。他自治体も作成中なのですか。

○総務課

そうですね、はい。実際、国の方からガイドラインとか、政令とか規則が、公表されたのが今年度4月下旬でしたので、おそらく、具体的にはそれを受けて、準備はしていたが、本格的にはそこで動き出したところが多数だと思います。

現状、つくば市と、同様に並行でやっているか、又はつくば市の方が若干先行している可能性もあるのではないかなと思っております。

○座長

逆に今、お手本、各特色に応じてっていうものなのでしょうが、逆にお手本みたいなそういう存在になっているという、感じではあるのですね。つくば市はどちらかという先行していますか。

○総務課

そうですね。

○川島委員

間違いないと思います。

○座長

そうすると、本当に色々丁寧に作らなければいけないのかなという思いはありますよね。

○川島委員

あと一点だけ気が付いたのですが、法務課の方が審査していると思うのですが、現行の個人情報保護情報保護条例の中の例外適用があるじゃないですか。

本人同意がなくても出せるとか、あれの適用事例で既に保護されている何か事例があれば、それが多分、来年4月以降は保護対象から、一旦、本人同意を得ず使っていたものが使えなくなる。

根拠規定が消えるので、それがもし残っていれば、それに対する対応をどうすべきかを考えないと、それによって利益を受けたり、制限を受けたりした人が突然変わるので、形式的に、その例がないかどうかチェックしておかないとここで不利益、やはり突然の変化を被る人がいる可能性がありますね。

○総務課

そうですね。ちょっとその辺についても経過措置が必要かどうか法務課に確認したいと思います。

○座長

それに関連して法令によってその同意がなくても、出せるものとその辺の関係とはどうなのですか。本人の同意の必要がなくても法令で、出せるっていうものはありますか。そこら辺の関係がよく分からないのですが、全て同意が必要なわけではないのですか。

○総務課

そうですね、現在の条例においては、個人情報の提供に関してはただし書きがあって、法令に定める場合を除くという規定がありましたので、基本はその法令に従うという形。その別に法令がある場合に、今回の改正法においても同じですので、その取扱いに関しても、従来どおりといいますか、変わることはないだろうなと思っております。

○座長

その他に特にございませんか。

それではまた今後調査審議等もございますのでその時にまた、中に入り込んだいろいろな議論がなされるといいかなと思います。進行を事務局の方にお返しいたします。

#### 4 今後の予定

○事務局

はい、ありがとうございました。それでは、次第の4、今後の予定について

説明させていただきます。

先ほど、公文書管理係から説明があったとおり、近日中に条例改正についての諮問が市長から審査会に行われる予定です。その諮問を受け、7月下旬から8月上旬頃に2回目の審査会を開催し、条例案等の内容の審査を行っていただきたく存じます。

また、パブリックコメントが9月に終了した後、10月上旬に最終的な答申案を完成するための、第3回、審査会を開催したいと考えております。

その2回分の開催会議について、日程を調整するために、机上で、日程調整表をお配りしております。

都合を記入いただき、お帰りの際、机上に置いていただければ幸いです。また、一度持ち帰っていただく場合には、期間が短くて大変恐縮なのですが、6月10日までに、郵送FAXメール等で、提出をお願いいたします。今後の予定については以上となります。ご多忙の中、恐縮ですが協力をお願いいたします。

## 5 閉会

### ○事務局

本日は長時間にわたり、意見をいただきましてありがとうございます。先ほど質問いただきました事につきまして、回答ができなかったものについては、回答がまとまり次第、メール等で委員様の方にお知らせしたいと思っております。

今後も引き続き情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用につきまして、理解協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして令和4年第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。ありがとうございました。



# つくばスーパーサイエンスシティ構想

～科学で新たな選択肢を、人々に多様な幸せを～



社会全体が一人ひとりを包み込み、支え合う「誰一人取り残さない」SDGsの精神の下で、世界最高峰の科学技術を結集し、デジタル、ロボティクス等の最先端技術の社会実装と都市機能の最適化を進めていく。

これにより、住民参加を基盤とし、住民と住民、住民と行政のつながりを深化しつつ、出口の見えない社会課題の克服や革新的な暮らしやすさを実現する住民中心のスーパーシティを目指す。



市長  
五十嵐 立青



全体統括者（アーキテクト）  
筑波大学 鈴木健嗣 教授

## 実装に向けた取組



デジタル インフラ整備	マイナンバー・マイナンバーカード利用 拡大、高齢者向けスマホ・タブレット配 布、スマホアドバイザー配置
研究成果の 社会実装と エコシステム	つくばの研究機関（約150機関）から 生み出される研究成果を、実証実験 を経て社会実装
広範かつ大胆な 規制・制度改革	公職選挙法、住民基本台帳法、道 路構造令、道路交通法、道路運送 法、行政機関個人情報保護法、建 築基準法、WTO政府調達協定等
民間事業者等の コミットメント	つくばスマートシティ協議会（産学公 73機関加盟）と連携、データ連携基 盤の構築
住民等の 意向の把握	住民投票、市長キャラバン、オーブ ンハウス、有識者会議、パブリックコメン ト、住民ワークショップ等
住民等の 個人情報の 適切な取扱い	つくば市個人情報保護条例等、職員 データ利活用研修、市独自の倫理原 則

## 先端的サービスの実装

行政	先端的行政サービス（つくばトラスト） ①インターネット投票、②多言語ポータルアプリ、 ③行政手続DX、④行政ビッグデータの活用
移動	先端的移動サービス（つくばモビリティ） ①周辺部コミュニティ・モビリティの導入、②中心部ワン マイル・モビリティの導入
物流	先端的物流サービス（つくばポーター） ①荷物搬送ロボットやドローン等による買物の便利 性向上、②移動スーパーの高度化
医療・ 介護	先端的医療・介護サービス（つくばヘルスケア） ①医療情報や生活習慣情報活用による健康寿 命延伸、②救急医療高度化、③医薬・介護・服 薬の連携、④個人への健康関連データの還元
防犯・ 防災・ インフラ	先端的防犯・防災・インフラサービス（つくばレジ エンス） ①インフラ・エネルギーマネジメント、②避難所・被 災状況の可視化、③地域防犯情報ネットワー ク

## 目指す社会



- ① 移動の自由と健康な自立を人々へ提供し、安心して暮らせるために都市と郊外の二極化を是正する。
- ② 人生の各段階を支える行政サービスを人々へ提供し、信頼ある行政が支える多文化共生の社会を実現する。
- ③ 安全で持続可能な都市空間を人々へ提供し、活力ある都市力を向上させる。



# スーパーシティ構想の推進体制

市長を本部長とする「つくば市スマートシティ推進本部」が推進役となり、つくばスマートシティ協議会、公募で選定した連携事業者、その他連携機関と緊密な連携・協力関係を構築のもと、スーパーシティ構想実現に向けて全庁横断的に取り組む。



## 連携事業者

## 連携機関

### 連携事業者 (50社)

連携して構想の実現に向けて取り組む事業者を公募

(国立研究開発法人)  
 防災科学技術研究所  
 農業・食品産業技術総合研究機構  
 産業技術総合研究所

(国立大学法人)  
 筑波大学

その他民間企業46社

(国立研究開発法人)

国立環境研究所  
 科学技術振興機構外国人宿舍  
 物質・材料研究機構  
 宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センター  
 建築研究所

(国立大学法人)  
 筑波技術大学

(大学共同利用機関法人)  
 高エネルギー加速器研究機構

国土交通省国土技術政策総合研究所  
 国土交通省国土地理院  
 文部科学省研究交流センター

一般社団法人日本経済団体連合会  
 株式会社日本政策投資銀行  
 G20 Global Smart Cities Alliance

# 先進的サービスの概要



都市空間で科学する住民中心のスーパーシティ

社会全体が支え合う  
「誰一取り残さない」精神



先進的医療介護サービス  
(つくばヘルスケア)

人生100年時代に自立していきいきとした生活を

先進的サービスのデータ連携による  
まるごと未来都市構想

大学・国研連携を中核とした  
スーパーシティエコシステム

周辺部  
(小田地区)

国研・民間研究機関



先進的行政サービス  
(つくばトラスト)

データ駆動型の地域共生社会を



先進的物流サービス  
(つくばポーター)

どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

つくば市役所

マイナンバーカードを活用する  
共通デジタルID (つくパス)

中心部  
(つくば駅周辺地区)

地域課題を克服するための  
大胆な規制・制度改革

グリーンフィールド  
(70街区)



先進的移動サービス  
(つくばモビリティ)

必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を



先進的防犯・防災・インフラサービス  
(つくばレジリエンス)

安全で持続可能な都市空間を

周辺部  
(宝陽台地区)

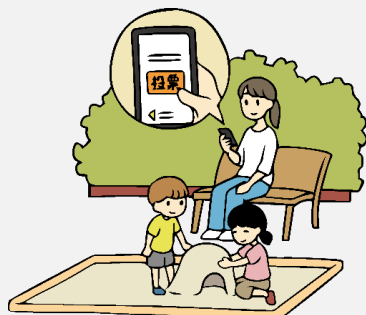
都市OSを活用した  
先進的データ連携基盤

## データ駆動型の地域共生社会を

### 規制の特例措置 (公職選挙法、住民基本台帳法等)

- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。又はそれらの規定を廃止すること。等

### ① インターネット投票



- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで、投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、職員の負担軽減とコストの削減

### ② 多言語ポータルアプリ



- 緊急時にも外国語で迅速に情報提供



※イメージ画像



- 最新情報を分かりやすく提供
- 属性や希望に応じたコンテンツ表示
- あなた向けの大事なお知らせ、お得な情報をプッシュ通知
- 簡単な操作で手軽に申請

### ③ 行政手続DX



※イメージ画像

- 住民ニーズに合った行政手続を提供
- 多様な行政サービスを分かりやすくナビゲーション、「書かない・待たない・行かない」を実現
- 何度も同じ内容を書くことなく手続を効率化

### ④ 行政ビッグデータ活用

- 住民の声などを分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、的確なEBPMを推進



- オープンデータなどの充実
- データ連携基盤を通じ民間への活用促進
- 住民主体のまちづくりへの活用
- Civic Tech
- DIYまちづくり

- データに基づき、より分かりやすいUX/UIによって、行政情報をいつでもどこでも誰でも使いやすく



- 住民が参加するアイデアソンなどへ豊富な「行政ビッグデータ」提供することによって、データ分析や可視化を自ら行うことで、住民にはナッジが働き、「地域共生社会」や「SDGs」への取り組みを促進



## 必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を

### 規制の特例措置（道路運送車両保安基準、道路交通法等）

- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の速度の上限を時速10kmとすること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。等

## ① 周辺部コミュニティ・モビリティの導入

### 区域内移動サービス

- パーソナルモビリティ+AIオンデマンドバスサービスで地域内の主要な目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 乗降ポイントは現在のつくたく利用実績データの解析により設定
- 中心部との結節点であるつくば駅周辺に接続



つくば駅周辺をハブとして、区域内移動サービスと中心部移動サービスを連結→日常の自由な移動と中心部へのアクセス向上を実現

区域内移動サービス、中心部移動サービス及び既存交通サービスをMaaSプラットフォームから検索・予約・決済を可能とすることで交通ネットワークを最適化

## ② 中心部ワンマイル・モビリティの導入

### 中心移動サービス

#### 医療MaaS

- 筑波大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



#### 子どもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援



#### タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



#### 自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



#### 自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を接続



## シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装



- シェアードスペースでは、歩行者、パーソナルモビリティ、ロボット、低速の車両等が同一空間を安全に通行
- 車両速度を道路側の設備等から強制的に制御することで歩行者の通行の安全を確保

## 参考：通院、受診、会計をシームレスにつなぐ交通弱者等の受診支援

（令和3年度国土交通省「スマートシティモデルプロジェクト」、つくば医療MaaS事業より）





## どこに住んでいても快適に買物ができるまちを

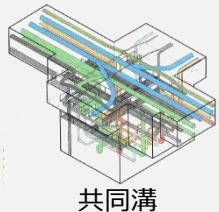
### ① 荷物搬送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

【中心部】中心部の日常の買物をさらに便利に  
対象：時間にゆとりのない子育て世代

#### 荷物搬送ロボットとドローン活用による配送支援

- 中心部の大型スーパー等から70街区を空の道で結び素早く配送（さらに各戸のベランダに直接配送）
- 希望のタイミングで荷物搬送ロボットが自宅まで配送

将来的には共同溝を活用した配送も



70街区

ペDESTリアンデッキ付近

#### 荷物搬送ロボットによる365日24時間配達

- ペDESTリアンデッキ付近の飲食店等から自宅へデリバリー
- 夜間等の配送も可能

#### 自動追従型荷物搬送ロボットによる購入品の搬送支援

- 中心部の大型スーパー等から徒歩圏内の方へのサービス提供

近所のスーパー

### 規制の特例措置（道路交通法、道路交通法施行規則等）

- 荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。等

### ② 移動スーパーの高度化

【周辺部】周辺部の点在するお店をもっと近くに  
対象：買物等が困難な高齢者



#### 移動スーパーの位置が見える化

- 到着時間を正確に把握し、ムダなく買物

#### 自宅と営業場所間のパーソナルモビリティ活用

- 到着時刻に合わせて自宅からパーソナルモビリティで自動運転で移動
- 買物後は、荷物を載せて自宅へ

#### 医薬品等の販売

- 遠隔医療の受診後、処方薬を移動スーパーでお届け

宝陽台地区

規制の特例措置

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等)

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

人生100年時代に自立していきいきとした生活を

①健康寿命延伸

生活・医療の  
情報をもとに  
健康な生活を



②救急医療高度化と  
人生計画

いつでもどこか  
らでも医療と  
安心を



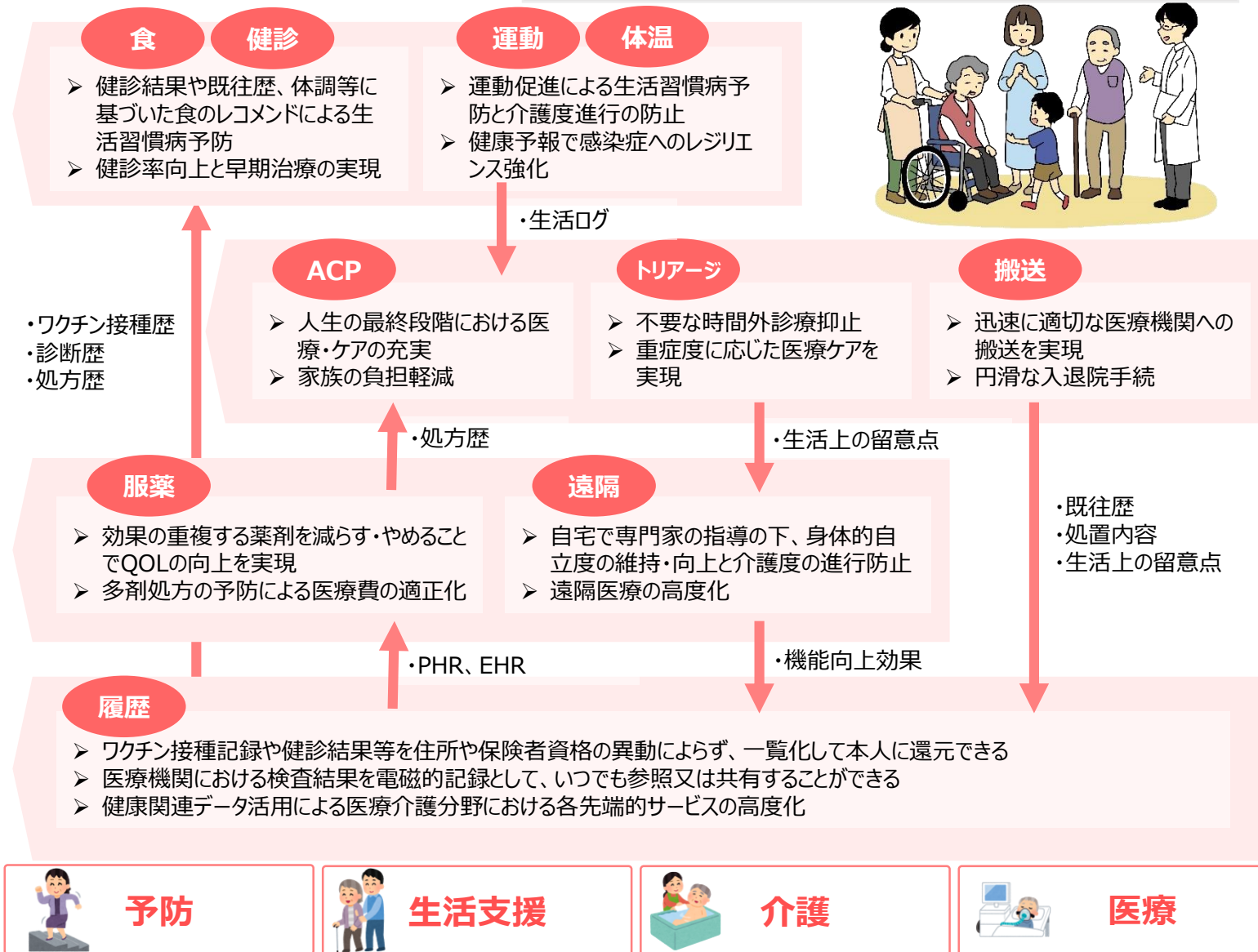
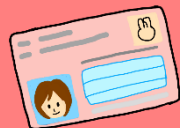
③医療・介護・服薬の  
連携による包括的サービス

住み慣れたま  
ちで自分らしい  
人生を



④個人への健康関連  
データの還元

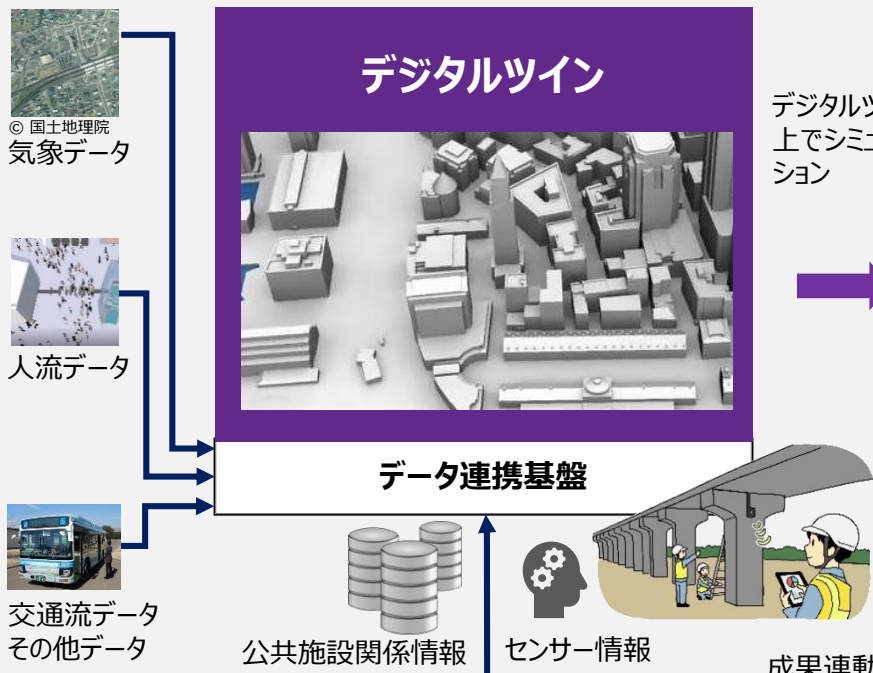
自分の手元に  
生涯の健康記  
録を



**安全で持続可能な都市空間を**

**① インフラ・エネルギー・マネジメント**

安全で持続可能な都市空間を



公共施設包括管理による  
効率化・高度化

**SIBによる予防保全**  
(長寿命化)

※SIB (ソーシャル・インパクト・ボンド)

成果連動型  
民間委託契  
約方式

- インフラ維持管理に関する  
トータルコストの縮減

**規制の特例措置 (建築基準法等)**

- 高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。等

**② 避難所・被災状況の可視化**

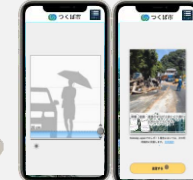
住民とつくる災害に強いまちを

**避難所等の見える化**



- 避難場所や災害状況の見える化

**被災状況の共有**



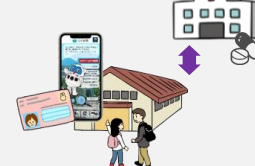
- 住民や職員が市の災害対策本部に被害状況を共有

**災害対応の効率化**



- 災害対策本部  
➢ 双方向コミュニケーション等による効率化

**医療の継続**



- 避難所での必要医療の継続

**③ 地域防犯情報ネットワーク**

住民みんなで見守り安心で安全なまちを



- 不審者情報等をデジタルツイン・地図上に表示・共有し、見守り力を強化
- アプリで通知することで犯罪リスクを軽減

『オンラインでいつでもどこからでも選挙の投票を』

つくば市が抱える問題

- 投票所までの移動手段がない。公共交通で市内全域を網羅できておらず、自家用車がないと移動が困難
- 住民が地理的、時間的な制約を受けており、結果として住民の政治参加が妨げられている状況が顕在化
- 投票所等での感染症リスクの感染拡大の懸念
- 感染症患者は行動制限のため投票が困難
- 投票所運営、投票結果集計等の職員負担とコスト増

目指す未来と取組内容

- スマートフォンやタブレットから本人確認、秘密投票が確保されたインターネット投票を実現
- 投票における時間的、距離的負担を大きく軽減でき、移動が困難な人・忙しい人でも投票可能となることで投票率向上が期待
- 接触の機会が減り、感染症リスクが低減
- 投票所受付を最小化、投票結果集計が迅速化でき、中長期的には職員の負担軽減とコストが削減

① インターネット投票

【従来の投票】



- ✓ 時間の制約（投票所の開設時間）
- ✓ 地理的制約（決められた投票所）
- ✓ 移動の制約（投票所内外へのアクセス）
- ✓ 財政負担（場所と人の確保）
- ✓ 人的負担（立会・残業・深夜労働）

【インターネット投票】

制約と負担を軽減し、いつでもどこからでも投票可能に



共通デジタルID（つくパス）  
による厳正な個人認証



1. スマートフォン/タブレットにつくばアプリをインストール（初回のみ）
2. マイナンバーカードで公的個人認証（初回のみ）
3. つくばアプリで投票ページを参照し、顔認証とパスワードで本人確認
4. 候補者を選択し、投票
5. 投票結果は暗号化され、投票者情報と切り離されて集計



- ※ 3年間にわたる行政が行う事業の審査でのインターネット投票システムの実証実績
- ※ 基本構想の住民意向の確認にインターネット投票を実施
- ※ 2021年度市内公立学校での生徒会選挙での活用（GIGAスクール構想と連携）

規制の特例措置（公職選挙法）

- 投票場所について、インターネット投票については投票所以外の場所も認めること。
- 期日前投票について、インターネット投票については期日前投票所以外にも認めること。等



## つくば市が抱える問題

- 行政情報は、ホームページや各種アプリなどにバラバラに分散
- 自分が受けられるサービスを必要なタイミングに知ることが困難
- 届出や手続きをしたとき、一緒に行える手続きが不明瞭
- 外国人の言語の壁による情報格差が発生し、日本人と同じ情報が取得困難

## 目指す未来と取組内容

- 分散する行政情報を集約し、多言語で表示するポータルアプリを構築。住民の希望（オプトイン型）により、属性情報や関心事項に基づき個別化された適時の情報発信
- 住民は関心のある情報を見逃すことなく受け取ることが可能
- 緊急時にも外国語で迅速に情報取得

## ②多言語ポータルアプリ

「パッと見られて」「すぐ気づく」



窓口  
各種申請

観光  
イベント

移動  
(MaaS)

医療  
福祉

防災



ごみ



図書館



教育・  
子育て



各種相談



- 災害等緊急時にも外国語で迅速に情報提供

### つくばアプリ



※イメージ画像

- ・最新情報を分かりやすく提供
- ・属性や希望に応じたコンテンツ表示
- ・住民向けの大事なお知らせを個別化してプッシュ通知
- ・簡単な操作で申請



### 規制の特例措置

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律）

- 署名用電子証明書の失効について、失効せずに当該異動等の際に使用した電子証明書により住所情報を書き換えることを可能とすること。等

『書かない・待たない・行かない窓口を』

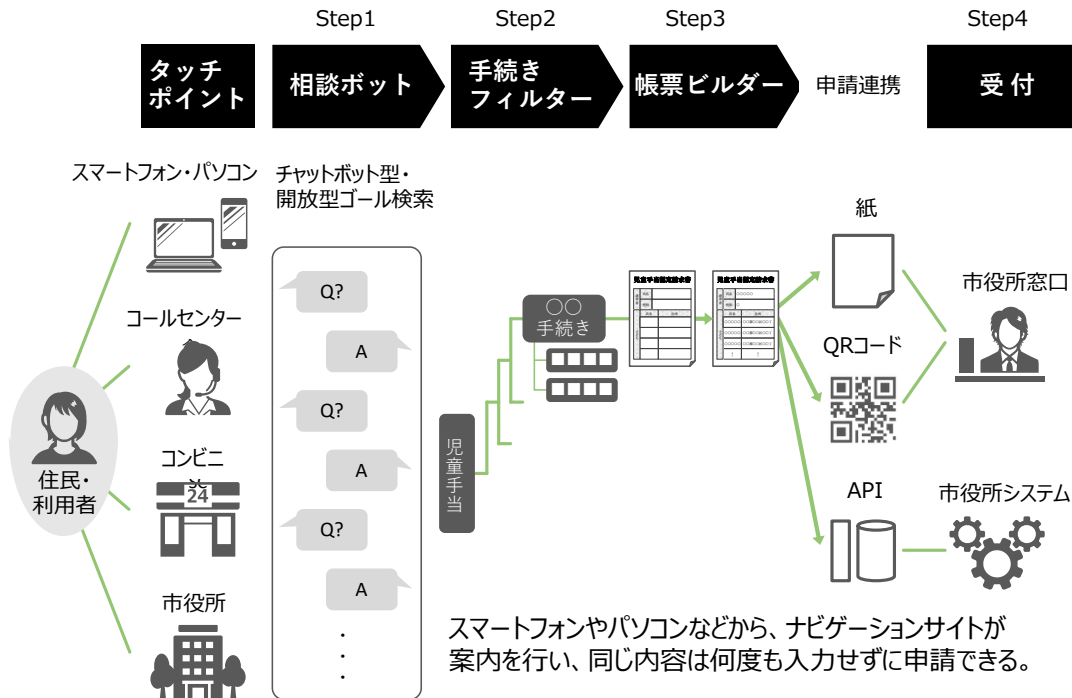
つくば市が抱える問題

- ▶ 住民ニーズに合った、行政手続窓口サービスが実現できていない。特に、デジタルトランスフォーメーションの観点からデジタル技術を活用した住民のユーザーエクスペリエンスの向上（何度も同じ内容を記載不要にすることなど）と、行政内部の業務効率化への対応

目指す未来と取組内容

- ▶ 行政手続に関する住民ニーズ調査を基に、窓口業務のサービスデザイン観点から、行政手続窓口をデジタル化（DX）
- ▶ 多様な行政サービスをナビゲーションするサイトを構築。行政手続での「書かない・待たない・行かない」を実現
- ▶ 行政サービス利用時の煩雑な申請手続を改善するための、行政手続棚卸しを実施、申請書作成手続を効率化

③行政手続DX



規制の特例措置（住民基本台帳法等）

- 対面規制等について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。

『行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを』

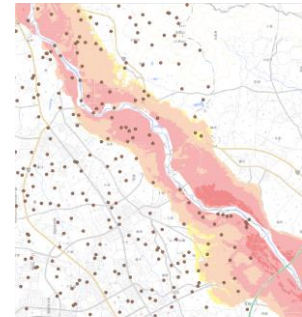
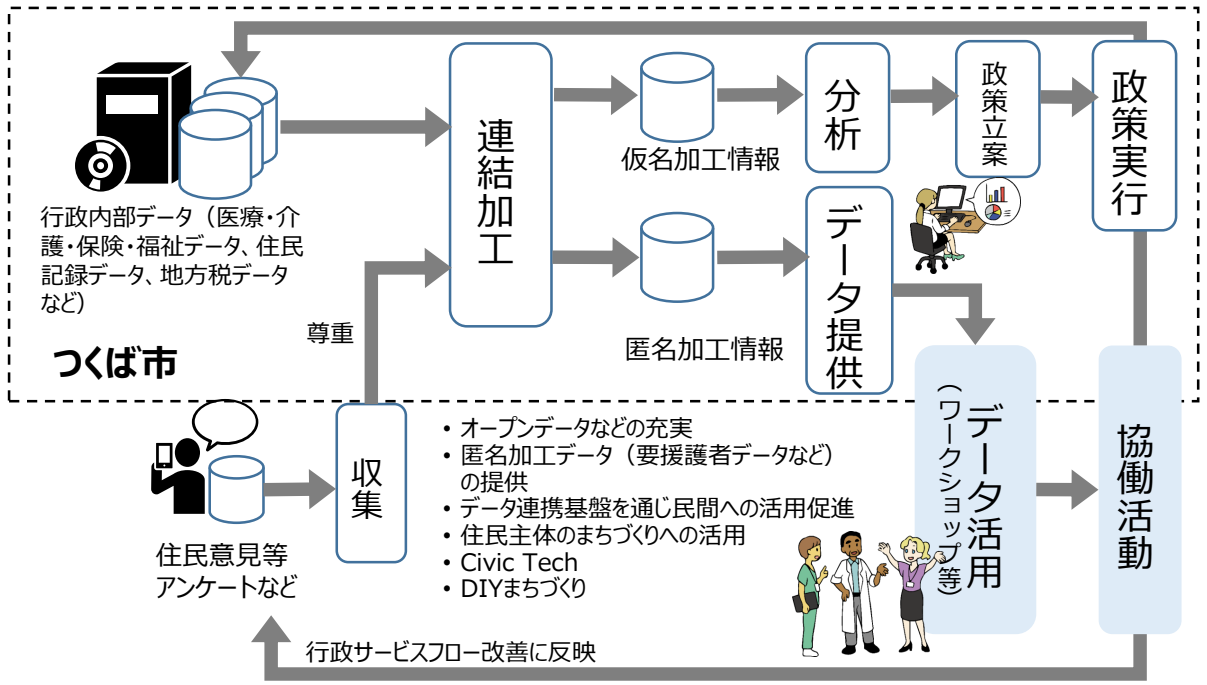
つくば市が抱える問題

- 地域の公的サービスと協働して、住民が主体的に地域課題の解決に参加できていない状況
- 住民は、市役所内部の大量のデータ（災害時に支援が必要な人のデータなど）へアクセス不可
- 複数の分野・地域にまたがる複合化・複雑化した課題に対し、市役所側の受け止めが不十分

目指す未来と取組内容

- 豊富な「行政ビッグデータ」の庁内共有・外部提供と、その分析により、地域課題を可視化
- 本人確認がなされた上での住民意見を収集する手段を開発し、住民意見等を分析し、制度の隙間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、よりの確なEBPMを推進
- 住民と行政が一体となった「Hack My Tsukuba（データを活用したアイデアソン）」等のワークショップを実施し、住民が主体的に活動する「地域共生社会」や「SDGs」を実現

④行政ビッグデータの活用



ハザードマップと要援護者の重ね合せ図

**規制の特例措置**（行政機関個人情報保護法）

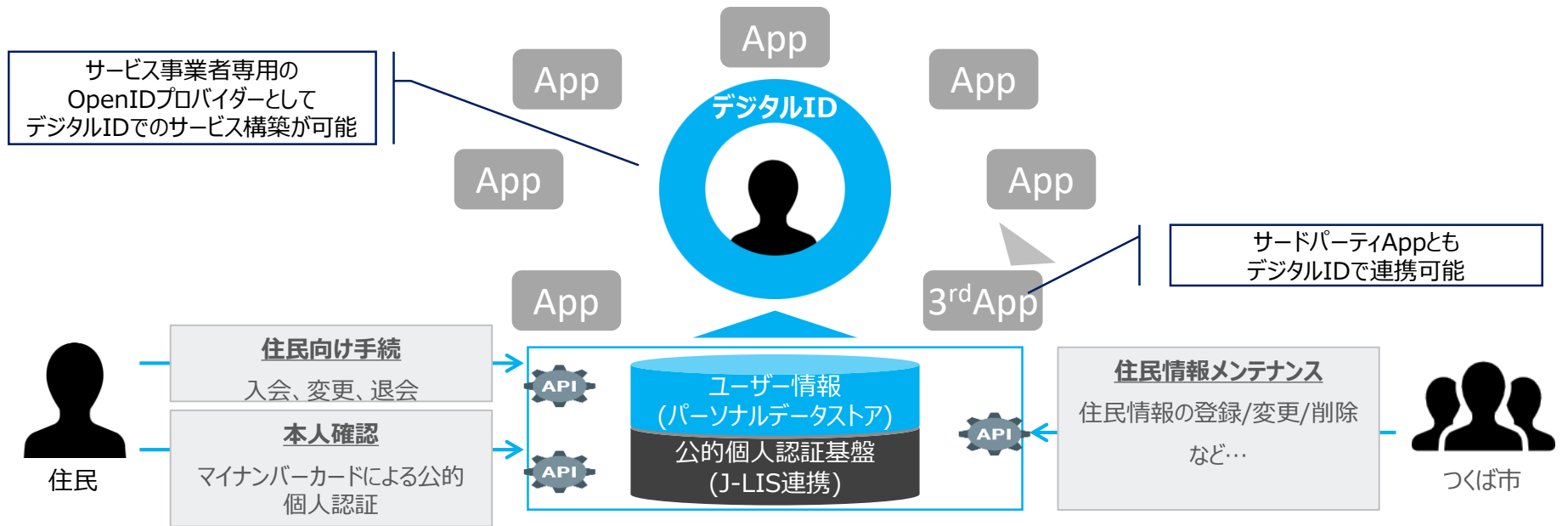
- 行政機関非識別加工情報の作成等について、企業等が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提案を行う際に、企業が行政機関へ個人情報を提供し、行政機関側で企業側情報と行政機関側情報を結合した上で非識別加工して当該加工情報を受領できるようにすること。



# 共通デジタルID 「つくパス」

## 概要

公的個人認証により本人確認済みのIDで複数のサービスをつなぐ共通デジタルIDプラットフォーム。  
つくば市がデジタルID発行の主体となり、その他の連携事業者が OpenIDプロバイダー（ID認証・認可プロバイダー）になるための機能もWEBサービス（WEB-API）として提供、複数サービスが連携した統合サービスが構築可能。



**Point ①**

**本人確認済みのデジタルID**  
マイナンバーカードをもとに本人確認の点検が完了したデータを使って、住民のデジタルIDを作成

**Point ②**

**複数事業者でのデジタルID利用**  
このデジタルIDを既存のサービスのアカウント情報や新しく利用するサービスで住民情報を連携

**Point ③**

**安全なサービス連携**  
認証・認可のプロセスを通じ、他のサービスに対し、最新の住民情報を提供

**Point ④**

**オプトインによる本人同意**  
ID連携が必要となる住民情報はオプトインによる本人の同意が取得できたもののみ連携



# 先端的移動サービス（つくばモビリティ①）

## 『必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を』

### つくば市が抱える問題

- 公共交通で市内移動するのが不便で、自家用車がないと、買物や通院など日常生活が不便
- 高齢者、障害者を支える移動手段が不足していることにより、ひきこもりがちになり社会参加が低下し、また、送迎など家族の負担や交通事故が増加

### 目指す未来と取組内容

- AI配車技術を活用したオンデマンドバスサービスを導入し、日常生活圏における目的地（病院、店舗、公共施設等）へのスムーズな移動を実現
- 自動走行機能を有するパーソナルモビリティを地区内シェアリングサービスとして導入し、オンデマンドバスの乗降場所まで離れている利用者でも利用しやすい環境を構築し、安心・安全な外出を実現

### ① 周辺部コミュニティ・モビリティの導入



- パーソナルモビリティシェアリングサービスで、自宅周辺、最寄りのバス停までの移動をサポート
- 自動走行機能により、高齢者、障害者の安心・安全な外出を支援
- オンデマンドバスサービスで、日常生活における移動目的地へスムーズに移動
- 交通結節点であるつくば駅周辺に接続することで、中心部の利便性へもアクセス



### 「つくばアプリ」へ MaaS機能を実装

#### 「つくばアプリ」からの検索・配車・決済を可能にし、利用しやすい交通サービスを実現

オンデマンドバスの運行情報（ダイヤ、走行位置等）、移動スーパーの運行情報と連携させたパーソナルモビリティの自動配車、アプリから配信される地域のイベント情報・コミュニティ活動情報等からの外出のきっかけ作りなど、多様なデータと連携することで目的に合わせたモビリティサービスを提供

#### データの活用

つくたく利用データを解析

※10年間にわたるデマンド交通サービス（年間5.5万人）の運用実績

オンデマンドバス

移動スーパー

運行情報（ダイヤ、走行位置等）と連携させ、パーソナルモビリティを自宅まで自動配車

### 規制の特例措置（道路交通法等）

- パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該パーソナルモビリティの無人自動走行を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さ要件を撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱いとすること等



## 『必要なとき、必要な場所へあらゆる移動手段を』

### つくば市が抱える問題

- つくば駅周辺の主要ランドマークを歩いて回るためには各施設間の距離があるため、回遊性に乏しく、中心部の賑わい減少が顕在化
- 近距離の移動であっても自家用車頼り

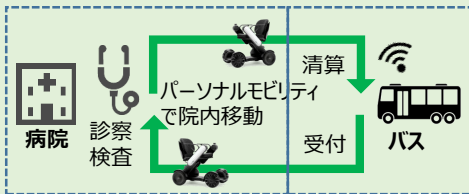
### 目指す未来と取組内容

- つくば駅周辺地区のペDESTリアンデッキでのパーソナルモビリティのシェアリング、学園東大通り・筑波大学構内での自動運転循環バスを提供し、つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性を向上
- つくばアプリを通じて、既存幹線交通へのスムーズな乗り継ぎを実現しつつ、タクシーの相乗りサービスや大学附属病院との医療MaaS、親子での外出に優しいこどもMaaSなど、新たな選択肢を提供

## ② 中心部ワンマイル・モビリティの導入

### 医療MaaS

- 大学附属病院との連携により、移動と診察を組み合わせたサービスを提供



### 自動走行パーソナルモビリティのシェアリング

- つくば駅周辺の主要目的地へのアクセス、回遊性の向上、交通弱者の安心・安全な移動



遠隔型自動運転システムによるモビリティや電動キックボード、シェアバイク等



### こどもMaaS

- 市内主要公園を低速自動走行モビリティで結び、親子での外出を支援
- こども単独での習い事等への安全な移動を支援



### タクシーの相乗りサービス

- 既存交通サービス（路線バス、コミュニティバス）を補完し、中心部の移動の新しい選択肢を提供



### 自動運転循環バス

- 学校、研究機関等の主要機関が集積する学園東大通り、スマートキャンパス化する筑波大学構内を結ぶ



公共交通サービス、パーソナルモビリティ、民間送迎サービスも含めた交通ネットワークの全体最適化

### 規制の特例措置（道路交通法等）

- 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合であっても、自動運転車の遠隔監視及び操作に限定した場合は、第二種免許でなく、第一種免許での運転を可能とすること。
- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の速度の上限を時速10kmとすること。また、パーソナルモビリティについても同様の取扱とすること 等



### つくば市が抱える問題

- 家事や育児で手が離せない、共働きで平日昼間は不在等、自分の都合に合わせて、欲しいときに荷物を受け取ることが困難
- ベビーカー利用時や子どもと一緒にの買物等、重い荷物を運ぶのが困難

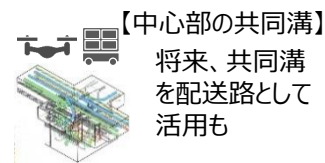
### 目指す未来と取組内容

- グリーンフィールドの高層住宅へのドローン配送、ペDESTリアンデッキでの荷物搬送ロボットによる365日24時間デリバリー等、いつでもどこでも便利に荷物を受け取れる仕組みを確立
- 買物後の重い荷物を自動追従型荷物搬送ロボットが配送支援、子ども連れでも買物が便利に

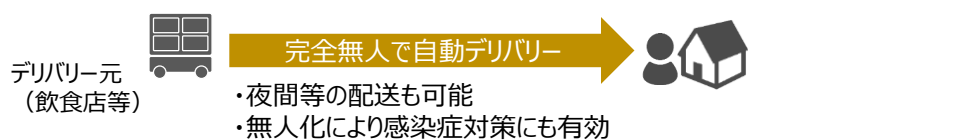
## ① 荷物搬送ロボットやドローン等による買物の利便性向上

### 欲しいときに荷物が届く

#### 荷物搬送ロボットとドローン活用による配送支援

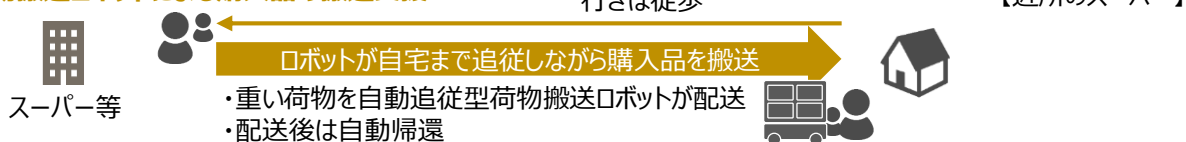


#### 荷物搬送ロボットによる365日24時間デリバリー



### 重い荷物を自動で運んでくれる

#### 自動追従型荷物搬送ロボットによる購入品の搬送支援



### 規制の特例措置

（道路交通法等）

- 荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車と同様に、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行を可能とすること。なお、当該荷物搬送ロボットについては、道路運送車両法の適用除外とすること。等



# 先端的物流サービス（つくばポーター②）

## 『周辺部の点在するお店をもっと近くに』

### つくば市が抱える問題

- 近くにスーパーがなかったり、移動販売の時間が合わなかったりと、自家用車がないと周辺地区における生活用品の買物が困難
- 医療機関や薬局が近くになく、遠隔医療を受けた場合でもその後の処方薬の受取が困難

### 目指す未来と取組内容

- 移動スーパーの現在地、到着時間をスマートフォンで確認可能にし、到着時間に合わせて自宅からパーソナルモビリティで移動する買物を実現
- 医療機関、薬局、スーパーの連携により、遠隔診療後に処方薬を移動スーパーで受取

## ②移動スーパーの高度化

### 移動スーパーの見える化

#### 自宅と営業場所間のパーソナルモビリティ活用

#### パーソナルモビリティで楽々移動



到着時間ちょうどに営業場所へ

自動運転で移動



移動スーパー

自動運転で帰宅

荷物も一緒に移動



#### 移動スーパーの位置が見える化

#### 移動場所、到着時間等がスマホでわかる

#### 移動スーパーの現在地をリアルタイム表示



その他、こんな機能も

- ・運行状況等の**プッシュ通知**  
渋滞、工事等で到着時間の遅れを通知  
おすすめ商品や在庫状況のお知らせ等

- ・**キャッシュレス**  
レジの効率化  
購買データの活用（ニーズに応じた商品提供等）

### 欲しいものが届く

#### 医薬品等の販売

#### 遠隔医療受診後の薬をお届け

#### 自宅で遠隔医療



#### 移動スーパーで受け取り



生活習慣情報・パーソナルヘルスレコードに基づいてたおすすめの商品や日用品の提供も



### 規制の特例措置

（道路交通法施行規則等）

- 原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。等



『生活・医療の情報をもとに健康な生活を』

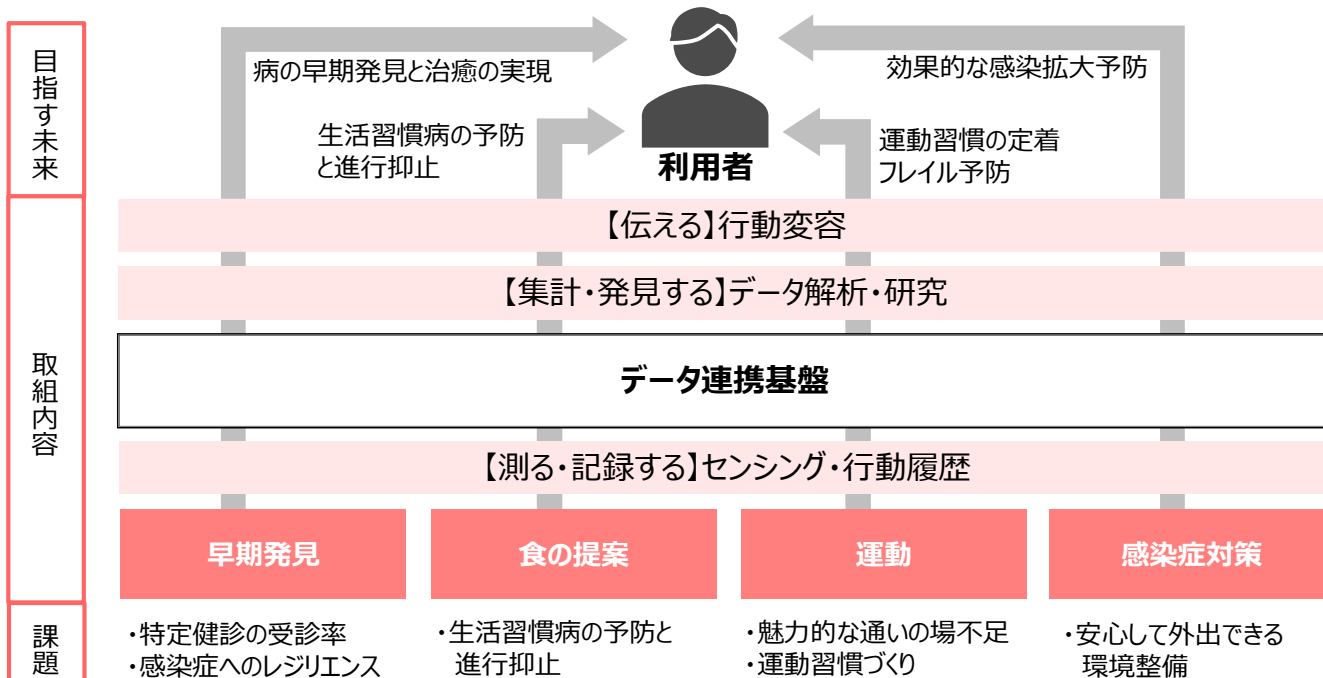
つくば市が抱える問題

- 高齢者の病気療養や要介護の期間が長期化（平均寿命と健康寿命とのかい離）
- 標準化医療費全体に占める生活習慣病は約5割であり、茨城県の標準化医療費よりも高額
- 特定健診の低受診率
- 高齢者の外出の機会や意欲が低下。他方、感染症の流行下では、外出を自粛するなどの活動縮小が必要

目指す未来と取組内容

- 生活情報と医療情報に基づいた食のレコメンドを実施し、糖尿病等の生活習慣病を予防・進行抑止
- コミュニティの形成支援と運動の習慣化により、外出意欲を創出、運動習慣の定着とフレイル予防を実現
- 行動タイプ別の勧奨通知を行い、病の早期発見と治療を実現
- 体温管理等による健康予報により、効果的な感染拡大予防

① 医療情報や生活習慣情報活用による健康寿命延伸



**規制の特例措置**  
 （臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設）

- 検体測定室で得られた測定結果の診療利用を可能とすること。

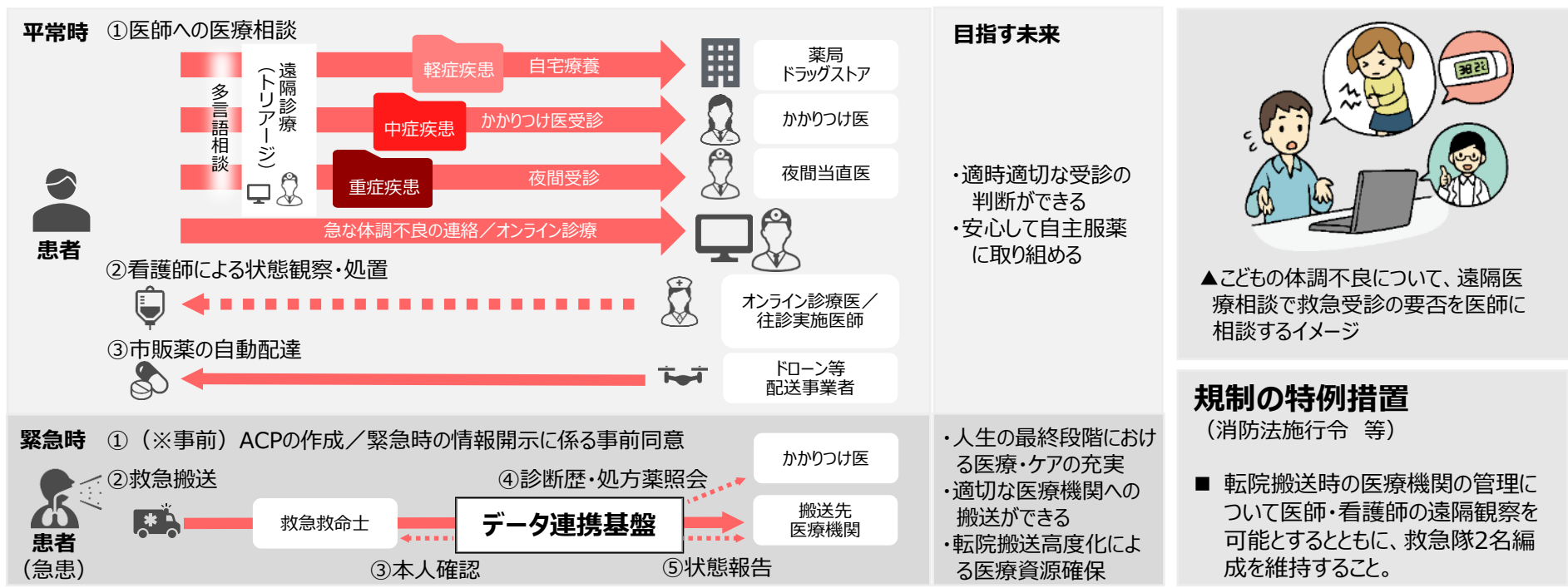
## つくば市が抱える問題

- 都市と郊外の二極化により、救急医療へのアクセスに地域差
- 侵襲的治療非希望や蘇生行為不要といった人生の最終段階における医療に対する希望が搬送後に判明
- 同時多発的な搬送要請が生じた場合、地理的距離だけでなく、必要な医師・医療設備、重症度と緊急度に応じた搬送が必要
- 感染症予防及び医療費の適正化の観点から、セルフメディケーションの促進が必要

## 目指す未来と取組内容

- 電子データでのアドバンス・ケア・プラン（ACP）作成・管理により人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の希望を尊重
- 遠隔医療相談等による医療トリアージにより、不要な時間外診療抑止とセルフメディケーションを促進
- 緊急時において、生体認証に基づき医療関連情報を共有、適切な医療機関への搬送と救急医療を高度化

## ②救急医療高度化と亡くなる日までの人生計画





## 『住み慣れたまちで自分らしい人生を』

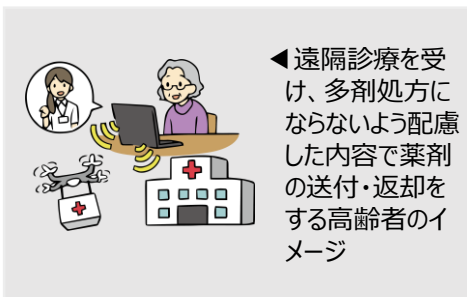
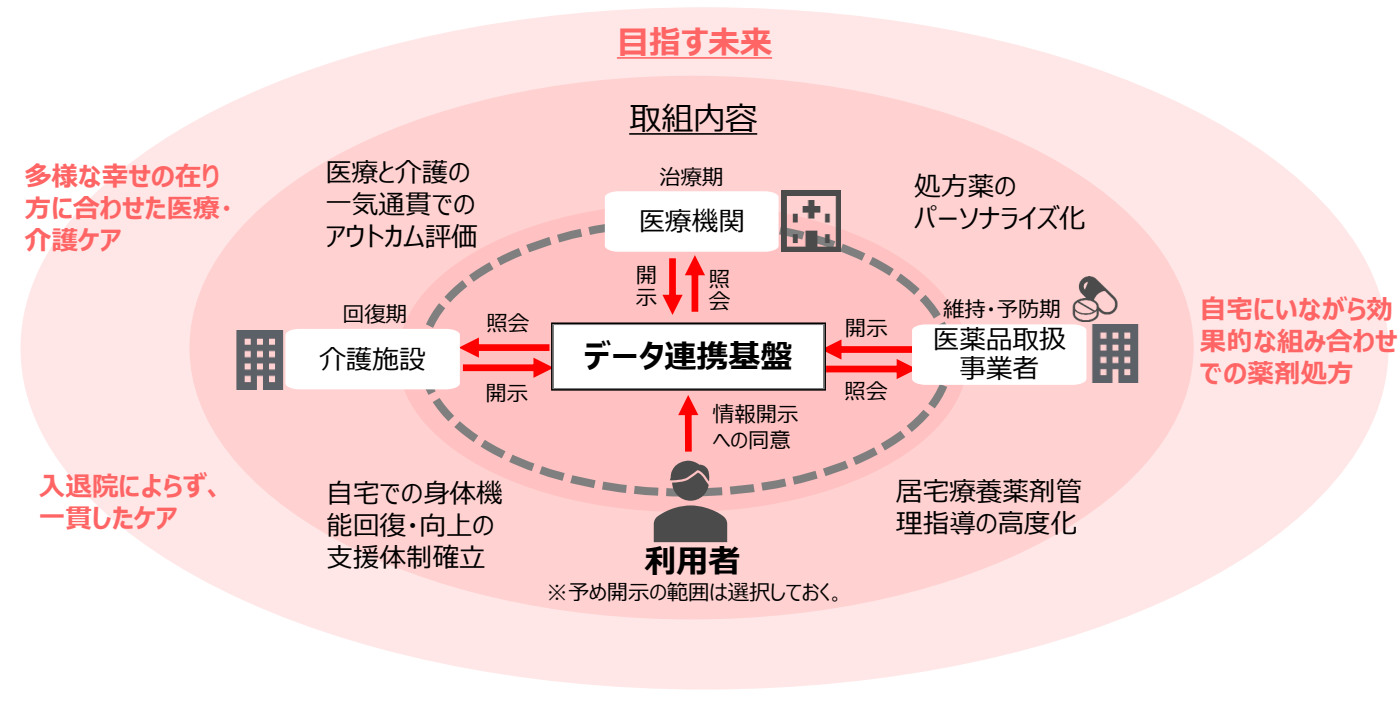
## つくば市が抱える問題

- 医療と介護の分断によるサービスの空白地帯が存在
- 感染症予防の観点から、施設への通所のためらい
- 医療機関と介護施設で情報が分断していることから、各機関・施設において身体機能の維持・改善のみが評価対象となっており、先天的な機能差等を加味し、個人の感じ方（幸福度）を含めた評価が不可能
- 病院間及び薬局間で処方薬の情報が統合されていないため、複数の病院に通院する人ほど、多剤処方となる傾向

## 目指す未来と取組内容

- 医療・介護・薬局間で相互に情報を参照・分析・評価できる環境を構築、効果的な組み合わせの薬剤処方や多様な幸せの在り方に合わせたケアを実現
- 自宅等で専門家の指導の下、身体機能改善プログラムを受けられる仕組みを構築、入院によらず、一貫したケアを提供

## ③医療・介護・服薬の連携による包括的サービス



## 規制の特例措置

（個人情報の保護に関する法律施行令）

- 診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合については、診療情報の電子データの電子メール等での交付を可能とすること。

『自分の手元に生涯の健康記録を』

つくば市が抱える問題

- 診療情報等の開示方法（紙、電子データなど）は、医療機関の管理者の指定する方法に限定
- 制度上、個人情報の開示についても書面交付が基本で、例外も請求者の同意の下、取扱事業者が決定
- 医療情報は機微性が高く、医療分野におけるマイナンバーの活用が限定的

目指す未来と取組内容

- 健康・医療情報の個人へのデータ還元により、自分の症病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧可能化
- 機関間の健康関連データの情報連携により、検査・診断結果や処方薬情報、予防接種履歴を本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能化。資格異動時にもシームレスに健診結果を連携

④マイナンバー及びマイナンバーカードを用いた個人への健康関連データの還元

目指す未来

・自分の傷病歴や処方薬の内容をいつでも閲覧



・転出入によらない健診・予防接種の記録



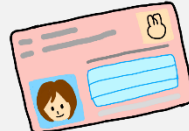
・資格異動時にもシームレスに健診結果を連携



個人がマイナンバーカードによる個人認証の下、データを照会

【照会例】病歴、服薬履歴、検査結果、健診結果、予防接種履歴、障害者認定

利用者

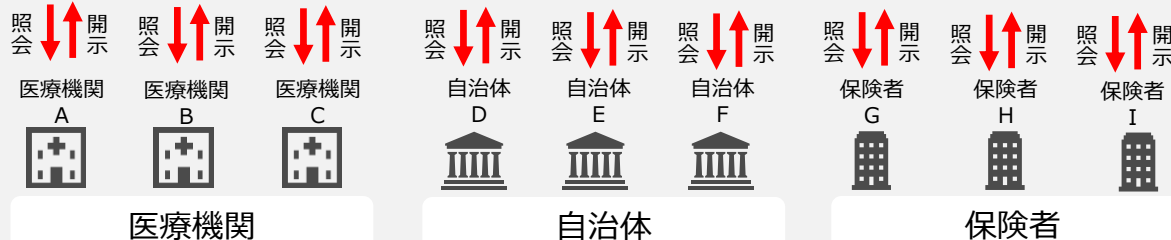


※照会したデータ別に統合されたもの



データ連携基盤

取組内容



※医療等分野での番号（電磁的符号を含む）による管理

※マイナンバーで管理

※マイナンバーで管理

※厚労省が進める医療等情報の連結推進に向けた被保険者番号活用の取組みの方針を斟酌する。  
 ※国の取組みを活用できるよう応用のきく仕組みづくりに配慮する。

規制の特例措置

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

『安全で持続可能な都市空間を』

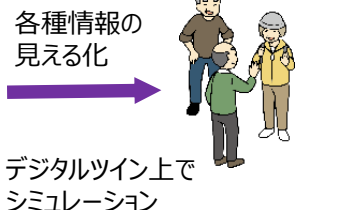
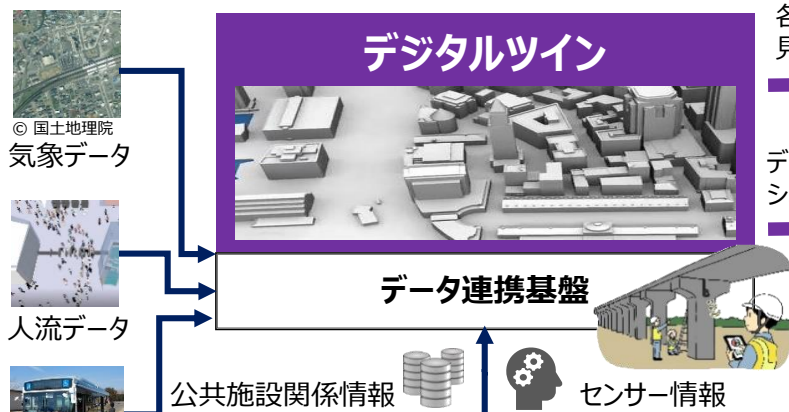
つくば市が抱える問題

- 研究学園都市建設時に整備されたインフラが一斉に老朽化し、更新時期が集中
- 公務員宿舎の処分による跡地開発等により、つくば駅周辺の緑豊かなゆとりある街並みが大きく変化するとともに、大規模商業施設の閉店等によりまちの賑わいが減少

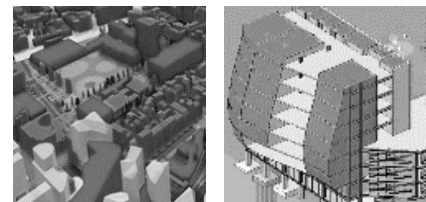
目指す未来と取組内容

- SIBによる民間資金を活用した予防保全（長寿命化）の実施及び公共施設包括管理による専門性の向上及び維持管理の効率化によりインフラ維持管理に関するトータルコストを削減
- デジタルツイン上でのシミュレーションによる都市空間のスマートプランニングによる市街地の活性化やカーボンニュートラルの実現

① インフラ・エネルギーマネジメント

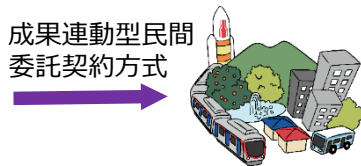


- 都市空間をスマートプランニング及びPDCAサイクルの実施
- 市全体や公共施設の快適な都市空間を保ちつつカーボンニュートラルの実現



公共施設包括管理による  
効率化・高度化

**SIBによる予防保全**  
(長寿命化)  
※SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）



- インフラ維持管理に関するトータルコストの縮減

規制の特例措置  
(建築基準法)

- 高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。

『住民とつくる災害に強いまちを』

つくば市が抱える問題

- 災害時の被害状況や避難所の開設状況等の確認、定時報告等が手間
- 比較的災害が少ないため、訓練だけでは避難所運営に関するノウハウが蓄積しにくい状況
- 避難者の病歴等がわからないため、医療継続が困難

目指す未来と取組内容

- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化し、住民の安全・安心な避難を支援
- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向でつなぎ、市役所の災害対応を効率化
- 避難所での必要医療の継続

②避難所・被災状況の可視化

避難所等の見える化



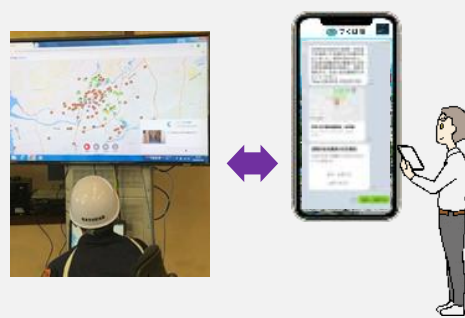
- 避難所の開設状況や被害状況、混雑情報、備蓄品、電源供給可能な水素燃料電池バスの位置を地図上で可視化

被災状況の共有



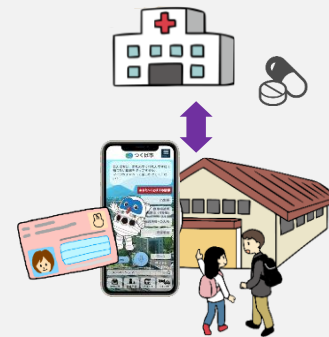
- 住民や職員が市の災害対策本部に被害状況を共有

市役所の災害対応の効率化



- 災害対策本部と避難所担当職員を双方向で接続

医療の継続



- 生体認証等により病歴、処方歴等を把握し、医療を継続

規制の特例措置（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

- 自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。



# 『住民みなで見守り安心で安全なまちを』

## つくば市が抱える問題

- 近隣に血縁者がいない核家族の増加や共働き世帯の増加等により、地域における相互助け合い力が低下
- 犯罪件数は県内でも高止まり

## 目指す未来と取組内容

- 学校が収集した不審者情報をつくばアプリの地図を経由して、保護者等希望する住民にプッシュ配信し、犯罪回避を促すことにより安全・安心なまちを実現
- 不審者情報等を地図・デジタルツイン上に表示・共有し、市役所や警察での対策に活用

### ③地域防犯情報ネットワーク



個人情報保護法の施行に係る  
関係条例の条文イメージ

個人情報保護委員会事務局  
総務省自治行政局  
令和4年4月



<留意点>

- 本資料の記載は、令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「改正法」という。）の条文の解釈等を前提に、地方公共団体において定め得る条例の規定例を示すものである。
  
- したがって、本資料に記載の規定例は、そのままの形で条例化されることは想定しておらず、あくまで、自治体担当者の概要把握の一助となることを期待して、示すものである。
  
- なお、本資料末尾に記載する条例事項一覧は、改正法において条例で定めることとされている条文及び条例で定められる可能性がある事項について言及している条文を示すものである。

〇〇市個人情報保護法施行条例

網掛け：条例で定める必要がある事項

下線：必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

下線：条例で定めることを妨げるものではない事項

【条例の趣旨に関する規定を設ける場合】

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【用語の定義についての規定を設ける場合】

（用語）

第二条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

【改正法第 60 条第 5 項に基づき条例要配慮個人情報に関する規定を設ける場合】

（条例要配慮個人情報）

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- 一 ・・・
- 二 ・・・
- 三 ・・・

【改正法第 75 条第 5 項に基づき個人情報取扱事務登録簿に関する規定を設ける場合】

（登録簿）

第四条 市の機関等（市の機関（議会を除く。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）<sup>1</sup>は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

<sup>1</sup> 適用の対象は任意。

- 一 . . .
- 二 . . .
- 三 . . .
- 四 . . .
- 五 . . .

- 2 市の機関等は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

【改正法第 78 条第 2 項に基づき情報公開条例の規定との整合を図る規定を設ける場合】

(不開示情報)

- 第五条 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号)第〇〇条第〇〇号に掲げる情報とする。
- 2 法第七十八条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、〇〇市情報公開条例第〇〇条第〇〇号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

- 第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たり〇〇円とする。

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

- 第六条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇市手数料条例(昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号)に定める額<sup>2</sup>とする。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

- 第七条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

<sup>2</sup> 手数料条例において、保有個人情報記録されている地方公共団体等行政文書一件当たりの額を定めること、又は開示の方法に応じた額を定めることが考えられる。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

第八条 開示決定等は、開示請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第 83 条第 1 項及び第 2 項に定める「30 日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第 108 条に基づき開示の手続に関する規定を定める場合】

第九条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から〇〇日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、市の機関等は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

※「〇〇日以内」については、法第 84 条に定める「60 日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第 108 条に基づき訂正の手続に関する規定を定める場合】

第十条 訂正決定等は、訂正請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第94条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。

【改正法第108条に基づき利用停止の手続に関する規定を定める場合】

第十一条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から〇〇日以内にしなければならない。ただし、法第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を〇〇日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

※「〇〇日以内」については、法第102条第1項及び第2項に定める「30日以内」を短縮するもののみ許容される。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料<sup>3)</sup>)

第十二条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、〇〇円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに〇〇円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第百十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法百十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- 二 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 〇〇円

※別に手数料条例を規定する場合の規定例

第十二条 法第百十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、

<sup>3</sup> 令において定める額を標準として定めること。

〇〇市手数料条例（昭和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）に定める額<sup>4</sup>とする。

【改正法第 129 条に基づき審議会への諮問に関する規定を定める場合】

第十三条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、〇〇市個人情報保護審査会条例（令和〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇市個人情報保護審査会<sup>5</sup>に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

※「個人情報の取扱いに関する運用上の細則」とは、法令やガイドライン、事務対応ガイド等の記載に則った具体的な運用方法について定めるものであり、例えば、法第 62 条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第 65 条に基づく正確性の確保のための方策、法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第 69 条第 2 項第 1 号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用についての細則がこれに当たる。

※上記各号列記の事項は、これまでの照会等を踏まえて例示するものであり、これらの項目について条例に規定を設けるべきとの趣旨ではないが、法第 129 条の委任規定の趣旨に鑑み、諮問を行うことが特に必要であると考える事項について、上記も参考にしつつ、具体的な記載をする必要がある。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

<sup>4</sup> 手数料条例において、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書一件当たりの額を定めること、又は開示の方法に応じた額を定めることが考えられる。

<sup>5</sup> 法第二百二十九条の規定による諮問に応じ調査審議する機能を有する審議会等を諮問先として規定する。

【既存の個人情報保護条例を廃止する場合】

(旧条例の廃止<sup>6</sup>)

第二条 ○○市個人情報保護条例(平成○○年○○市条例第○○号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

【改正法附則第3条と同等の経過措置を設ける場合】

(経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第○○条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第○○条に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)又は旧条例第○○条に規定する非識別加工情報等(以下「旧非識別加工情報等」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧条例第○○条に規定する実施機関<sup>7</sup>(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報又は旧非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日(以下「附則第二条施行日」という。)前に旧条例第○○条、第○○条又は第○○条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 附則第二条施行日前に旧条例第○○条の提案がされた場合における旧条例に規定する非識別加工情報の作成及び提供、提案の審査、第三者に対する意見書提出の機会の付与、利用に関する契約の締結及び解除、手数料の納付その他の手続については、なお従前の例による。<sup>8</sup>

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第○○条に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。<sup>9</sup>

<sup>6</sup> 廃止とするか一部改正とするかは任意。

<sup>7</sup> 地方独立行政法人を含むものとして規定している。旧条例において実施機関に地方独立行政法人を含めていない場合には、別号で規定する必要がある。

<sup>8</sup> 旧条例に非識別加工情報に関する規定がある場合に限る。

<sup>9</sup> 第4項から第6項までは、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置で

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第〇〇条に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 前二項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

【改正法附則第10条では措置されない旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置を設ける場合】

第四条 附則第二条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

---

ある。



## 〇〇市個人情報保護審査会条例

### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 設置及び組織（第二条－第六条）
- 第三章 審査会の調査審議の手續（第七条－第十条）
- 第四章 雑則（第十一条・第十二条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この条例は、〇〇市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

### 第二章 設置及び組織

#### （設置）

第二条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、市に、〇〇市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

#### （組織）

第三条 審査会は、委員〇〇人をもって組織する。

#### （委員）

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとき

は、その委員を罷免することができる。

- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

### 第三章 審査会の調査審議等の手続<sup>10</sup>

(定義)

第七条 この章において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）

<sup>11</sup>及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。）をいう。

- 2 この章において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、そ

---

<sup>10</sup> この章（第七条から第十条まで）は必要に応じて定めることが考えられる規定。

<sup>11</sup> 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

の提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。<sup>12</sup>

(委員による調査手続)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### 第四章 雑則

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定

---

<sup>12</sup> この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。

める。

(罰則)

第十二条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第五十一条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
  - 3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
  - 4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
  - 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

- 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。<sup>13</sup>
- 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

---

<sup>13</sup> 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

## 〇〇市個人情報保護審査会<sup>14</sup>条例（例）

### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 設置及び組織（第二条―第六条）
- 第三章 審査会の調査審議等の手続
  - 第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第七条―第十条）
  - 第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第十一条）
- 第四章 雑則（第十二条・第十三条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この条例は、〇〇市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

### 第二章 設置及び組織

#### （設置）

第二条 次に掲げる事務<sup>15</sup>を行うため、市に、〇〇市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- 二 〇〇市個人情報保護法施行条例第〇〇条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

#### （組織）

第三条 審査会は、委員〇〇人をもって組織する。

<sup>14</sup> 機能に応じた名称をつけることが考えられる。

<sup>15</sup> 機能に応じて規定することが必要となる。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、〇〇年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員〇〇人をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、第二条各号に掲げる事務を行う。

第三章 審査会の調査審議等の手続<sup>16</sup>

第一節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第七条 この節において「諮問庁」とは、法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関（市の機関（議会を除く。）

<sup>16</sup> この章（第七条から第十一条まで）は必要に応じて定めることが考えられる規定。

<sup>17</sup>及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。)をいう。

- 2 この節において「保有個人情報」とは、法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第八条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。<sup>18</sup>

(委員による調査手続)

第九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十条 審査会は、第八条第三項の規定による資料の提出又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第十三条第四項に

---

<sup>17</sup> 独自に議会が保有する個人情報に対する開示等について条例で定めた場合には、議会を含めることもあり得る。

<sup>18</sup> この規定により提出された資料の交付手数料については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける。したがって、現行の行政不服審査会条例等で定める手数料と異なる手数料を設定する場合には、別途の措置が必要となる。



規定する参加人をいう。)又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

## 第二節 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

### 第十一条 . . .

※第二節においては、法第129条により「特に必要であると認めるとき」に当たるものとして審議会に諮るべき事項として定められたものについて、当該審議に係る手続きも含めて遺漏なく定める必要がある。

## 第四章 雑則

### (委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

### (罰則)

第十三条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第五十一条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

### (旧条例の廃止)

第二条 〇〇市個人情報保護審査会条例(平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定の施行の際現に旧条例第〇〇条の規定により市に置かれた同条に規定する〇〇市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第四条第一項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 2 市長は、施行日前においても、第四条第一項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、その任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 3 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第〇〇条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前に〇〇市個人情報保護法施行条例（令和三年〇〇市条例第〇〇号）附則第二条の規定による廃止前の〇〇市個人情報保護条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条又は第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 前条の規定の施行前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第三項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、〇〇以下の懲役又は〇〇円以下の罰金に処する。<sup>19</sup>
- 7 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

---

<sup>19</sup> 第6項及び第7項は、旧条例に規定された罰則に対応する内容を定める経過措置である。

〇〇市情報公開条例（改正例）

【匿名加工情報に関連した不開示情報の追加を行う場合】

（開示義務）

第〇条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 . . .

二 . . .

- 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号<sup>20</sup>

【改正法第60条第3項第2号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設ける場合】

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第〇条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

<sup>20</sup> 既に非識別加工情報等を情報公開条例上の不開示情報としている場合にも、文言の改正が必要となります。

- 一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第〇条第〇号〇及び・・・に規定する情報<sup>21</sup>に該当すると認められるとき。
  - 二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第〇条<sup>22</sup>の規定により開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【改正法第 60 条第 3 項第 2 号ロに定める意見書の提出の機会に関する条文を設けることに伴い、情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設ける場合】

（審査会への諮問等）

第〇条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく〇〇市情報公開審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 二 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）

【情報公開審査会への諮問義務の例外からの除外事項についての調整規定を設けることに伴い、諮問をした旨の通知義務についての調整規定を設ける場合】

（諮問をした旨の通知）

第〇条 第〇条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

<sup>21</sup> 開示義務の適用除外から「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」等を除外している場合には、当該条項を追加します。

<sup>22</sup> 不開示情報が記録されている公文書を公益上特に必要があると認めるときに開示することができる旨の規定等がある場合には、当該条項を追加します。

- 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(参 考)

## 条例事項一覧

### 【条例で定める必要がある事項】

条項	条文
第 89 条 第 2 項	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第 119 条 第 3 項	3 第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。
第 119 条 第 4 項	4 前条第二項において準用する第百十五条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

### 【必要に応じて条例で定めることが考えられる事項】

条項	条文
第 60 条 第 3 項・ 第 2 号	<p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除き、同条第二号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 行政機関情報公開法第三条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第二条第一項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第三条、独立行政法人等情報公開法第三条又は情報公開条例の規定に</p>

	<p>よる開示の請求をいう。)があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第十三条第一項若しくは第二項、独立行政法人等情報公開法第十四条第一項若しくは第二項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>三 (略)</p>
第60条 第5項・	<p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p>
第78条 第2項	<p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。</p>
附則 第10条 第2項	<p>2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。</p>

【条例で定めることが妨げられるものではない事項】

条項	条文
第75条 第5項	<p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない</p>
第107条 第2項	<p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあつては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第四条の規定の特例を設けることができる。</p>
第108条	<p>第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の</p>

	規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。
第129条	第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。



個人情報ファイル簿

参考資料D

管理番号 0000196

令和 4年 7月 8日現在

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金対象世帯情報
実施機関の名称	つくば市長
個人情報が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 総務課
個人情報ファイルの利用目的	特別定額給付金支給事務に使用するため。
個人情報ファイルの記録項目 ※は要配慮個人情報	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、障害※、施設入所等の情報、家庭状況、DVによる避難情報
記録の範囲	特別定額給付金申請書、決定通知書並びに勸奨通知の作成・発送及び給付金システム（審査・管理等）での利用
記録情報の収集方法	住民基本台帳
記録情報の経常的提供先	株式会社茨城計算センター
他の法律又はこれに基づく命令の規定による、訂正、利用停止等に特別の手続き等	
条例第2条第6項に規定するファイルの別	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号ファイル（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 第2号ファイル（マニュアル処理ファイル）
条例第12条第2項第4号に基づく重複ファイルの有無	有
備考	ファイル名の拡張子を削除、及び、廃棄年月日の削除を行いました。